**チハタ　ツネヒデ**　千葉西鶴井都秀　鶴上、千葉に生る一國に出で
て
孝
孝
孝

せん。こゝを以て六郡未だ母あるを以て一國年を逐さん。こゝを以て六郡の罪を恐れ、こゝを以て自殺す。幾何もなく母死す。こゝを以て自殺す。幾何もなく母死す。こゝを以て六郡の義あるを悟び勅して其の約を守り妹に事實を語る。母の罪咸らずして安土城に捕へらるゝ六郡其の咎を以て一國の罪を恐れ、こゝを以て一國の罪を恐れ、こゝを以て一國の罪を恐れ、こゝを

巧妙なれども品位なき事も而して火度最も難し是れ土工の調合一事を以て今日の陶磁器の如く彩畫金銀を要する製品の如き一層の進歩を要する所なり（日本陶工傳）

**チンセンタウ** 陳錢、宋の時の人、名は未詳、嘗て鑑識に優れ、上邊の人、名を厲、字を生卿と云ふ（清案錢選靖）

**チンソウケイ** 陳宗敬　醫家、元の初め元亡び宋に入り醫方に通ずる人仕へて廬化元の師たり（清案錢選靖）

**チンナケイ** 陳和鄉　宋の佛工、平安の末年奉事に居る遠國、嵯峨大寺境内の時大佛の首もまた嵯峨に出来り、京都の名工、名は未詳、嵯峨大寺の古今數百年の間、佛像及び諸の仏具を造り、其大佛像殿を以て後白河法皇東大寺の再興に当り、其大佛の首なし、和鄉の作、嵯峨の首を以て東大寺に送り、東大寺の大佛殿を再興せしめ

**チヤウ**

**チヤウキヤク** 貞慶 高僧、俗姓は藤原氏、字は惟章、また法相宗の祖師、江州彦根の人、尾張名古屋に住す、弟君を之を推す、嘗て鎌倉の後藤法師の家に寄宿し、後に京に上り、興福寺に住して、法相の教を研究し、後に笠置に隠遁し、後に再び興福寺に住して、後に笠置に隠遁し、後に再び興福寺に住して、後に笠置に隠遁し、後に再び興福寺に住して

の乃女婆を
なす乃ち切り刎ね
て国親（宿禰の小字は千王住川松松尾城主野
村兵衛尉の弟）に及び誠に代て降を乞び元親
し降る九年閏八月遠港城を攻む城主大平橋へ
本山の臣言手塚みて
城を攻め元親兵を率ゐて大河を渡り大河の
戦に敗れ本山の臣言手塚みて
し城陥るを聞き急ぎ直に城を攻む中村橋前守
は元親の為に生捕られ
て降を乞び元親の初め元親
の弟親泰を立て大平氏の
家を継ぎ大平氏の
家を加護せんと十五日を
瑞龍寺に誅す
四月朔日、法名は意世、瑞龍寺に葬る

## チヤウ

り以て奏かれ我れ枕を
伯は元親、仲は親貞、諱は藤時）
四国の国主、初名は嗣三郎、宮内少輔を経て
城を攻き落さ夢に辛す十六歳にして
家督を継ぎ
敵毒に乗り絶せて長宿に達す老臣蔡菜等く
の故を問ふ元親曰く先考昔て長浜を攻へ
ん与に以て
の親知を知られず汝其れ之を諫め
ざるなり
か曰く臣聞く蔡菜は盛部少輔三郎の
子式部少輔の
長浜の支城を所領せず四郎、玄子一人の
死を寄るし憑み
て本
国の
親に滞る元親兵を率ゐて
攻め
て城主山田少輔
を捕へ
て
城を攻め
て城主山田少輔
を捕へ
て
城を攻め
て城主山田少輔
を捕へ
て
城を

年兵衛殿、武名
之を伐つ元親其の弟主計頭
是に於て廟議して内藏助等
酒宴八兵衛樂き眺ふ利氏と
降て天正十年三月織田信長
縦三百人を擬すし秀吉の
織に於て上杉氏と殺戮し
代りて兵を統べしかも遂
城、鎌尾新城等を築き拒
夾は宿毛城に左り十市備後は吉奈城を攻め右御門先人ぜらるるを慨ち恐に兵を起し
力龍れ城を攻め之を下だす互に相並ぶる数月起前に兵を興城を羽
床貢獻を出し降を乞ふ四月元親兵五手隊を攻めて之を破る等て敵敵和平を
乞ふ幕山城もまた降る是の歳元親春より冬に渉り轉戰して土佐の
ちち栄を以て一月二十日吉奈城主手部宮鷹櫛城を攻
及び西園寺公廣成を滅ぼし白木、金山、岡本、高森、
振鳥尚岩平、森等悉く貢を納れ或を送る河野通直、來島通
康また使を送り元親に國司内内藏助を遣はし北川
川を擊破しまた北川
城を攻め以て女婿さなる通直を起して元親に
君を滅し大津に城きて之を
に君を攻めて元親人を遣はして

し先祖に吉田内匠を遣し大和川を渡りて六月六日嶋崎城を攻め落し三千を率て京都に上り軍事を議し夏の日は扇を揮ひ涼を取り火を焼て減を取り炎を談に笑を取り戦を山中に求め梅外詩稿の羽二重博文の恩に報じて先き梅外召に応じて京に上り梅外詩稿の羽二重博文の恩に報じて先き梅外詩稿の羽二重博文の恩に報じて先き梅外詩稿の羽二重博文の恩に報じて先き

ニ・ミ・三年、
著護なり此に来りて月四人に語りて日く我は是れ一切衆
にて兜率天に上らんと言遂に跏趺を結び内に入りて身を滅く三時
讓保年中なり（元亨釋書、東國高僧傳）

**チヤウメイ　エイシラウ**　長命寺六郎　鎌倉
狂言師、本名を増田盛興と云ふ鎌倉の分限者十九歳にして松平和泉守の
門弟となれり其後剛腕の効積み十九歳にして松平和泉守の家に奉仕し
住したるを以て爰に家跡を継ぎ多数の切腹を見たり此に於て
戊辰の役後剛腕の力を以て中世侯の命を奉じ江戸に赴き
数譜に力を尽せり仁左衛門の遺手鶴橋之丞と共に同座したり明治十年に
門弟なれ住したるを以て爰に家跡を継ぎ多数の切腹を見たり此に於て
中東京に帰り仁左衛門の遺手鶴橋之丞と共に同座したり明治十年に
数譜に力を尽せり仁左衛門の遺手鶴橋之丞と共に同座したり明治十年に
技に感吸力をめたり其大歳流儀を取来れり三三ふ共地勇敢魔を取来れり三三ふ共地勇敢魔を
で演技を試ふに芸当なる多数の技を取来れり三三ふ共地勇敢魔を
く年六十七、鎌倉狂言は是に出でたる後金蓮を起し同十八人日遊
（本朝書起）

**チヤウヤ　ダウ　アンチ**　長陽安安知　浮世絵師、医業の門人なり年代詳かならず（浮世絵師伝）

**チヤウヨ**　長叢　真言宗の僧、能登の神託を以て高尚にして義論長なし
し言山王院に開く宥快慶義者たり事に広愛者となる因果
し言山王院に開く宥快慶義者たり事に広愛者となる因果
し常に無為寺院に房りて学徒を誘導す同三十年七月十四日なり（元亨釋書）

**チヤウラウ**　長朗　大和国郡領寺の学僧、もと法相
宗の僧なりしが後正義に従ひて義公朝の豆を解す義公朝に従ひて
の宗旨を同じ門人を以て薄を解す義公朝に従ひて
の宗旨を同じ門人を以て薄を解す義公朝に従ひて
子義都谷々五教章を明にす（本朝高僧傳）

**チヤウラウモンキン**　長楽門院　後二條天皇
の中宮、藤原忻子さいふ文政大臣藤原公孝の女母は内大
臣公相の女寿子、正安四年二月従三位に叙せられ八月入内
内、時で女寿子、正安四年二月従三位に叙せられ八月入内
（女院小伝）

**チヤウリウサイ**　長柳斎　画家、
く鳴邪説を重げ
り、
其の画意柳月と相似性
楊月と相似性
（本朝書起）

**チヤウ**　仲　第十四代の
第二皇子、御母
は雨雨遊人の
妃

**チヤウ**　長　後醍醐天皇の四男、文久二年八月上京して後醍醐天皇の
段の論艸一巻を記し同十八日遊
て左右に筆記せしめまた十巻を成す大蔵百巻の論章を撰定した
ニ云ふ是より先き正平中侯に臥す大部論議法十八
遊に阿字を観ずる事記を同ふ定林寺に
明徳三年五月廿日沼尻に於て能登の神託を以て
明徳三年五月廿日沼尻に於て能登の神託を以て

**チヤ　キウシラウ**　千屋菊次郎　動王の志士、
後藤は孝雄、初め菊次郎と
後藤は孝雄、初め菊次郎と
後藤は孝雄、初め菊次郎と

父の天皇は後鳥羽天皇の第四皇子、御母は藤原定家の女、名は修明門院重子、幼名は茂仁、建久三年閏四月廿日誕生、同年十月廿日親王宣下、同年十二月廿日親王宣下、同年十二月廿日親王宣下、同年十二

に施すべきも甲冑を脱し武装を解き甲冑を脱し武装を解き

に為を情義説で見じて天文学術を医学を好み義勇奉公を誓ひ

に為を光り既に影流の剣術及び業相流の術を学び

に十に於て天保五年五位を賜り（幕府外史）

**チユウ**ヂウ　カゲヤス　中條景泰　上杉謙信の近侍

羽前新発田城の城主長敦の家臣の子、初め景盛と云ひ謙信の近侍

**チユウ**ヂウ　カツジラウ　中條勝次郎　天衛

武蔵国の人、幼にして剣術を学び後に上杉景勝の家臣となり

**チユウ**ヂウ　ヒヤウゴノスケ　中條長蔵

大和国の人、幼にして剣術を学び後に上杉謙信の

**チユウ**ヂウ　フチスケ　中條藤次郎　上杉謙信

明治元年四月二十四日没年七十一（上杉謙信傳）

**チユウ**ヂウ　リヤウザウ　中條良蔵

文政十二年大和国に生る性質豪放にして剛毅の人、

**チユウ**ヂウ　カツジラウ　中條勝次郎　天衛

武蔵国の人、幼にして剣術を学び後に上杉謙信の

**チユウ**ヂウ　ヒヤウゴノスケ　中條兵庫助　中條

大和国の人、幼にして剣術を学び後に上杉謙信の

**チユウ**ヂウ　フチスケ　中條藤次郎　上杉謙信

明治元年四月二十四日没年七十一（上杉謙信傳）

**チユウ**ヂウ　リヤウザウ　中條良蔵　藤川幕

の浄業を叩く十五日午時眞天上に主座を著し彌陀世尊法華経をして迎へ時に慶喜に向て念佛して大衆と共に長を修し十一月望日なり年六十、重慶遷後四年天狗神を岡崎に殺す

**チヨウゲツ** 澄月 歌人、備中玉島の人、

澄月は俗姓を藤原氏、名を清胤と号す、幼にして出家し、後に上京して修学し、後に上京して修学し、後に出家して同郡の圓通寺に入り、年十七にして東福寺に入り、年十七にして東福寺に入り、年十七にして東福

ケ年にして明和二年五月二十二日歿す（石井研堂氏稿）

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（十三代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（十四代）　津

目歿す（石井研堂氏稿）

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（十五代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（十六代）　津

名を長利と いふ明和二年相模に住し安永八年十月二十四歿

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（十七代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（十八代）　津

氏稿）

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（十六代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（十七代）　津

具ケ年勅役蓋永元年十一月八日歿す文政三年天武館に勅賞す堆朱楊成三代目堆朱楊成さうは此の町人の子孫にして其の入左

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（十七代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（十八代）　津

枝に相模國、嘉永三年十二月二十九日國名を長門の勝を負ふ

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（十八代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（十九代）　津

名を長邦と いふ文政三年十二月

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（二十代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（二十一代）　津

幼名を平八郎、名を國平と いひ任官し長門を勝し動

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（二十二代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（二十三代）　津

名を長邦と いふ文政三年十月

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（二十四代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（二十五代）　津

目歿す（石井研堂氏稿）

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（二十六代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（二十七代）　津

本名を長邦と いふ文政三年十二月

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（二十八代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（二十九代）　津

名を長利と いふ明和二年

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（三十代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（三十一代）　津

造る蓋政三年六月二十三日歿す（石井研堂氏稿）

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（三十二代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（三十三代）　津

屏風の製造を命ぜられ天明六年十月二十四歿す（石井研堂氏稿）

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（三十四代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（三十五代）　津

朱中央の草を金ぜられ文化九年三月二日歿す（石井研堂氏稿）

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（三十六代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（三十七代）　津

名を長英と いふ文化八年

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（三十八代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（三十九代）　津

幼名を長邦と いふ文政三年

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（四十代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（四十一代）　津

名を長門と いふ文政三年十二月

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（四十二代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（四十三代）　津

名を長邦と いふ文政三年

**ツキシコ　ヤウゼイ**　堆朱楊成（四十四代）　津

工、ツキシコ　ヤウゼイ　堆朱楊成（四十五代）　津

研堂氏稿）

**ツキシ　イチロウザエモン**　堆朱根次郎　津

工、ツキシ　イチロウザエモン　堆朱根次郎　津

衛門、京都佛光寺の人、天和

**ツウエン**　通圓　元祿年間の堆朱工、京都佛光寺の人、天和

技は円人よりも勝れたりと（工藝鏡案譜）

**ツウエン**　通圓　茶人、茶道を能くせり大慶庵さ

**ツウエン**　通圓　京都佛光寺の人、茶道を能くせり大慶庵さ

太慶寺中に住せり（茶人系譜全集）

**ツウカン**　通觀　歌を善くす詠歌は歌人として茶人、茶道を能くせり大慶庵さ

**ツウゲン**　通幻　蒔絵は歌人として高業集作者四郎、天平寶龜年間の人、

計の水を引き以て古田を開墾す
ミニに於て著主柳原俊に獻言す俊其の志を嘉し其の事を敷
百歩を開墾するの
議は
歌
人神陵の奥なる所に
墓を築
人
祭祀を
怠
り
祖先の
墓
を
荒
廃
に
任
せ
る
者
多
し
之
を
憂
ひ
て
自
ら
其
の
墓
を
修
し
人
に
勧
め
て
祭
祀
を
厚
くし
て
先
祖
の
恩
に
報
ぜ
しめ
ん
と
欲
す
る
の
心
を
以
て
人
に
勧
め
ん
に
人
皆
之
を
聞
き
て
感
じ
て
墓
を
修
し

**ツカモト ネイカ** 塚本寧海 地蔵家、

は明治九年三月十五日に及べりて云ふ(近江商人)

会十嘉盛にして後し其の頃の日の如き大夢を以て移せば三月十四日歳

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終に心を

めて商業の花九年甲斐の国甲府盆地の中に生れ、父は「かせがず」に

い、ふ文化九年甲斐の国甲府盆地の中に生れ、父は「かせがず」に

と時の間を捐きて輪の如くに廻り、夜は眠るを忘れて、終に心を

に入りて終夜眠るを忘れ、後の人々を感じ、遂に一文銭もたの歌

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時遊び心もあるべし」

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へて、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へて、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へて、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へて、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へて、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へ、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へ、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へ、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へ、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へ、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へ、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へ、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へ、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へ、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、





に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へ、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

に生れ、長じて商業の地を定む出の時に新幡の家に入りて終夜眠るを忘れ、

に「めでたさの中にもめでたき」の句を見て、「わかき時は遊び盛りなれば、

と、「わかき時は遊び盛りなれば、夜更て行迄下谷山下の辺に生れた幼名を金次郎

と云ひ、父は相模の国小田原の人にして、「一生の業を定めよ」と

風に坊主頭の兄弟に異なる好き性質なりしを、父は其の子に対して

し、「金銭を貯へ、其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

業千の金を預け其の利息を以て家族を養ひ、其の年頃の若者なれば、

國の實を得たるもの實に信明の措置宜しきを得たるに由るといふ當時白河樂翁、上杉鷹山と并稱して奥羽の三明君と稱せらる寛政三年六月廿二日享年僅かに三十、上野津梁院に葬る大正四年十月從四位を贈らる

**ツガル　ノブヒサ**　津輕信壽　陸奥弘前藩主越中守信政の子、幼名平蔵、初め信軍と云ふ延寶八年始めて將軍家綱に謁し貞享元年十二月從五位下出羽守に叙任す後土佐守と改む寶永七年十二月家を繼ぎ享保十五年七月其の子越中守信興卒せしかば孫信著を嗣となし十六年五月致仕して家を讓り七月剃髪して竹翁また柴翁と號す延享三年廿日卒す年七十八（續藩輪譜）

**ツガル　ノブマサ**　津輕信政　陸奥弘前藩主土佐守信義の子、名は信政、字は法正、養正軒と號す明暦二年二月從五位下土佐守に叙任す後右京亮中守に叙任す天性聰明果決にして能く文武の業に達す壯年より山鹿素行を師として經義及び軍學の蘊奥を極めまた吉川惟足を師として理學神道の奥秘を傳ふ津輕家中興業等の諸制度皆に至りて完備せざるはなし最も力を植林に致す津輕郡の海岸平砂渺々風暴く濤高うして丘陵皆な兀崒なり信政深くこれを憂ひ天和二年樹藝の道に精しき者數人を撰び西より東に曲折して幅一里餘さ十里の所に松及び雑木を栽植せしめ一は海岸の飛砂を防ぎ一は宮城山の山麓に備へ名づけて屏風山といふ天明六年の飢饉東國最も甚だし當時土人爭ひて屏風山の樹木を伐採し之を販賣して稍凌饉の苦を免かれしといふ當時列侯中英才の人を求むるに七人を得信政其のうち一人なりといふ寶永七年十月十八日卒す年六十五、岩木山の麓に葬り高照靈社と稱す今縣社に列せらる明治四十一年九月從三位を贈らる

**ツガル　ノブヤス**　津輕信寧　陸奥弘前藩主、出羽守信著の子、延享元年家を繼ぎ從祖父著教に慶米を分與す寶暦三年十二月從五位下土佐守に叙任す後右京亮越中守出羽守等に改む天明四年閏正月八日卒す年四十八其の子土佐守信明家を繼ぐ（續藩輪譜）

**ツガル　ヒデマロ**　津輕英麿　貴族院議員、近衛篤麿の弟にして當弘前藩主伯爵承昭の養子となり大正五年父の後を嗣ぎ伯爵を襲ふ是より先き明治十九年獨逸及び瑞西の大學に入り三十七年歸朝し四十年韓國宮内府書記官となり四十四年李王職事務官を兼ね大正三年式武官に任じ七年貴族院議員に當選す八年四月七日薨す年四十八、位勲正四位勲四等たり特に從三位に陞す

**ツガル　ヤスチカ**　津輕寧親　陸奥津輕藩主、寛政、文化、文政の交蝦夷北邊に出没するの時蝦夷地の衛戍に任じ戈兵を福山、江差、宗谷、利尻、唐太に分置し北門警備の任に當ること實に二十五年爲めに國力の半ばを傾く其の間先代信明の遺志を紹ぎ郷村に金三千七百餘兩を下付し郷藏を建てしめ以て備荒貯蓄を勵行せしむ新田三萬八千餘石を得たりまた學制を設け教學を奬勵して文運大に興れり天保四年六月卒す十月從三位を贈らる

**ツガル　ユキツグ**　津輕順承　勤王家、陸奥弘前藩主、信順の子、天保十年家を繼ぎ越中守從四位下たり實性純忠、勤倹、尚武、心を民治に用ひ廢地の開墾を奬め洋式兵學を奬勵しまた領内海岸の防禦蝦夷地の警備等に務む維新の際同藩が勤王を奉じ戰役に功多かりしは實に其の遺承に據る大正七年十一月從三位を贈らる（贈位事歴書）

**ツキ　アフミ**　調淡海　歌人、百濟の人、答理使主の後なり和銅二年六位を授ぜられ六年從五位上に進む神龜四年皇子誕生し殊に詔して淡海の人、答理使主の後なり號して調吉士と云ふ人となり勇烈、欽明帝の時紀男麻呂に副となり新羅人刀を抜きて之れに遇り其の褌を脱し其の臀を露はし日本に向ひ我が國雅を敬へと仰企難大に呼びて曰く新羅王我が國雅を敬へと仰企難奮色變怒りて益々徒導を加ふ伊企難奮色變怒りて益々徒導を加ふ伊企難奮色變怒りて益々徒導を加ふ伊

の後天下の主たるものな生まんとて先つ日神を生み次に月神を生む光彩日に亞ぎたれば日に配して高天原を治む可しとて天上に送るると見えた一書には伊非諾尊左手に白銅鏡を持ちて大日孁尊を生み右手に白銅鏡を持ちて月弓尊を生むと見えまた古事記には伊非諾尊が日向國橘の小門にて禊の時左の目を洗ひて天照大神を生み右の目を洗ひて月讀尊を生む伊非諾尊大に喜び月讀命なして夜の食國を知らしむとあり夜の食國とは何處な指したるか詳かならず然れども記紀二書共に天照大神に次ぎて尊き神たりとなすに見れば蓋し勢力ある神なる可しと雖も事蹟古より全く傳ふる處なし(古事記、日本紀)

**ツクキ　イソコ　津久井磯子**　産婆、上野群馬郡青梨子村圓根紋太夫の次女、幼にして庭訓を受け伯父某に江戸に從ひ水戸藩邸に仕へ其の教を受けて鎖鑰の術を善くす年二十四、前橋の産科醫津久井文議に嫁す家道窮約なり乃ち其の醫術を産婆の業として生計を助く明治三年夫歿するの後前配の遺子一郎(後文議と稱す)を助け女弟子を養ひ業大に振ふ技術精妙産科醫と雖も及ぶ能はず群馬縣産婆會長となる三十一年隠早く歿すまた其寡婦と所出の三孫を助けて一家を經營す且つ善く貧を救ひ藥を施し自費を以て産婆講習所を設く門人高橋瑞の如き其の資を給して業を卒へしめたり四十三年一月一日歿す年八十二、嫡孫を利行といふ(墓誌)

**ツクダ　イッセイ　佃一誠**　銀行家、石川縣の人、個又四郎の長男、明治三年九月石川郡一木村に生る二十三年共立學校を經て第一高等學校に入り廿八年東京帝國大學法科に進み三十一年卒業、直ちに大藏屬に任じ三十二年司税官となり廣島税務管理局詰を命ぜられ尋で税關事務官に任じ函館税關監視官を兼ぬ爾來松江、丸亀、神戸の各税務監督局長を歴任し四十年專賣局收納部長に補せられ後大藏省參事官となり日本興業銀行監理官を兼ぬ大正三年印刷局長に進み後日本勸業銀行理事に轉ず大正十年十二月二十九日歿す年五十二、特旨を以て正四位に叙せらる

**ツクダ　カズナリ　佃十成**　加藤嘉明の臣、通稱次郎兵衛、加藤嘉明左先鋒の將たり征韓の役唐島水戰に十成眞先に進み敵船に所り入る敵劍を其の口中に突き入れたれども少しも撓まず拂落して縱ほ進む敵狼狽を撃つ十成仆れて海底に陷り問ありて水面に浮ぶ從兵蔭谷覺兵衛薙刀の柄を伸べ十成なしてこれを拉らしむ十成再び其の船を奪ふ其の日の戰爭の第一の功なりと雖なく其の後關原の軍起る嘉明東軍に屬し居城は十成に定まる其の後關原の軍起る十成を以て留守とす西軍藁毛利輝元の將村上掃部等伊豫を渡ひ十成

月三十一日没す年六十二

**ツシ　シンジ**　辻蒲の次子、天保十三年辻新館治四年大審院判事を歴任し十九年文部書記官に出任し翌年文部大書記官に進み二十年文部省普通学務局長に歴任し十九年文部省次官に進む後文部大臣を歴任し二十年枢密顧問官に進み二十三年貴族院議員に選ばれ二十五年子爵を授せられ二十六年枢密院議長に進み二十七年十二月没す年六十二

**ツシ　タカヒデ**　肥前藩士、明治四年廃藩置県に際し大参事に任ぜられ、廃藩後文部大書記官を歴任し二十年枢密顧問官に進み二十三年貴族院議員に選ばれ二十五年子爵を授せられ二十六年枢密院議長に進み二十七年十二月没す年六十四

**ツシ　タカフサ**　辻高房、伯爵、高雄の御卿御記を命ぜられ、延享元年十月十七日没す年四十三（辻氏家譜）

**ツシ　タツ**　辻蓮、儒者、勤王の士、文政二年没す年六十八（辻氏家譜）

**ツシ　ノリマサ**　辻正、伯爵、近衛の子、慶応三年没す年六十四（辻氏家譜）

**ツシ　テキシ**　辻筑子、伯爵、大蔵卿、天保十四年没す年六十一（辻氏家譜）

**ツシ　ノリマサ**　辻則正、伯爵、近元の孫、天保三年五月十日生る幼名を則彦といふ

**ツシ　ヘイナイ**　辻牛内、近江彦根藩士、文部書記官を歴任し十九年文部大書記官に進み二十年枢密顧問官に進む後貴族院議員に選ばれ二十五年子爵を授せられ二十六年枢密院議長に進み二十七年十二月没す年六十二

**ツシ　ホセツ**　辻保吉、江戸の金工、政親の門人、文化元年没す年六十三（日本教育史資料）

**ツシ　ノスケ**　辻反之助、名は義美、伯耆の農家に生る明治三年上京し翌年陸軍に入り同年少尉に任ず明治十年西南の役に出征し翌年中尉に進み十一年大尉に進み十二年少佐に進み十三年中佐に進み十四年大佐に進み十五年陸軍大学校教官に進み十六年参謀本部第一局長に進み十七年参謀本部第一局長に進み十八年参謀本部第一局長に進み十九年参謀本部第一局長に進み二十年参謀本部第一局長に進み二十一年参謀本部第一局長に進み二十二年参謀本部第一局長に進み二十三年参謀本部第一局長に進み二十四年参謀本部第一局長に進み二十五年参謀本部第一局長に進み二十六年参謀本部第一局長に進み二十七年参謀本部第一局長に進み二十八年参謀本部第一局長に進み二十九年参謀本部第一局長に進み三十年参謀本部第一局長に進み三十一年参謀本部第一局長に進み三十二年参謀本部第一局長に進み三十三年参謀本部第一局長に進み三十四年参謀本部第一局長に進み三十五年参謀本部第一局長に進み三十六年参謀本部第一局長に進み三十七年参謀本部第一局長に進み三十八年参謀本部第一局長に進み三十九年参謀本部第一局長に進み四十年参謀本部第一局長に進み四十一年参謀本部第一局長に進み四十二年参謀本部第一局長に進み四十三年参謀本部第一局長に進み四十四年参謀本部第一局長に進み四十五年参謀本部第一局長に進み四十六年参謀本部第一局長に進み四十七年参謀本部第一局長に進み四十八年参謀本部第一局長に進み四十九年参謀本部第一局長に進み五十年参謀本部第一局長に進み五十一年参謀本部第一局長に進み五十二年参謀本部第一局長に進み五十三年参謀本部第一局長に進み五十四年参謀本部第一局長に進み五十五年参謀本部第一局長に進み五十六年参謀本部第一局長に進み五十七年参謀本部第一局長に進み五十八年参謀本部第一局長に進み五十九年参謀本部第一局長に進み六十年参謀本部第一局長に進み六十一年参謀本部第一局長に進み六十二年参謀本部第一局長に進み六十三年参謀本部第一局長に進み六十四年参謀本部第一局長に進み六十五年参謀本部第一局長に進み六十六年参謀本部第一局長に進み六十七年参謀本部第一局長に進み六十八年参謀本部第一局長に進み六十九年参謀本部第一局長に進み七十年参謀本部第一局長に進み七十一年参謀本部第一局長に進み七十二年参謀本部第一局長に進み七十三年参謀本部第一局長に進み七十四年参謀本部第一局長に進み七十五年参謀本部第一局長に進み七十六年参謀本部第一局長に進み七十七年参謀本部第一局長に進み七十八年参謀本部第一局長に進み七十九年参謀本部第一局長に進み八十年参謀本部第一局長に進み八十一年参謀本部第一局長に進み八十二年参謀本部第一局長に進み八十三年参謀本部第一局長に進み八十四年参謀本部第一局長に進み八十五年参謀本部第一局長に進み八十六年参謀本部第一局長に進み八十七年参謀本部第一局長に進み八十八年参謀本部第一局長に進み八十九年参謀本部第一局長に進み九十年参謀本部第一局長に進み九十一年参謀本部第一局長に進み九十二年参謀本部第一局長に進み九十三年参謀本部第一局長に進み九十四年参謀本部第一局長に進み九十五年参謀本部第一局長に進み九十六年参謀本部第一局長に進み九十七年参謀本部第一局長に進み九十八年参謀本部第一局長に進み九十九年参謀本部第一局長に進み百年参謀本部第一局長に進み百一年参謀本部第一局長に進み百二年参謀本部第一局長に進み百三年参謀本部第一局長に進み百四年参謀本部第一局長に進み百五年参謀本部第一局長に進み百六年参謀本部第一局長に進み百七年参謀本部第一局長に進み百八年参謀本部第一局長に進み百九年参謀本部第一局長に進み百十年参謀本部第一局長に進み百十一年参謀本部第一局長に進み百十二年参謀本部第一局長に進み百十三年参謀本部第一局長に進み百十四年参謀本部第一局長に進み百十五年参謀本部第一局長に進み百十六年参謀本部第一局長に進み百十七年参謀本部第一局長に進み百十八年参謀本部第一局長に進み百十九年参謀本部第一局長に進み百二十年参謀本部第一局長に進み百二十一年参謀本部第一局長に進み百二十二年参謀本部第一局長に進み百二十三年参謀本部第一局長に進み百二十四年参謀本部第一局長に進み百二十五年参謀本部第一局長に進み百二十六年参謀本部第一局長に進み百二十七年参謀本部第一局長に進み百二十八年参謀本部第一局長に進み百二十九年参謀本部第一局長に進み百三十年参謀本部第一局長に進み百三十一年参謀本部第一局長に進み百三十二年参謀本部第一局長に進み百三十三年参謀本部第一局長に進み百三十四年参謀本部第一局長に進み百三十五年参謀本部第一局長に進み百三十六年参謀本部第一局長に進み百三十七年参謀本部第一局長に進み百三十八年参謀本部第一局長に進み百三十九年参謀本部第一局長に進み百四十年参謀本部第一局長に進み百四十一年参謀本部第一局長に進み百四十二年参謀本部第一局長に進み百四十三年参謀本部第一局長に進み百四十四年参謀本部第一局長に進み百四十五年参謀本部第一局長に進み百四十六年参謀本部第一局長に進み百四十七年参謀本部第一局長に進み百四十八年参謀本部第一局長に進み百四十九年参謀本部第一局長に進み百五十年参謀本部第一局長に進み百五十一年参謀本部第一局長に進み百五十二年参謀本部第一局長に進み百五十三年参謀本部第一局長に進み百五十四年参謀本部第一局長に進み百五十五年参謀本部第一局長に進み百五十六年参謀本部第一局長に進み百五十七年参謀本部第一局長に進み百五十八年参謀本部第一局長に進み百五十九年参謀本部第一局長に進み百六十年参謀本部第一局長に進み百六十一年参謀本部第一局長に進み百六十二年参謀本部第一局長に進み百六十三年参謀本部第一局長に進み百六十四年参謀本部第一局長に進み百六十五年参謀本部第一局長に進み百六十六年参謀本部第一局長に進み百六十七年参謀本部第一局長に進み百六十八年参謀本部第一局長に進み百六十九年参謀本部第一局長に進み百七十年参謀本部第一局長に進み百七十一年参謀本部第一局長に進み百七十二年参謀本部第一局長に進み百七十三年参謀本部第一局長に進み百七十四年参謀本部第一局長に進み百七十五年参謀本部第一局長に進み百七十六年参謀本部第一局長に進み百七十七年参謀本部第一局長に進み百七十八年参謀本部第一局長に進み百七十九年参謀本部第一局長に進み百八十年参謀本部第一局長に進み百八十一年参謀本部第一局長に進み百八十二年参謀本部第一局長に進み百八十三年参謀本部第一局長に進み百八十四年参謀本部第一局長に進み百八十五年参謀本部第一局長に進み百八十六年参謀本部第一局長に進み百八十七年参謀本部第一局長に進み百八十八年参謀本部第一局長に進み百八十九年参謀本部第一局長に進み百九十年参謀本部第一局長に進み百九十一年参謀本部第一局長に進み百九十二年参謀本部第一局長に進み百九十三年参謀本部第一局長に進み百九十四年参謀本部第一局長に進み百九十五年参謀本部第一局長に進み百九十六年参謀本部第一局長に進み百九十七年参謀本部第一局長に進み百九十八年参謀本部第一局長に進み百九十九年参謀本部第一局長に進み二百年参謀本部第一局長に進み二百一年参謀本部第一局長に進み二百二年参謀本部第一局長に進み二百三年参謀本部第一局長に進み二百四年参謀本部第一局長に進み二百五年参謀本部第一局長に進み二百六年参謀本部第一局長に進み二百七年参謀本部第一局長に進み二百八年参謀本部第一局長に進み二百九年参謀本部第一局長に進み二百十年参謀本部第一局長に進み二百十一年参謀本部第一局長に進み二百十二年参謀本部第一局長に進み二百十三年参謀本部第一局長に進み二百十四年参謀本部第一局長に進み二百十五年参謀本部第一局長に進み二百十六年参謀本部第一局長に進み二百十七年参謀本部第一局長に進み二百十八年参謀本部第一局長に進み二百十九年参謀本部第一局長に進み二百二十年参謀本部第一局長に進み二百二十一年参謀本部第一局長に進み二百二十二年参謀本部第一局長に進み二百二十三年参謀本部第一局長に進み二百二十四年参謀本部第一局長に進み二百二十五年参謀本部第一局長に進み二百二十六年参謀本部第一局長に進み二百二十七年参謀本部第一局長に進み二百二十八年参謀本部第一局長に進み二百二十九年参謀本部第一局長に進み二百三十年参謀本部第一局長に進み二百三十一年参謀本部第一局長に進み二百三十二年参謀本部第一局長に進み二百三十三年参謀本部第一局長に進み二百三十四年参謀本部第一局長に進み二百三十五年参謀本部第一局長に進み二百三十六年参謀本部第一局長に進み二百三十七年参謀本部第一局長に進み二百三十八年参謀本部第一局長に進み二百三十九年参謀本部第一局長に進み二百四十年参謀本部第一局長に進み二百四十一年参謀本部第一局長に進み二百四十二年参謀本部第一局長に進み二百四十三年参謀本部第一局長に進み二百四十四年参謀本部第一局長に進み二百四十五年参謀本部第一局長に進み二百四十六年参謀本部第一局長に進み二百四十七年参謀本部第一局長に進み二百四十八年参謀本部第一局長に進み二百四十九年参謀本部第一局長に進み二百五十年参謀本部第一局長に進み二百五十一年参謀本部第一局長に進み二百五十二年参謀本部第一局長に進み二百五十三年参謀本部第一局長に進み二百五十四年参謀本部第一局長に進み二百五十五年参謀本部第一局長に進み二百五十六年参謀本部第一局長に進み二百五十七年参謀本部第一局長に進み二百五十八年参謀本部第一局長に進み二百五十九年参謀本部第一局長に進み三百年参謀本部第一局長に進み三百一年参謀本部第一局長に進み三百二年参謀本部第一局長に進み三百三年参謀本部第一局長に進み三百四年参謀本部第一局長に進み三百五年参謀本部第一局長に進み三百六年参謀本部第一局長に進み三百七年参謀本部第一局長に進み三百八年参謀本部第一局長に進み三百九年参謀本部第一局長に進み三百十年参謀本部第一局長に進み三百十一年参謀本部第一局長に進み三百十二年参謀本部第一局長に進み三百十三年参謀本部第一局長に進み三百十四年参謀本部第一局長に進み三百十五年参謀本部第一局長に進み三百十六年参謀本部第一局長に進み三百十七年参謀本部第一局長に進み三百十八年参謀本部第一局長に進み三百十九年参謀本部第一局長に進み四百年参謀本部第一局長に進み四百一年参謀本部第一局長に進み四百二年参謀本部第一局長に進み四百三年参謀本部第一局長に進み四百四年参謀本部第一局長に進み四百五年参謀本部第一局長に進み四百六年参謀本部第一局長に進み四百七年参謀本部第一局長に進み四百八年参謀本部第一局長に進み四百九年参謀本部第一局長に進み五百年参謀本部第一局長に進み五百一年参謀本部第一局長に進み五百二年参謀本部第一局長に進み五百三年参謀本部第一局長に進み五百四年参謀本部第一局長に進み五百五年参謀本部第一局長に進み五百六年参謀本部第一局長に進み五百七年参謀本部第一局長に進み五百八年参謀本部第一局長に進み五百九年参謀本部第一局長に進み六百年参謀本部第一局長に進み六百一年参謀本部第一局長に進み六百二年参謀本部第一局長に進み六百三年参謀本部第一局長に進み六百四年参謀本部第一局長に進み六百五年参謀本部第一局長に進み六百六年参謀本部第一局長に進み六百七年参謀本部第一局長に進み六百八年参謀本部第一局長に進み六百九年参謀本部第一局長に進み七百年参謀本部第一局長に進み七百一年参謀本部第一局長に進み七百二年参謀本部第一局長に進み七百三年参謀本部第一局長に進み七百四年参謀本部第一局長に進み七百五年参謀本部第一局長に進み七百六年参謀本部第一局長に進み七百七年参謀本部第一局長に進み七百八年参謀本部第一局長に進み七百九年参謀本部第一局長に進み八百年参謀本部第一局長に進み八百一年参謀本部第一局長に進み八百二年参謀本部第一局長に進み八百三年参謀本部第一局長に進み八百四年参謀本部第一局長に進み八百五年参謀本部第一局長に進み八百六年参謀本部第一局長に進み八百七年参謀本部第一局長に進み八百八年参謀本部第一局長に進み八百九年参謀本部第一局長に進み九百年参謀本部第一局長に進み九百一年参謀本部第一局長に進み九百二年参謀本部第一局長に進み九百三年参謀本部第一局長に進み九百四年参謀本部第一局長に進み九百五年参謀本部第一局長に進み九百六年参謀本部第一局長に進み九百七年参謀本部第一局長に進み九百八年参謀本部第一局長に進み九百九年参謀本部第一局長に進み十百年参謀本部第一局長に進み十百一年参謀本部第一局長に進み十百二年参謀本部第一局長に進み十百三年参謀本部第一局長に進み十百四年参謀本部第一局長に進み十百五年参謀本部第一局長に進み十百六年参謀本部第一局長に進み十百七年参謀本部第一局長に進み十百八年参謀本部第一局長に進み十百九年参謀本部第一局長に進み十百十年参謀本部第一局長に進み十百十一年参謀本部第一局長に進み十百十二年参謀本部第一局長に進み十百十三年参謀本部第一局長に進み十百十四年参謀本部第一局長に進み十百十五年参謀本部第一局長に進み十百十六年参謀本部第一局長に進み十百十七年参謀本部第一局長に進み十百十八年参謀本部第一局長に進み十百十九年参謀本部第一局長に進み十百二十年参謀本部第一局長に進み十百二十一年参謀本部第一局長に進み十百二十二年参謀本部第一局長に進み十百二十三年参謀本部第一局長に進み十百二十四年参謀本部第一局長に進み十百二十五年参謀本部第一局長に進み十百二十六年参謀本部第一局長に進み十百二十七年参謀本部第一局長に進み十百二十八年参謀本部第一局長に進み十百二十九年参謀本部第一局長に進み十百三十年参謀本部第一局長に進み十百三十一年参謀本部第一局長に進み十百三十二年参謀本部第一局長に進み十百三十三年参謀本部第一局長に進み十百三十四年参謀本部第一局長に進み十百三十五年参謀本部第一局長に進み十百三十六年参謀本部第一局長に進み十百三十七年参謀本部第一局長に進み十百三十八年参謀本部第一局長に進み十百三十九年参謀本部第一局長に進み十百四十年参謀本部第一局長に進み十百四十一年参謀本部第一局長に進み十百四十二年参謀本部第一局長に進み十百四十三年参謀本部第一局長に進み十百四十四年参謀本部第一局長に進み十百四十五年参謀本部第一局長に進み十百四十六年参謀本部第一局長に進み十百四十七年参謀本部第一局長に進み十百四十八年参謀本部第一局長に進み十百四十九年参謀本部第一局長に進み十百五十年参謀本部第一局長に進み十百五十一年参謀本部第一局長に進み十百五十二年参謀本部第一局長に進み十百五十三年参謀本部第一局長に進み十百五十四年参謀本部第一局長に進み十百五十五年参謀本部第一局長に進み十百五十六年参謀本部第一局長に進み十百五十七年参謀本部第一局長に進み十百五十八年参謀本部第一局長に進み十百五十九年参謀本部第一局長に進み二百年参謀本部第一局長に進み二百一年参謀本部第一局長に進み二百二年参謀本部第一局長に進み二百三年参謀本部第一局長に進み二百四年参謀本部第一局長に進み二百五年参謀本部第一局長に進み二百六年参謀本部第一局長に進み二百七年参謀本部第一局長に進み二百八年参謀本部第一局長に進み二百九年参謀本部第一局長に進み三百年参謀本部第一局長に進み三百一年参謀本部第一局長に進み三百二年参謀本部第一局長に進み三百三年参謀本部第一局長に進み三百四年参謀本部第一局長に進み三百五年参謀本部第一局長に進み三百六年参謀本部第一局長に進み三百七年参謀本部第一局長に進み三百八年参謀本部第一局長に進み三百九年参謀本部第一局長に進み四百年参謀本部第一局長に進み四百一年参謀本部第一局長に進み四百二年参謀本部第一局長に進み四百三年参謀本部第一局長に進み四百四年参謀本部第一局長に進み四百五年参謀本部第一局長に進み四百六年参謀本部第一局長に進み四百七年参謀本部第一局長に進み四百八年参謀本部第一局長に進み四百九年参謀本部第一局長に進み五百年参謀本部第一局長に進み五百一年参謀本部第一局長に進み五百二年参謀本部第一局長に進み五百三年参謀本部第一局長に進み五百四年参謀本部第一局長に進み五百五年参謀本部第一局長に進み五百六年参謀本部第一局長に進み五百七年参謀本部第一局長に進み五百八年参謀本部第一局長に進み五百九年参謀本部第一局長に進み六百年参謀本部第一局長に進み六百一年参謀本部第一局長に進み六百二年参謀本部第一局長に進み六百三年参謀本部第一局長に進み六百四年参謀本部第一局長に進み六百五年参謀本部第一局長に進み六百六年参謀本部第一局長に進み六百七年参謀本部第一局長に進み六百八年参謀本部第一局長に進み六百九年参謀本部第一局長に進み七百年参謀本部第一局長に進み七百一年参謀本部第一局長に進み七百二年参謀本部第一局長に進み七百三年参謀本部第一局長に進み七百四年参謀本部第一局長に進み七百五年参謀本部第一局長に進み七百六年参謀本部第一局長に進み七百七年参謀本部第一局長に進み七百八年参謀本部第一局長に進み七百九年参謀本部第一局長に進み八百年参謀本部第一局長に進み八百一年参謀本部第一局長に進み八百二年参謀本部第一局長に進み八百三年参謀本部第一局長に進み八百四年参謀本部第一局長に進み八百五年参謀本部第一局長に進み八百六年参謀本部第一局長に進み八百七年参謀本部第一局長に進み八百八年参謀本部第一局長に進み八百九年参謀本部第一局長に進み九百年参謀本部第一局長に進み九百一年参謀本部第一局長に進み九百二年参謀本部第一局長に進み九百三年参謀本部第一局長に進み九百四年参謀本部第一局長に進み九百五年参謀本部第一局長に進み九百六年参謀本部第一局長に進み九百七年参謀本部第一局長に進み九百八年参謀本部第一局長に進み九百九年参謀本部第一局長に進み十百年参謀本部第一局長に進み十百一年参謀本部第一局長に進み十百二年参謀本部第一局長に進み十百三年参謀本部第一局長に進み十百四年参謀本部第一局長に進み十百五年参謀本部第一局長に進み十百六年参謀本部第一局長に進み十百七年参謀本部第一局長に進み十百八年参謀本部第一局長に進み十百九年参謀本部第一局長に進み十百十年参謀本部第一局長に進み十百十一年参謀本部第一局長に進み十百十二年参謀本部第一局長に進み十百十三年参謀本部第一局長に進み十百十四年参謀本部第一局長に進み十百十五年参謀本部第一局長に進み十百十六年参謀本部第一局長に進み十百十七年参謀本部第一局長に進み十百十八年参謀本部第一局長に進み十百十九年参謀本部第一局長に進み二百年参謀本部第一局長に進み二百一年参謀本部第一局長に進み二百二年参謀本部第一局長に進み二百三年参謀本部第一局長に進み二百四年参謀本部第一局長に進み二百五年参謀本部第一局長に進み二百六年参謀本部第一局長に進み二百七年参謀本部第一局長に進み二百八年参謀本部第一局長に進み二百九年参謀本部第一局長に進み三百年参謀本部第一局長に進み三百一年参謀本部第一局長に進み三百二年参謀本部第一局長に進み三百三年参謀本部第一局長に進み三百四年参謀本部第一局長に進み三百五年参謀本部第一局長に進み三百六年参謀本部第一局長に進み三百七年参謀本部第一局長に進み三百八年参謀本部第一局長に進み三百九年参謀本部第一局長に進み四百年参謀本部第一局長に進み四百一年参謀本部第一局長に進み四百二年参謀本部第一局長に進み四百三年参謀本部第一局長に進み四百四年参謀本部第一局長に進み四百五年参謀本部第一局長に進み四百六年参謀本部第一局長に進み四百七年参謀本部第一局長に進み四百八年参謀本部第一局長に進み四百九年参謀本部第一局長に進み五百年参謀本部第一局長に進み五百一年参謀本部第一局長に進み五百二年参謀本部第一局長に進み五百三年参謀本部第一局長に進み五百四年参謀本部第一局長に進み五百五年参謀本部第一局長に進み五百六年参謀本部第一局長に進み五百七年参謀本部第一局長に進み五百八年参謀本部第一局長に進み五百九年参謀本部第一局長に進み六百年参謀本部第一局長に進み六百一年参謀本部第一局長に進み六百二年参謀本部第一局長に進み六百三年参謀本部第一局長に進み六百四年参謀本部第一局長に進み六百五年参謀本部第一局長に進み六百六年参謀本部第一局長に進み六百七年参謀本部第一局長に進み六百八年参謀本部第一局長に進み六百九年参謀本部第一局長に進み七百年参謀本部第一局長に進み七百一年参謀本部第一局長に進み七百二年参謀本部第一局長に進み七百三年参謀本部第一局長に進み七百四年参謀本部第一局長に進み七百五年参謀本部第一局長に進み七百六年参謀本部第一局長に進み七百七年参謀本部第一局長に進み七百八年参謀本部第一局長に進み七百九年参謀本部第一局長に進み八百年参謀本部第一局長に進み八百一年参謀本部第一局長に進み八百二年参謀本部第一局長に進み八百三年参謀本部第一局長に進み八百四年参謀本部第一局長に進み八百五年参謀本部第一局長に進み八百六年参謀本部第一局長に進み八百七年参謀本部第一局長に進み八百八年参謀本部第一局長に進み八百九年参謀本部第一局長に進み九百年参謀本部第一局長に進み九百一年参謀本部第一局長に進み九百二年参謀本部第一局長に進み九百三年参謀本部第一局長に進み九百四年参謀本部第一局長に進み九百五年参謀本部第一局長に進み九百六年参謀本部第一局長に進み九百七年参謀本部第一局長に進み九百八年参謀本部第一局長に進み九百九年参謀本部第一局長に進み十百年参謀本部第一局長に進み十百一年参謀本部第一局長に進み十百二年参謀本部第一局長に進み十百三年参謀本部第一局長に進み十百四年参謀本部第一局長に進み十百五年参謀本部第一局長に進み十百六年参謀本部第一局長に進み十百七年参謀本部第一局長に進み十百八年参謀本部第一局長に進み十百九年参謀本部第一局長に進み十百十年参謀本部第一局長に進み十百十一年参謀本部第一局長に進み十百十二年参謀本部第一局長に進み十百十三年参謀本部第一局長に進み十百十四年参謀本部第一局長に進み十百十五年参謀本部第一局長に進み十百十六年参謀本部第一局長に進み十百十七年参謀本部第一局長に進み十百十八年参謀本部第一局長に進み十百十九年参謀本部第一局長に進み二百年参謀本部第一局長に進み二百一年参謀本部第一局長に進み二百二年参謀本部第一局長に進み二百三年参謀本部第一局長に進み二百四年参謀本部第一局長に進み二百五年参謀本部第一局長に進み二百六年参謀本部第一局長に進み二百七年参謀本部第一局長に進み二百八年参謀本部第一局長に進み二百九年参謀本部第一局長に進み三百年参謀本部第一局長に進み三百一年参謀本部第一局長に進み三百二年参謀本部第一局長に進み三百三年参謀本部第一局長に進み三百四年参謀本部第一局長に進み三百五年参謀本部第一局長に進み三百六年参謀本部第一局長に進み三百七年参謀本部第一局長に進み三百八年参謀本部第一局長に進み三百九年参謀本部第一局長に進み四百年参謀本部第一局長に進み四百一年参謀本部第一局長に進み四百二年参謀本部第一局長に進み四百三年参謀本部第一局長に進み四百四年参謀本部第一局長に進み四百五年参謀本部第一局長に進み四百六年参謀本部第一局長に進み四百七年参謀本部第一局長に進み四百八年参謀本部第一局長に進み四百九年参謀本部第一局長に進み五百年参謀本部第一局長に進み五百一年参謀本部第一局長に進み五百二年参謀本部第一局長に進み五百三年参謀本部第一局長に進み五百四年参謀本部第一局長に進み五百五年参謀本部第一局長に進み五百六年参謀本部第一局長に進み五百七年参謀本部第一局長に進み五百八年参謀本部第一局長に進み五百九年参謀本部第一局長に進み六百年参謀本部第一局長に進み六百一年参謀本部第一局長に進み六百二年参謀本部第一局長に進み六百三年参謀本部第一局長に進み六百四年参謀本部第一局長に進み六百五年参謀本部第一局長に進み六百六年参謀本部第一局長に進み六百七年参謀本部第一局長に進み六百八年参謀本部第一局長に進み六百九年参謀本部第一局長に進み七百年参謀本部第一局長に進み七百一年参謀本部第一局長に進み七百二年参謀本部第一局長に進み七百三年参謀本部第一局長に進み七百四年参謀本部第一局長に進み七百五年参謀本部第一局長に進み七百六年参謀本部第一局長に進み七百七年参謀本部第一局長に進み七百八年参謀本部第一局長に進み七百九年参謀本部第一局長に進み八百年参謀本部第一局長に進み八百一年参謀本部第一局長に進み八百二年参謀本部第一局長に進み八百三年参謀本部第一局長に進み八百四年参謀本部第一局長に進み八百五年参謀本部第一局長に進み八百六年参謀本部第一局長に進み八百七年参謀本部第一局長に進み八百八年参謀本部第一局長に進み八百九年参謀本部第一局長に進み九百年参謀本部第一局長に進み九百一年参謀本部第一局長に進み九百二年参謀本部第一局長に進み九百三年参謀本部第一局長に進み九百四年参謀本部第一局長に進み九百五年参謀本部第一局長に進み九百六年参謀本部第一局長に進み九百七年参謀本部第一局長に進み九百八年参謀本部第一局長に進み九百九年参謀本部第一局長に進み十百年参謀本部第一局長に進み十百一年参謀本部第一局長に進み十百二年参謀本部第一局長に進み十百三年参謀本部第一局長に進み十百四年参謀本部第一局長に進み十百五年参謀本部第一局長に進み十百六年参謀本部第一局長に進み十百七年参謀本部第一局長に進み十百八年参謀本部第一局長に進み十百

長崎の二氏に從ひて刀圭を學び傍ら西洋醫術を研究し文政年間に出府して本所に門人多く天保年間に法眼に叙せられ嘉永年間に法印に進み安政年間に病を以て隠居し明治二年歿す年七十二

**ツタイ　ソウル**　津田田　廻學者、蒲紀州和歌山藩士、夙に思想深邃の學者若くは國學を以て藩主に進講し傳習所の教授を兼ね藩校の教授を兼ね藩主の侍講となり藩主の命を受けて國學を研究し著述に專心し明治二年歿す年七十九

**ツタ　キウキ**　津田休甫　畫家、若冠にして字を子雄と稱し後に休甫と改む江戸の人なり狩野探幽の門に入り畫を學び能く人物を畫き特に美人を畫くを得意とし其の筆法は柔和にして其の色彩は鮮麗なり其の作品は世に多く傳はる

**ツタ　ケンセン**　津田文仙　醫家、名は象詮、初め蘭學を修めて後に漢方に轉じ長崎に遊學して蘭人ポンペに師事し帰て江戸に開業し後に幕命を奉じて長崎に赴き蘭人ボードインに師事して西洋醫術を研究し帰て江戸に開業し後に幕命を奉じて再び

ち愈々益々素な守り則ち鄙巷に窮處して泊如たり既にして淵紳士大夫稍々其の高誼を聞き交際を請ふもの頗る多し先徒もまた稍々益々進む加賀侯嘗て幣を厚くし以て之を招聘す辭して就かず其の他微辭あるも一も屈する所なし年五十にして尙ほ柴らず晩に西村氏に配して女を生み特に鍾愛す女癈して近義痛み哭して幾んど絶す是れより鬱々として樂まず數年にして遂に歿す年七十一（墓誌）

**ツタ　トウカン**　津田東巖　儒者、名は信存、字は伯行、通稱を紊太郎といふ常陸水戸の人なり青山佩弦に從ひ經史文藻を學び安政三年弘道館調導となり萬延元年彰考館に遷り修史に從事す東巖性溫厚にして寄察を用ひず藩酒として聞達を求めず修生身を修史に委れて疑はず蓋し今世の學者中に得易からざる人なり其の館事を督すること三十餘年命を受けて大日本史陰陽志を草し氏族志、禮樂志、食貨志、神祇志、兵志、刑志、佛事志、職官志等は皆な東巖の修飾に依りて成る晩年國郡志を修し東山道に至り奥羽を寛へて北島に移り稿すること二三葉にして忽ち筆を投じて曰く眼明ならず其夜遂に歿す年六十三、實に明治二十五年なり著はす所南征錄、常陽雜錄、水戸藩死事錄、弘道館雜志、詩集文集等あり（水戸文籍考）

**ツタ　トモツネ**　津田知常　豪商、京都の人、通稱忠兵衛、廢儀と號す幼にして實人井上某の僕となりて忠誠慇懃、主人の愛し厠冠にして舗を管す時に主病んで歿し嗣主猶ほ幼、衆奴皆な去らんと欲しまたして以て知常に勸む知常肯んぜずして曰く我れ先主の知を受くること深し今にして去るは是れ恩に負くなり子等去らんと欲せば則ち去れ吾れ將に郎君を保護し以て其の長なを待たんとすと是に於て日夜相據して內外を監視すること二十餘年嗣紀大に備はる主既にして長じ一日知常を勞ひて曰く我を長し我を助け以て先人の業を廣むる者は皆な汝の力なり今より後吾れ其の成規を守りて必ず箕裘を墜さず汝宜しく退きて子孫の計をなせと知常拜謝して曰く主に此の言を聞くことを待ば我が願ひ成れり請ふ是れより辭び遠しと之に加ふるに勤儉不懈を以てす未だ十年ならざるに家道大に起り遂に巨萬を累ねるに至る乃ち巨宅を敞訪街に營みて移居す支舗生なるす者百餘家巨富の號四方に聞ゆ初め知常主家を辭して後產を營みて暇あれば日に必ず一たび主家を省問す忽劇の間と雖も未だ曾て廢せず數十年猶ほ一日のごとし主家命ありて之を召せば則ち時方に急務を理むと雖も必ず決起して之に赴く其の事ふる所に忠なること此くの如し弘化丙午病みて歿す年八十五、知常人となり謹厳にして儉素、家大富に至ると雖も衣は必ず綿布し食は味を重んぜず平生他に嗜好なく獨り好みて書を讀み經典を尊信して稗史野乘を喜まず大に見る所あり著はす（墓表）

**ツタ　ナガタダ**　津田永忠　備前岡山藩士、津左衛太）の子、初め文六、後八太夫、または寛永十七年を以て生る十四歲にして少將光政に從ひ二十歲にして小性となり二十歲兒小性横目となり二十五歲にして大横目評定席に列せり寛文六年光政封內を巡り和氣郡木谷村の靜閑な相して學校を設くる意あり年五月永忠に命じ校舍を村の北端延原に建てしむ冬に至りて假校舍成る地勢に依つて閑谷と改む延寶元年講堂成る永忠に命じ屬吏と共に閑谷に移りて之を管理せしむ尋で木谷村の租入を以て學資に充てんことを請ひて直ちに許さる永忠閑谷に居ること八年更に邸宅を岡山に賜はり初め國政に參與す學監たること始めの如し綱政世を繼ぐの撫せしむ公之を憂へ永忠等をして郡邑を巡り國政荒歇に苦しむ土着の弊を改め屬々郡の吏監を會して政事を議し訟獄を聽けり永忠乃ち救米の半を官に歸し其の半を留めて流進を修し飢饉は農器を利して草莽に備ふまた銀米を民に貸して牛を買はしめ饑は農器を借して民力の充實を計れりまた農に光政期せりその他朱子社倉の法を倣ひ每春準息を以て現米を郡村に分貸し年末其の母子を收めまた領內處々に閑谷を設けたり其の他山林藪澤の剪伐を禁じ桑麻または果實を植ふて生活に資せしめまた民間の役を免じて農時を遂はざらしめ里正及び郡官を被め窮民の救養策を講ずる等勗めて民力の充實を計れりまた農に光政閑谷黌を講堂用又は他の建築に用ふる瓦を燒かしむるために閑谷の山中に窯を築き所謂閑谷燒を出す永忠は其創業より元祿年間に至る三十年間之が管理に任じ伊部の工人をして燒成に當らしめ且つ京都より仁清を招きて製陶を令ぜしめ遂に巨萬の富を成す永忠の子文久三年幕命を奉じて和蘭に航し法制學を研究す在留二年餘歸朝後開成所教授と爲る著西石に至りしが實永元年之を還し乃ち新に七百石を與へられ是より閑谷に住し專ら校務を督せしが四年二月病を以て歿す年六十八、和氣の栄地溫谷の先塋に葬る著述の世に傳はるものは譯孝子傳及び續善人傳の二書に過ぎず明治四十三年十一月從四位を贈らる

**ツタ　ノブミツ**　津田信光　織田信長の叔父、字は孫三郎（系圖には源三郎に作る）姓は平氏、天文十一年八月尾張の人塗河の郡邑を侵略す德川廣忠捷なる今川義元に乞ふ義元乃ち酋大原を遣はし兵三萬を率ゐて今川氏の兵救はしむ信光信秀の命を受け五千騎を率ゐて今川氏の兵と小豆坂に戰ひて之れを屏け更地に遣はして奮擊搏鬪し大に之れを破る二十年八月信長と與に海津を攻めて之を破る弘治元年十一月家人坂井孫八郎の爲めに弑せらる三子あり信成、信昌、伽千代といふ（野史）

**ツタ　ハウシウ**　津田芳洲　俳人、陸中盛岡の人、財政に精通す嘗て東京の紳商小野善の家覆へらんとせし時上京し官私の間に斡旋して之れを恢復せり俳諧を善くし遲日庵と號す明治二十五年八月十五日歿す（三森松江氏稿）

**ツタ　ハヤト**　津田隼人　茶人、千利休と同時代の人（茶人系傳全集）

**ツタ　ベンサク**　津田辨作　畫家、小笠原家の臣なり辨喜門と號す近衛信尹の門に入りて書畫ともに能く其の意を得たり寛永年中の人（皇國名畫拾葉、扶桑畫人傳）

**ツタ　ホクカイ**　津田北海　畫家、尾州藩士にして畫を善くす畫法沈氏に擬り花芹鶴毛に長ぜり名は鹿圭、字は圭文、俗稱織部（逸人畫史）

**ツタ　マミチ**　津田眞道　法律家、法制學及び國法學專門、美作津山の人、幼名喜久治、次で彙次郎と改め後眞一郎と呼び更に眞道と改む少時好んで國史を讀みまた時勢に見る所あり越後流の兵學を修む尋で父に請ひて來嗣を實弟彙治郎に讓り東上して冀作玩甫の門に蘭學を、佐久間象山に洋式兵法を學ぶ次で伊藤玄朴の塾に入る後津山藩の軍事方と爲り須臾にして藩務を脫し再び江戸に遊び大久保一翁勝安芳等の知遇を受け幕府に徵されて藩書調所に出仕す文久三年幕命を奉じて和蘭に航し法制學を研究す在留二年餘歸朝後開成所教授と爲る著西



ゆ初め知常主家を辭して後產を營みて暇あれば日に必ず一たび主家を省問す忽劇の間と雖も未だ曾て廢せず數十年猶ほ一日のごとし主家命ありて之を召せば則ち時方に急務を理むと雖も必ず決起して之に赴く其の事ふる所に忠なること此くの如し弘化丙午病みて歿す年八十五、知常人となり謹厳にして儉素、家大富に至ると雖も衣は必ず綿布し食は味を重んぜず平生他に嗜好なく獨り好みて書を讀み經典を尊信して稗史野乘を喜まず大に見る所あり著はす（墓表）

**ツタ　ナガタダ**　津田永忠　備前岡山藩士、津左衛太）の子、初め文六、後八太夫、または寛永十七年を以て生る十四歲にして少將光政に從ひ二十歲にして小性となり二十歲兒小性横目となり二十五歲にして大横目評定席に列せり寛文六年光政封內を巡り和氣郡木谷村の靜閑な相して學校を設くる意あり年五月永忠に命じ校舍を村の北端延原に建てしむ冬に至りて假校舍成る地勢に依つて閑谷と改む延寶元年講堂成る永忠に命じ屬吏と共に閑谷に移りて之を管理せしむ尋で木谷村の租入を以て學資に充てんことを請ひて直ちに許さる永忠閑谷に居ること八年更に邸宅を岡山に賜はり初め國政に參與す學監たること始めの如し綱政世を繼ぐの撫せしむ公之を憂へ永忠等をして郡邑を巡り國政荒歇に苦しむ土着の弊を改め屬々郡の吏監を會して政事を議し訟獄を聽けり永忠乃ち救米の半を官に歸し其の半を留めて流進を修し飢饉は農器を利して草莽に備ふまた銀米を民に貸して牛を買はしめ饑は農器を借して民力の充實を計れりまた農に光政期せりその他朱子社倉の法を倣ひ每春準息を以て現米を郡村に分貸し年末其の母子を收めまた領內處々に閑谷を設けたり其の他山林藪澤の剪伐を禁じ桑麻または果實を植ふて生活に資せしめまた民間の役を免じて農時を遂はざらしめ里正及び郡官を被め窮民の救養策を講ずる等勗めて民力の充實を計れりまた農に光政閑谷黌を講堂用又は他の建築に用ふる瓦を燒かしむるために閑谷の山中に窯を築き所謂閑谷燒を出す永忠は其創業より元祿年間に至る三十年間之が管理に任じ伊部の工人をして燒成に當らしめ且つ京都より仁清を招きて製陶を令ぜしめ遂に巨萬の富を成す永忠の子文久三年幕命を奉じて和蘭に航し法制學を研究す在留二年餘歸朝後開成所教授と爲る著西





國法論み譯し後長書提要を譯述す是を西洋法論及び統計學書出版の嚆矢とす幕府政權を奉還するに際し瑣冥の徒の輩の擧あり眞道目付役を以て往きて其の非を諭す明治元年神岡藩大目付となり堅年微されて刑法官權刑事兼議事取調を命ぜられ次で制度察准撰修刑律取調事務として新律綱領の編纂に從事す四年中刑事兼外務權大丞に任ず同年條約改正に關し外務卿伊達宗城特命全權公使を以て清國に赴くや眞道之が副使たり爾來司法中刑事大法官等に歷任し民法治罪法取調事務に與かる六年陸軍刑法及び治罪法編纂に從事す九年元老院議官に任じ從四位勳三等に陞叙し旭日中綬章を賜ふ是より先き森有禮等と圖り明六社を興し法制學の振興を計る十二年東京學士會院會員に擧げらる二十三年東京府第八區選出衆議院議員と爲り同年十月錦鴻間祗候仰付けられ次で衆議院副議長に任ぜらる二十九年貴族院議員に勅任せられ三十三年五月勳功を以て特に華族に列し男爵を授けられ正三位勳二等に叙せらる三十五年法學博士の學位を受領、三十六年八月特旨を以て位一級を進めて從二位に叙勳一等瑞寶章を授けらる九月三日薨す年七十五、谷中墓地に葬る

**ツタヤ　チュウザブラウ**　蔦屋重三郎　浮世繪の版元、戲號を爲唐丸と云ふ本姓は丸山、喜多川氏に養はる名は柯理、耕書堂と號す初め吉原大門の傍らに住して細見記を繰ぐ後通油町の書肆丸屋を賃ひて業を續ぐ傍ら戲作、狂歌、浮世繪を能くす重三郎性俠氣あり常に食客を養ひ彼の狂歌の名家太田蜀山人また浮世繪の名家喜多川歌麿、東洲齋寫樂等當時の文人及び繪師にして彼れが庇護を受けざるものなかりきと云ふ寛政九年五月六日歿す年四十八（墓所一覽、戲作者小傳、讀書日札）

**ツタ　ヨネジラウ**　津田米次郎　發明家、加賀金澤の人、夙に機械の發明に苦心し大阪の住友製絲場に往き從業中遂に力織機を發明し歸りて水登、大塚等の後援に賴りて成功し之を津田式力織機と稱し日本製の織物機として國中連りに之を使用するに至る大正五年十一月歿す年五十四（金澤墓誌）

**ツチカド　ゲンジラウ**　土門源次郎　茶人、古市澄風に學びて茶道を能くし其の先は松永氏、後松の屋と改め後土門氏の姓を賜ふ明應七年九月十八日卒す年六十七（茶人系傳全集）

**ツチカハ　ヘイベエ**　土川平兵衛　義民、江州野州郡三上村に鎭座する御上明神の神戶の士なり里正となり守山驛助郷勤番たり中江藤樹の人となりを慕ひ初め元年神岡藩大目付となり堅年微されて刑法官權刑事兼議事取調を命ぜられ次で制度察准撰修刑律取調事務として新律綱領の編纂に從事す四年中刑事兼外務權大丞に任ず同年條約改正に關し外務卿伊達宗城特命全權公使を以て清國に赴くや眞道之が副使たり爾來司法中刑事大法官等に歷任し民法治罪法取調事務に與かる六年陸軍刑法及び治罪法編纂に從事す九年元老院議官に任じ從四位勳三等に陞叙し旭日中綬章を賜ふ是より先き森有禮等と圖り明六社を興し法制學の振興を計る十二年東京學士會院會員に擧げらる二十三年東京府第八區選出衆議院議員と爲り同年十月錦鴻間祗候仰付けられ次で衆議院副議長に任ぜらる二十九年貴族院議員に勅任せられ三十三年五月勳功を以て特に華族に列し男爵を授けられ正三位勳二等に叙せらる三十五年法學博士の學位を受領、三十六年八月特旨を以て位一級を進めて從二位に叙勳一等瑞寶章を授けらる九月三日薨す年七十五、谷中墓地に葬る

**ツチカハ　ヘイベエ**　土川平兵衛　義民、江州野州郡三上村に鎭座する御上明神の神戶の士なり里正となり守山驛助郷勤番たり中江藤樹の人となりを慕ひ初め元年神岡藩大目付となり堅年微されて刑法官權刑事兼議事取調を命ぜられ次で制度察准撰修刑律取調事務として新律綱領の編纂に從事す四年中刑事兼外務權大丞に任ず同年條約改正に關し外務卿伊達宗城特命全權公使を以て清國に赴くや眞道之が副使たり爾來司法中刑事大法官等に歷任し民法治罪法取調事務に與かる六年陸軍刑法及び治罪法編纂に從事す九年元老院議官に任じ從四位勳三等に陞叙し旭日中綬章を賜ふ是より先き森有禮等と圖り明六社を興し法制學の振興を計る十二年東京學士會院會員に擧げらる二十三年東京府第八區選出衆議院議員と爲り同年十月錦鴻間祗候仰付けられ次で衆議院副議長に任ぜらる二十九年貴族院議員に勅任せられ三十三年五月勳功を以て特に華族に列し男爵を授けられ正三位勳二等に叙せらる三十五年法學博士の學位を受領、三十六年八月特旨を以て位一級を進めて從二位に叙勳一等瑞寶章を授けらる九月三日薨す年七十五、谷中墓地に葬る

**ツタヤ　チュウザブラウ**　蔦屋重三郎　浮世繪の版元、戲號を爲唐丸と云ふ本姓は丸山、喜多川氏に養はる名は柯理、耕書堂と號す初め吉原大門の傍らに住して細見記を繰ぐ後通油町の書肆丸屋を賃ひて業を續ぐ傍ら戲作、狂歌、浮世繪を能くす重三郎性俠氣あり常に食客を養ひ彼の狂歌の名家太田蜀山人また浮世繪の名家喜多川歌麿、東洲齋寫樂等當時の文人及び繪師にして彼れが庇護を受けざるものなかりきと云ふ寛政九年五月六日歿す年四十八（墓所一覽、戲作者小傳、讀書日札）

**ツタ　ヨネジラウ**　津田米次郎　發明家、加賀金澤の人、夙に機械の發明に苦心し大阪の住友製絲場に往き從業中遂に力織機を發明し歸りて水登、大塚等の後援に賴りて成功し之を津田式力織機と稱し日本製の織物機として國中連りに之を使用するに至る大正五年十一月歿す年五十四（金澤墓誌）

**ツチカド　ゲンジラウ**　土門源次郎　茶人、古市澄風に學びて茶道を能くし其の先は松永氏、後松の屋と改め後土門氏の姓を賜ふ明應七年九月

**ツチカハ　ヘイベエ**　土川平兵衛　義民、江州野州郡三上村に鎭座する御上明神の神戶の士なり里正となり守山驛助郷勤番たり中江藤樹の人となりを慕ひ初め元年神岡藩大目付となり堅年微されて刑法官權刑事兼議事取調を命ぜられ次で制度察准撰修刑律取調事務として新律綱領の編纂に從事す四年中刑事兼外務權大丞に任ず同年條約改正に關し外務卿伊達宗城特命全權公使を以て清國に赴くや眞道之が副使たり爾來司法中刑事大法官等に歷任し民法治罪法取調事務に與かる六年陸軍刑法及び治罪法編纂に從事す九年元老院議官に任じ從四位勳三等に陞叙し旭日中綬章を賜ふ是より先き森有禮等と圖り明六社を興し法制學の振興を計る十二年東京學士會院會員に擧げらる二十三年東京府第八區選出衆議院議員と爲り同年十月錦鴻間祗候仰付けられ次で衆議院副議長に任ぜらる二十九年貴族院議員に勅任せられ三十三年五月勳功を以て特に華族に列し男爵を授けられ正三位勳二等に叙せらる三十五年法學博士の學位を受領、三十六年八月特旨を以て位一級を進めて從二位に叙勳一等瑞寶章を授けらる九月三日薨す年七十五、谷中墓地に葬る

なし弘此果邪出やすして国家智なき能故故あり雖の明治三丁目に一大工場を設け我国実綿界の鼻祖東京々所
業なら将日にて位し明天文遠を以つて朝廷陸陽医月後七年一月三十一日伊豆国実綿さ稀せ
殿さいふ野府く晩忍や事を生せん事雖の成産金十世の斎倉橋廉呂十世の後に在り明治三十七年一月十一日帝
（観日本史）

**ツチヤ　ゼンエモン**　土屋善右衛門　勤王

松陰等と善くして長州村田清稀絞刑の時に遊びて長賞、息軒酒子に同公所業も文章に
記を修せん、こを嘱て元治元年没す年三十六（防長志要）

**ツチヤ　センシゲハル**　土屋重治　総川氏の臣、

遠士、名は後、字は伝知、通稀淵之助、安芸の坂井虎山桑
遠に遊びて長賞、息軒酒子に同公所業も文章に出版して
長子で明治元年没す年四十五、法名桂巌（覚敬重修諸家譜）

**ツチヤ　セウカイ**　土屋清海　電者、長州桑

陶政年六年に五代藩太郎は明治九年に帝々業を繼げり（日本
史、藩閥四代善四郎政教文化十一年藩業、嘉永八は安
政重修諸家譜）

**ツチヤ　ゼンエモン**　土屋善右衛門　勤王

松陰等と善くして長賞、息軒酒子に同公所業も文章に出版して
長子で明治元年没す年四十五、法名桂巌（覚敬重修諸家譜）

**ツチヤ　ゼンシロウ**　土屋善四郎（和代）

雲の陶工布志茶焼の名手、芳力さ鎮す出雲に製陶の出
原楽師の陶工布志茶焼の起りたる以て鎮北郡の製陶の
盛を作りしこ古く紀元前既に土器の製造は後世に
以て茶氏に善へ心を盛ささる所なしこ之を入れ、ど雲紙あり
り見るべきもの多の
崎茶道の用人文永九年一月生る嘉永、安政の同
市に於て藩に嘉永三年を以て
落論を一定して志を産見の二藩に譲に進じ藩力すも所
て物理を以て用人長に導げられ四年三月以後に東洋遊を新
はら算年大村兵庫書を命ぜられ四年三月以後に東洋遊を新
て鉄武の財に轉嚢獣し尋で江戸上野の戦に参加し見に美州
に進年して鉄武の財に轉嚢獣し尋で江戸上野の戦に参加し見に美州
三、大正元年二月廃五位を贈らる（贈位帝歴書）

**ツチヤ　ゼンシラウ**　土屋善四郎（和代）

雲の陶工布志茶焼の名手、芳力さ鎮す出雲に製陶の出
原楽師の陶工布志茶焼の起りたる以て鎮北郡の製陶の
盛を作りしこ古く紀元前既に土器の製造は後世に
以て茶氏に善へ心を産見の二藩に譲に進じ藩力すも所
て物理を以て用人長に導げられ四年三月以後に東洋遊を新
はら算年大村兵庫書を命ぜられ四年三月以後に東洋遊を新
て鉄武の財に轉嚢獣し尋で江戸上野の戦に参加し見に美州
に進年して鉄武の財に轉嚢獣し尋で江戸上野の戦に参加し見に美州
三、大正元年二月廃五位を贈らる（贈位帝歴書）





弘此果邪出やすして国家智なき能故故あり雖の明治三丁目に一大工場を設け我国実綿界の鼻祖東京々所
業なら将日にて位し明天文遠を以つて朝廷陸陽医月後七年一月三十一日伊豆国実綿さ稀せ
殿さいふ野府く晩忍や事を生せん事雖の成産金十世の斎倉橋廉呂十世の後に在り明治三十七年一月十一日帝
（観日本史）

**ツチヤ　ゼンエモン**　土屋善右衛門　勤王

松陰等と善くして長賞、息軒酒子に同公所業も文章に出版して
長子で明治元年没す年四十五、法名桂巌（覚敬重修諸家譜）

**ツチヤ　センシゲハル**　土屋重治　総川氏の臣、

遠士、名は後、字は伝知、通稀淵之助、安芸の坂井虎山桑
遠に遊びて長賞、息軒酒子に同公所業も文章に出版して
長子で明治元年没す年三十六（防長志要）

**ツチヤ　セウカイ**　土屋清海　電者、長州桑

陶政年六年に五代藩太郎は明治九年に帝々業を繼げり（日本
史、藩閥四代善四郎政教文化十一年藩業、嘉永八は安
政重修諸家譜）

**ツチヤ　ゼンシラウ**　土屋善四郎（和代）

雲の陶工布志茶焼の名手、芳力さ鎮す出雲に製陶の出
原楽師の陶工布志茶焼の起りたる以て鎮北郡の製陶の
盛を作りしこ古く紀元前既に土器の製造は後世に
以て茶氏に善へ心を産見の二藩に譲に進じ藩力すも所
て物理を以て用人長に導げられ四年三月以後に東洋遊を新
はら算年大村兵庫書を命ぜられ四年三月以後に東洋遊を新
て鉄武の財に轉嚢獣し尋で江戸上野の戦に参加し見に美州
に進年して鉄武の財に轉嚢獣し尋で江戸上野の戦に参加し見に美州
三、大正元年二月廃五位を贈らる（贈位帝歴書）

**ツチヤ　ゼンシラウ**　土屋善四郎（和代）

雲の陶工布志茶焼の起りたる以て鎮北郡の

高石を踏ふ十七年四月卒す年三十一、法名琴浄両、墓寺に送る（諸士略傳）

**ツチヤ　トシナホ**　土屋利直

主忠直の子、平八郎と稱す時は家康に仕へ慶長七年金島を加へ三千石を賜ふ十七年正月卒す年三十一、法名琴浄両、墓寺に送る（諸士略傳）

**ツチヤ　ナホキ**　土屋直樹　上總久留里藩主利直の子、平八郎と稱す時は家康に見へ慶長七年金島を加へ三千石を賜ふ十七年四月卒す年三十一、法名琴浄両、墓寺に送る（諸士略傳）

**ツチヤ　トツサイ**　土屋訓源　江戸人名家譜作一覽

正名は反孝、寛政重修諸家譜、名は孝九郎、通称は主馬、初め小田原城主大久保忠世に仕へ天正十八年武蔵国に移り慶長五年上野国に移り元和二年下総国に移り寛永十年上総国に移り寛永十年上総国に移り寛永十年上

月三日死す年八十一（寛政重修諸家譜）

**ツツチヤ　ヨシキヨ**　土屋長清　平氏の邸に圍碁に事へて京師に在り嘗て朝廷奏聞に使して寛政二年足利山に赴く命を宗瑞甲斐に使して武田氏に赴く命を受け相模に赴き北条氏に説き以て

弄るまでもなく知識を誤だり雅號を解せり晩年には時に畫筆を執り衛術の趣味を解せり（澤田章氏稿）

**ツツキ　タメマサ**　都筑貞政　松斧秀嗣の子、**ツツキ**左衛門と稱し本多平八郎忠勝の手に屬し天正三年長篠の戰に戰死す

**ツツキ　ヒデナ**　都筑秀嗣　始川家康の臣、秀嗣の子に住して氏を十一代市左衛門と稱し天文十一年上杉謙信の侵攻四郎成利武藏國都築郡鶴前國に住し天正十二年三河國に移住し慶長十年上杉景勝の侵攻に出陣

佛寺心院と號し足尼山の護國祈願所の勅願寺となる慶安四年三月二十二日歳子年五十四月東寺の長吏となる

**ツネキ　クニエ**　常井邦衛　勤王家、肥前大村藩士にして藩の更新たり天保三年十月生る慶應二年長崎に下るやそこに從ひて西下し足尼山の護國祈願所の諸藩に命じて地圖を作らしむ後三年朋輩の誅に斃る

**ツネクニ**　常井邦衛　勤王家、肥前大村藩士にして藩の更新たり天保三年十月生る慶應二年長崎に下るやそこに從ひて西下し足尼山の護國祈願所の諸藩に命じて地圖を作らしむ後三年朋輩の誅に斃る

**ツネクニ**　常井邦衛　勤王家、肥前大村藩士にして藩の更新たり天保三年十月生る慶應二年長崎に下るやそこに從ひて西下し足尼山の護國祈願所の諸藩に命じて地圖を作らしむ後三年朋輩の誅に斃る

**ツネ

に進み八年四月二十三日蕊去御年三十八、特旨を以て薩軍少將に昇進せらる(系圖綜覽、國學院雜誌)

**ツネマロ** 恆麿　俳人、氏は今泉、名は一、字は大寧、葛齋、石寶と號す春秋庵白雄坊の門人なり奥州三春の人にして下總國佐原に住す文化七年九月十四日佐原に歿す戒名大寧得一居士(俳諧年表)

**ツネミ　カウサイ** 常見浩齋　上州伊勢崎藩の儒者、名は一之、字は子寶、要藏と稱し後に五作と改む清齋また谷水と號すその先き下毛國常見に居り因つて氏となす父勝義始めて伊勢崎侯に仕て輕卒たり一之また輕卒たりしが壯にして學に從事し初め浦野神村に學び後に小松原醇齋に學ぶそれより學校肝煎と云ふ助役に加はり天明の凶年に遭ひられて副代官となり遂に代官に進む然るに有司その能を忌みその短を責むる者ありたために永暇となる是に於て江戸に遊び小川町に寓して舊業を修め村士、小松原、岡田諸老に從學し窮を忍び約を守りまた世に求めず諸侯之を聘するものあるも卒かに就かず居ること十餘歳伊勢崎に召還され藩の教授と爲りまた代官となる年七十に及んで致仕し天保六年十二月二十六日歿す年九十六(義民誌)

**ツネヤスシンワウ** 常康親王　仁明帝の皇子、母は更衣紀種子なり承和七年志摩答志島を賜はる常康少にして沈敏謹于中に在りて最も帝の鍾愛する所たり帝崩ずや常康追慕して遂歿已むなし仁壽元年僧となり雲林院に居る貞觀十一年院を以て僧遍昭に付し副ふるに田園貨財を以てす是の年五月逝ずや雲林院宮と稱す子光勝また僧となる卽ち空也上人是れなり(大日本史)

**ツノダ　アウガク** 角田櫻岳　儒者、名は定經、一の名勒、幼名奥三郎、通稱奥市、駿河國富士郡大宮の人なり本姓佐野氏、奥惣右衛門安清十世の孫なり四世の祖四郎兵衛角田氏より出づ明治四年改めて角田氏と稱す父奥市母小永氏櫻岳幼にして學を好み稍々長じて東遊し朝川善庵の門に入る年十五、碁譏夙に成る大宮町の役員となり後組頭と爲る在職四十年其の志利害を除くに在り始終一の如し大宮の屬地に萬野原あり四方轉徙の民集り蕪を闢き荒を墾し困苦萬狀櫻岳之を撫育し施設方あり衆賴りて以て安し後家を築きて之に居る萬員庵と號す衆櫻岳を推して邑長と爲す大宮は本縣麓の通道たり往行者と號す駿州大宮の人、上京して慶應義塾に學び樂成り民友社に入り國民新聞に筆を執る尋で清國の志士康有爲に招かれ北京に遊びしが久しからずして歸朝し大阪朝日新聞社に入り明治三十九年大阪毎日新聞社に轉じ最後に東京日々新聞社に入り學藝部長たり才筆を揮つて文壇に聘聘すること久し著はす所詩國小觀、蹈心錄、漫遊人國記、出門一笑等あり大正五年三月逝く年四十八

**ツノダ　キウクワ** 角田九華　儒者、名は簡、字は大可、二の字は廉夭、才次郎と稱し九華山房と號す實は大阪郡吏中島休治の子、幼にして孤なり角田東水養ひ爲に招かれ北京に遊びしが久しからずして歸朝し大阪朝日新聞社に入り明治三十九年大阪毎日新聞社に轉じ最後に東京日々新聞社に入り學藝部長たり才筆を揮つて文壇に聘聘すること久し著はす所詩國小觀、蹈心錄、漫遊人國記、出門一笑等あり大正五年三月逝く年四十八

**ツノダ　キウクワ** 角田九華　儒者、名は簡、字は大可、二の字は廉夭、才次郎と稱し九華山房と號す實は大阪郡吏中島休治の子、幼にして孤なり角田東水養ひ爲に招かれ北京に遊びしが久しからずして歸朝し大阪朝日新聞社に入り明治三十九年大阪毎日新聞社に轉じ最後に東京日々新聞社に入り學藝部長たり才筆を揮つて文壇に聘聘すること久し著はす所詩國小觀、蹈心錄、漫遊人國記、出門一笑等あり大正五年三月逝く年四十八

**ツノダ　ケンゴ** 角田謙吾　俳人、氏は今泉、名は一、字は春の人にして下總國佐原に住す文化七年九月十四日佐原に歿す戒名大寧得一居士(俳諧年表)

**ツネミ　カウサイ** 常見浩齋　上州伊勢崎藩の儒者、名は一之、字は子寶、要藏と稱し後に五作と改む清齋また谷水と號すその先き下毛國常見に居り因つて氏となす父勝義始めて伊勢崎侯に仕て輕卒たり一之また輕卒たりしが壯にして學に從事し初め浦野神村に學び後に小松原醇齋に學ぶそれより學校肝煎と云ふ助役に加はり天明の凶年に遭ひられて副代官となり遂に代官に進む然るに有司その能を忌みその短を責むる者ありたために永暇となる是に於て江戸に遊び小川町に寓して舊業を修め村士、小松原、岡田諸老に從學し窮を忍び約を守りまた世に求めず諸侯之を聘するものあるも卒かに就かず居ること十餘歳伊勢崎に召還され藩の教授と爲りまた代官となる年七十に及んで致仕し天保六年十二月二十六日歿す年九十六(義民誌)

**ツネヤスシンワウ** 常康親王　仁明帝の皇子、母は更衣紀種子なり承和七年志摩答志島を賜はる常康少にして沈敏謹于中に在りて最も帝の鍾愛する所たり帝崩ずや常康追慕して遂歿已むなし仁壽元年僧となり雲林院に居る貞觀十一年院を以て僧遍昭に付し副ふるに田園貨財を以てす是の年五月逝ずや雲林院宮と稱す子光勝また僧となる卽ち空也上人是れなり(大日本史)

**ツノダ　アウガク** 角田櫻岳　儒者、名は定經、一の名勒、幼名奥三郎、通稱奥市、駿河國富士郡大宮の人なり本姓佐野氏、奥惣右衛門安清十世の孫なり四世の祖四郎兵衛角田氏より出づ明治四年改めて角田氏と稱す父奥市母小永氏櫻岳幼にして學を好み稍々長じて東遊し朝川善庵の門に入る年十五、碁譏夙に成る大宮町の役員となり後組頭と爲る在職四十年其の志利害を除くに在り始終一の如し大宮の屬地に萬野原あり四方轉徙の民集り蕪を闢き荒を墾し困苦萬狀櫻岳之を撫育し施設方あり衆賴りて以て安し後家を築きて之に居る萬員庵と號す衆櫻岳を推して邑長と爲す大宮は本縣麓の通道たり往行者と號す駿州大宮の人、上京して慶應義塾に學び樂成り民友社に入り國民新聞に筆を執る尋で清國の志士康有爲に招かれ北京に遊びしが久しからずして歸朝し大阪朝日新聞社に入り明治三十九年大阪毎日新聞社に轉じ最後に東京日々新聞社に入り學藝部長たり才筆を揮つて文壇に聘聘すること久し著はす所詩國小觀、蹈心錄、漫遊人國記、出門一笑等あり大正五年三月逝く年四十八

**ツノダ　キウクワ** 角田九華　儒者、名は簡、字は大可、二の字は廉夭、才次郎と稱し九華山房と號す實は大阪郡吏中島休治の子、幼にして孤なり角田東水養ひ爲に招かれ北京に遊びしが久しからずして歸朝し大阪朝日新聞社に入り明治三十九年大阪毎日新聞社に轉じ最後に東京日々新聞社に入り學藝部長たり才筆を揮つて文壇に聘聘すること久し著はす所詩國小觀、蹈心錄、漫遊人國記、出門一笑等あり大正五年三月逝く年四十八

**ツノダ　ケンゴ** 角田謙吾　俳人、氏は今泉、名は一、字は春の人にして下總國佐原に住す文化七年九月十四日佐原に歿す戒名大寧得一居士(俳諧年表)

**ツネミ　カウサイ** 常見浩齋　上州伊勢崎藩の儒者、名は一之、字は子寶、要藏と稱し後に五作と改む清齋また谷水と號すその先き下毛國常見に居り因つて氏となす父勝義始めて伊勢崎侯に仕て輕卒たり一之また輕卒たりしが壯にして學に從事し初め浦野神村に學び後に小松原醇齋に學ぶそれより學校肝煎と云ふ助役に加はり天明の凶年に遭ひられて副代官となり遂に代官に進む然るに有司その能を忌みその短を責むる者ありたために永暇となる是に於て江戸に遊び小川町に寓して舊業を修め村士、小松原、岡田諸老に從學し窮を忍び約を守りまた世に求めず諸侯之を聘するものあるも卒かに就かず居ること十餘歳伊勢崎に召還され藩の教授と爲りまた代官となる年七十に及んで致仕し天保六年十二月二十六日歿す年九十六(義民誌)

**ツネヤスシンワウ** 常康親王　仁明帝の皇子、母は更衣紀種子なり承和七年志摩答志島を賜はる常康少にして沈敏謹于中に在りて最も帝の鍾愛する所たり帝崩ずや常康追慕して遂歿已むなし仁壽元年僧となり雲林院に居る貞觀十一年院を以て僧遍昭に付し副ふるに田園貨財を以てす是の年五月逝ずや雲林院宮と稱す子光勝また僧となる卽ち空也上人是れなり(大日本史)

**ツノダ　アウガク** 角田櫻岳　儒者、名は定經、一の名勒、幼名奥三郎、通稱奥市、駿河國富士郡大宮の人なり本姓佐野氏、奥惣右衛門安清十世の孫なり四世の祖四郎兵衛角田氏より出づ明治四年改めて角田氏と稱す父奥市母小永氏櫻岳幼にして學を好み稍々長じて東遊し朝川善庵の門に入る年十五、碁譏夙に成る大宮町の役員となり後組頭と爲る在職四十年其の志利害を除くに在り始終一の如し大宮の屬地に萬野原あり四方轉徙の民集り蕪を闢き荒を墾し困苦萬狀櫻岳之を撫育し施設方あり衆賴りて以て安し後家を築きて之に居る萬員庵と號す衆櫻岳を推して邑長と爲す大宮は本縣麓の通道たり往行者と號す駿州大宮の人、上京して慶應義塾に學び樂成り民友社に入り國民新聞に筆を執る尋で清國の志士康有爲に招かれ北京に遊びしが久しからずして歸朝し大阪朝日新聞社に入り明治三十九年大阪毎日新聞社に轉じ最後に東京日々新聞社に入り學藝部長たり才筆を揮つて文壇に聘聘すること久し著はす所詩國小觀、蹈心錄、漫遊人國記、出門一笑等あり大正五年三月逝く年四十八

**ツノダ　タツミ** 都野巽　周防岩國藩士、人と爲り潤達にして氣節を貴ぶ好んで書を讀み陽明學に精しく また醫學に通ず後れて武術を修む江戸に往き大橋順蔵、江川太郎左衛門、高島四郎大夫等の門に遊び文武の修業大に進む歸りて藩の要職に擧げられ精勤これ努む維新前後多年軍務に從事し戰功最も顯はる明治元年微士を命ぜ







備役多し而してまた吉原驛の役を勤く民之に苦しむ櫻岳江戸に往き慶々鎖除を請ふ而して允されず慕相を道に要し興前に訴ふること數々なり二十四年を經て始めて允し得たり實に元治元年なり是れ岩村田藩の人なり嘉永年間外交の事起る東海道往來繹驛霖雨毎に川溢し江戸青山より足柄を經て駿、遠、參の北に出で間道を開き以て之を通ぜんと欲す規畫具さに成る而して事故有りて行はれず富嶽本湖之を涸らさば則ち田萬頃を得べし測量圖成るまた拓植して行はれ行旅爲めに沮む櫻岳江戸青山の辯護に從事し顧る勗む名聲大に揚る十七年東京府會議員に選まれ副議長となり二十一年東京代言人組合會長に擧げらる二十二年市町村制實施せらるや神田區より選まれて區會議長、市會議員となり二十五年東京市より選まれるや眞平之に加盟し其の評議員及び幹事となり遂歩慕、憲政黨と改稱せらるに及んでまた其の領袖たり以て目せらる故ありて一たび萬紋の公職を辭し三十五年再び代議士に當選し日露の役協贊の功を以て勳四等に叙す三十九年東京市に臨時市區改正局の設立せらるるや眞平其の局長となり水道局長を兼ね京橋より上野に至るの道路商家櫛比しこの移轉せしめて路幅を擴張するの事業頗る難事たり眞平其の衝に當りこれを全うせり また神田、牛込の區會議員となり市會議員、市參事會員となり公共の事に盡す所多し四十四年十一月東京株式取引所理事となり秀英舍取締役、誌見女學校理事を兼ね大正八年三月二十日腦溢血を發して遽かに歿す年六十四特に正六位に叙せらる眞平幼より俳句を好み聽雨窓竹冷と號す明治二十七年日清戰役の交時事吟を報日新聞、讀賣新聞等に投じ世の賞讃を博す二十八年八月尾崎紅葉、巖谷小波、岡野知十、森無黄、戸川殘花等同人を糾し秋聲會を創立し新派俳諧を鼓吹し元祿調の復古を計る木太刀なる者しまた同人と秋の聲、卯杖等の雜誌を發刊し其の間新派俳諧に秋聲會派あるを知らしめしは眞平の力其の多きに在り著はす所聽雨窓俳話、俳遊記あり編する所芭蕉句集講義あり俳諧の珍書を藏すること當時同人中の第一と稱せらる

**ツノダ　セイケイ** 角田青溪　儒者、名は平、字は公熙、青溪は其の號、平左衛門と稱す江戸の人、片山兼山と友とし善し天明八年四月二十四日歿す青山久保町梅窓寺に葬る著述に古今文同異、毛詩同異、經說考、老莊翼解あり(續諸家人物誌、墨定便覽)

**ツノダ　シンベイ** 角田津平　儒者、名は平、字は公熙、青溪は其の號、平左衛門と稱す江戸の人、片山兼山と友とし善し天明八年四月二十四日歿す青山久保町梅窓寺に葬る著述に古今文同異、毛詩同異、經說考、老莊翼解あり(續諸家人物誌、墨定便覽)

**ツノダ　タダユキ** 角田忠行　勤王家、信濃沼津に生る彦右衛門の第二子、明治維新に際し守一元老院に出仕するに及び同院屬に命ぜられ傍ら嚶鳴社に入りて演說討論に辯舌を磨く後守一隱むるに及び共に辭して守一の法律事務所に在り法廷に出入し十三年代言人試驗を經て沼津に開業す後東京に移り偶々花井お梅殺人事件の裁判あり眞平大岡育造と共に其の辯護に從事し頗る聲名を揚る十七年東京府會議員に選まれ副議長となり二十一年東京代言人組合會長に擧げらる二十二年市町村制實施せらるや神田區より選まれて區會議長、市會議員となり二十五年東京市より選まれるや眞平之に加盟し其の評議員及び幹事となり遂歩慕、憲政黨と改稱せらるに及んでまた其の領袖たり以て目せらる故ありて一たび萬紋の公職を辭し三十五年再び代議士に當選し日露の役協贊の功を以て勳四等に叙す三十九年東京市に臨時市區改正局の設立せらるるや眞平其の局長となり水道局長を兼ね京橋より上野に至るの道路商家櫛比しこの移轉せしめて路幅を擴張するの事業頗る難事たり眞平其の衝に當りこれを全うせり また神田、牛込の區會議員となり市會議員、市參事會員となり公共の事に盡す所多し四十四年十一月東京株式取引所理事となり秀英舍取締役、誌見女學校理事を兼ね大正八年三月二十日腦溢血を發して遽かに歿す年六十四特に正六位に叙せらる眞平幼より俳句を好み聽雨窓竹冷と號す明治二十七年日清戰役の交時事吟を報日新聞、讀賣新聞等に投じ世の賞讃を博す二十八年八月尾崎紅葉、巖谷小波、岡野知十、森無黄、戸川殘花等同人を糾し秋聲會を創立し新派俳諧を鼓吹し元祿調の復古を計る木太刀なる者しまた同人と秋の聲、卯杖等の雜誌を發刊し其の間新派俳諧に秋聲會派あるを知らしめしは眞平の力其の多きに在り著はす所聽雨窓俳話、俳遊記あり編する所芭蕉句集講義あり俳諧の珍書を藏すること當時同人中の第一と稱せらる

**ツノダ　セイケイ** 角田青溪　儒者、名は平、字は公熙、青溪は其の號、平左衛門と稱す江戸の人、片山兼山と友とし善し天明八年四月二十四日歿す青山久保町梅窓寺に葬る著述に古今文同異、毛詩同異、經說考、老莊翼解あり(續諸家人物誌、墨定便覽)

**ツノダ　タダユキ** 角田忠行　勤王家、信濃沼津に生る彦右衛門の第二子、明治維新に際し守一元老院に出仕するに及び同院屬に命ぜられ傍ら嚶鳴社に入りて演說討論に辯舌を磨く後守一隱むるに及び共に辭して守一の法律事務所に在り法廷に出入し十三年代言人試驗を經て沼津に開業す後東京に移り偶々花井お梅殺人事件の裁判あり眞平大岡育造と共に其の辯護に從事し頗る聲名を揚る十七年東京府會議員に選まれ副議長となり二十一年東京代言人組合會長に擧げらる二十二年市町村制實施せらるや神田區より選まれて區會議長、市會議員となり二十五年東京市より選まれるや眞平之に加盟し其の評議員及び幹事となり遂歩慕、憲政黨と改稱せらるに及んでまた其の領袖たり以て目せらる故ありて一たび萬紋の公職を辭し三十五年再び代議士に當選し日露の役協贊の功を以て勳四等に叙す三十九年東京市に臨時市區改正局の設立せらるるや眞平其の局長となり水道局長を兼ね京橋より上野に至るの道路商家櫛比しこの移轉せしめて路幅を擴張するの事業頗る難事たり眞平其の衝に當りこれを全うせり また神田、牛込の區會議員となり市會議員、市參事會員となり公共の事に盡す所多し四十四年十一月東京株式取引所理事となり秀英舍取締役、誌見女學校理事を兼ね大正八年三月二十日腦溢血を發して遽かに歿す年六十四特に正六位に叙せらる眞平幼より俳句を好み聽雨窓竹冷と號す明治二十七年日清戰役の交時事吟を報日新聞、讀賣新聞等に投じ世の賞讃を博す二十八年八月尾崎紅葉、巖谷小波、岡野知十、森無黄、戸川殘花等同人を糾し秋聲會を創立し新派俳諧を鼓吹し元祿調の復古を計る木太刀なる者しまた同人と秋の聲、卯杖等の雜誌を發刊し其の間新派俳諧に秋聲會派あるを知らしめしは眞平の力其の多きに在り著はす所聽雨窓俳話、俳遊記あり編する所芭蕉句集講義あり俳諧の珍書を藏すること當時同人中の第





岩村田に生る忠守の子、幼にして庭訓を受け父及び祖父信武に受け太平記を讀んで勤王の志を懷く嘉永安政の變尊王攘夷の論起り安政二年藩を脫して江戸に出で藤田東湖の塾に入り尋で平田鐵胤に從ひ篤胤歿後の門人に列す諸藩の志士に交りて文久三年二月廿二日京都に於て同志と足利歷代の木像の首を抜きて之を三條橋南に梟す幕府の追捕を竄れ名を變じて米川信濃と稱し澤三位爲量の家令となる慶應三年德川將軍大政返上に際し藩の脫士上京して忠行に寄る者多し同志前澤彌一右衛門と謀りて之を庇護して澤卿の股肱として之を扶養す明治元年爲量奥羽鎭撫總督に拜し前主水正宣嘉朝臣九州鎭撫總督に拜するや退士を分ちて之に分屬せしむ二年岩倉具視大阪に在り矢野玄道丸山作樂及び忠行を招き王朝の制度を諮ふ三月舊藩主より賞典祿を賜ひ六月皇學所監察を命ぜられ年給四十石を賜はる尋で官廢せられ三年學制取調御用掛となり四年大學出仕に轉ず偶々藏を棄りて江戸山口藩邸に幽せられ後和歌山藩邸に移され尋で五年正月舊藩に移幽せられ八月免されて六年賀茂御祖神社少宮司に任じ大講義に補す七年熱田神宮に轉じ八年權少教正に進む十年大宮司に陞りて尋で正七位に叙せしが廢官となり同十二月更に宮司に任じ權中教正に歷補し尋で教職の廢せらるるに及びて之を解く忠行以爲へらく皇室の劍鏡は上古天皇の正統に安置し奉りて等しく崇敬せらるる所たり王朝の末太平相續き武職衰へ爲に神鏡を奉祀せる熱田宮は武官と共に疏外貶黜せられて衰類を極め廟制また古式を變じたるは歎すべしと之を宮內省內務省に建言すること數回遂に古式に依り造營せらるるに至り二十六年四月勅使參向正遷宮を擧ぐるに至れり此の功に依り從六位に陞叙し尋で正五位勳六等に累進す大正三年宮司を辭し七年十一月從四位に叙し旭日章を賜ふ同十二月卒す年八十五、歿(鈴木松太郎氏稿)

**ツノ　タツミ** 都野巽　周防岩國藩士、人と爲り潤達にして氣節を貴ぶ好んで書を讀み陽明學に精しく また醫學に通ず後れて武術を修む江戸に往き大橋順蔵、江川太郎左衛門、高島四郎大夫等の門に遊び文武の修業大に進む歸りて藩の要職に擧げられ精勤これ努む維新前後多年軍務に從事し戰功最も顯はる明治元年微士を命ぜられ會津列事また岩國藩權大參事に任ぜられそれより教官に歷任し國家の重務に實獻す是七位たりしが大正五年十二月從五位を贈らる(贈位事歷書)

**ツノダ　トウスケ** 角田東水　醫家、名は美利、字は一和、東水は其の號、また交談庵と號す豐後國の人、世々藩侯に仕ふ年二十家を養子に讓り自ら病と稱し吉益東洞に學び心を長沙の書に潛む後去りて後藤艮山、香川太冲、山脇東洋等の門に遊び後東西漂泊居處を定めず阪に出づ寛政九年歿す年六十六暇に佛書を讀み始めて彼の土蹈ふ)の增減に基くを知る乃ち水火風を以て病を論じまた之を以て傷寒論を解し遂に一家の言を立つ號して醫事逢原と云ふ(續近世叢語)

**ツノダ　ヒデマツ** 角田秀松　軍人、會津若松の人、維新の際舊藩主の命なり以て會津の兵百餘人を率ゐて京都に至りしが薩兵と戰ふ後敗然一身を航海に託するに決し菜商艦に乘り組み專ら運用術を研究す偶々海軍卿河村純義の知る所となり明治七年十月長崎海軍出張所雇となり同十二月海軍少尉に任ぜらる八年朝鮮國江華灣事件に際し雲揚艦乘組として抜群の功あり九年一月黑田特命全權大臣に隨行して清國に至る十年軍艦清輝にて九州に航し翌後東艦迅鯨艦に累ぜらる二十七年の役には大本營海軍參謀官軍令部第二局長たり勳功を以て功四級金鵄勳章を授けらる二十八年總督府參謀副長海軍局長兼務仰付けられ海軍少將に進み臺灣總督府參事官に補ぜられ三十一年奥鎭守府司令官に轉じ三十二年常備艦隊司令官に轉じ三十七年海軍中將に任ぜらる三十四年常備艦隊司令長官となり三十六年三月海軍軍令部長に轉じ三十七年三月竹敷要港部司令官となり三十六年十二月竹敷病院に於て逝く年五十六、一級を進め正三位に叙せられ三十七年八月戰役の功により功二級に叙し金鵄勳章を賜はり勳一等に叙し旭日大綬章を授けらる

**ツノダ　ブンカ** 角田文河　俳人、通稱八郎、上毛那波郡上福島村の里正たり西馬の門人、劍槍馬術に通じよく上を敬び下を愛す名里正の際えあり凉道會と號す明治二十三年九月十二日歿す年七十四(三森松江氏稿)

**ツノヒメ** 津野愛　反正帝の妃、本事の女、反正帝元年八月夫人と爲り香火媛皇女、圓皇女を生む(大日本史)

**ツノ　ヒロワケ** 角廣辨　歌人、和歌を嗜みて其の蘊奥を究め萬葉作者の一に列して世に其の名を知らる(萬葉集作者履歷)

**ツバキ　ゲツシヨ** 椿月杵　俳人、初名は里椿、父名は伊神輔、和歌に長ず月杵は西馬の門に入り俳諧を學び靜堂と號す後東京蠣殼町に寓して柳分舍と改む下總常陸に純然たる正風の行はるるは月杵の功多し明治十五年七月七日蠣殼町の寓に歿す年六十餘、墓は深川大矢數町の共葬地にあり(三森松江氏稿)

**ツバキ　チンザン** 椿椿山　畫家、名は弼、字は篤甫、忠太郎と稱す琢華堂また休庵と號す畫を谷文晁及び渡邊崋山に學びて大に研究し後また清人張秋谷の風を慕ひ後一變して益々勉む人物花鳥虫獸山水を能くせり特に花鳥に至りては其の妙眞に迫る當時崋山と共に稱譽せらる就中五蘐の圖は人口に膾炙す椿山、大橋訥庵と友とし善し訥庵嘗て言ふ余椿山と交はる三十年椿山は贏疲にして衣に勝へざるものの如し然れども精神極めて篤く余と同じく片山派の拔刀法を庄內某に學び吹笙を丹羽某に受く椿山製忙余は多く閑にして皆彼れに及ばず一日其の故を椿山に問ふ椿山曰く僕終日人の爲めに畫を作り他技を講ずるに暇なし由りて自ら戲課を設け毎日昧爽夙に起き拔刀を試み辰時にして止め暮夜炊笙を習ふ三更に至て息む是れ或は君に贏る所以かと訥庵是れを聞き憮然こるまた偶然に非ざるなりまた軍法を平山子龍に學びて蘊奥を極むと云ふ安政元年七月十三日辛酉時に年五十四、牛込圓福寺に葬る(今古雅俗石亭畫談)

**ツバキ　チュウホ** 椿仲輔　國學者、初名は千秋、小字は源吾、四郎左衛門と稱し常磐舍と號すまた南壙、藕壙、寂庵等の別號あり下總香取郡猿山村の人、幼より讀書を好み江戸に遊びて小山田與清に國學を受け願る國朝古今の制度に通じ最も國文を善くす晉て國文國史

人壺等や川を鶴柳岡業す沼を乞ふ赤貧門に逆ら後て赤力を夢ふ門に入りて西洋醫術を受く玄武特に薬を長しして後裏を以て鶴に鶴に鶴に

野
十一月廢藩す十年二月蝦夷を幹し旁命に列し十一月二年十二月致仕
を隱居す十年二月蝦夷を幹し旁命に列し十一月二年十二月致仕
十、法名精軒、墓、瑞泉寺に葬る（寛政重修諸家譜）

**ツマキ　セイイキ**　妻大木榛碧　葛飾用蔵臣、
榛名は通稱藏、榛名は其の號、別號に野宮と改め更に藤原氏と稱す
病に十寛政八年十一月江戸に於て没す享年六十一（寛政重修諸家譜）

**ツマキ　ヨリヒサ**　妻大木榛碧　葛飾用蔵臣、
父の跡を繼ぎ

東流は其の源、大豪さ幾も事なり又は若だ意之貫かずせば立ち所に於て大三年入和宜敦七年遷敦名を建つ唯は

相模藩士。嘉永六年、水戸藩士と共に上京して、攘夷の勅諚を奉じて、水戸藩の有志と共に、大老井伊直弼の暗殺を計画した。翌年、桜田門外で、井伊の一行を襲撃して、井伊を殺した。文久二年、薩摩藩の有志と共に、上京して、攘夷の実行を迫った。翌年、生野の挙兵に参加して、捕縛された。

**ツルタ　シゲサダ**　鶴田重定　肥前長崎の産。十八歳、東京青山に遊学する。

**ツルタ　シゲヤス**　鶴田茂安　十二年、三月六日、朝鮮を以て死す。年六十四。

**ツルタ　シカキチ**　鶴田鹿吉　川越藩士。文久二年、藩主松平斉典の命を受けて、上京して、攘夷の実行を迫った。翌年、生野の挙兵に参加して、捕縛された。

**ツルタ　タケシ**　鶴田卓池　三州岡崎の俳人。

**ツルハラ　キヰカ**　鶴原九皐　肥後、熊本藩士。文政四年、生れ。天保十年、藩主細川斉樹の侍講となる。嘉永六年、藩主細川斉護の侍講となる。安政二年、藩命を以て、京都に遊学し、頼山陽の門人となる。弘化四年、藩主細川斉護の侍講となる。明治十年、没。

**ツルハラ　ヤスヒコ**　鶴原安彦　肥後、熊本藩士。文政四年、生れ。天保十年、藩主細川斉樹の侍講となる。嘉永六年、藩主細川斉護の侍講となる。安政二年、藩命を以て、京都に遊学し、頼山陽の門人となる。弘化四年、藩主細川斉護の侍講となる。明治十年、没。

**ツルヤ　タンジフラウ**　鶴屋團十郎　大阪の産。「にわか」の宗匠、本名は辻井喜右衛門。文政十二年、藩主松平斉典の命に、

**ツルヤ　ナンボク**　鶴屋南北（の五世）　江戸
狂言作者、四世南北が嫡孫長谷部の筆子にして初名を鶴屋
南北が家を継ぎ文化八年正月南北の名を襲ぐ文政五年正月
一日五十七歳にして没し立作者たりしが嘉永五年正月二十
四世を大南北と謂ふに勝すると雖も南北の名を襲ぐ者は
四世四代に達し来り襲ぐ者は之を以て初とす（近世日本演劇史）

**ツルヤマ　ケンゲウ**　鶴山健校
春武藤年四四始めて鶴山節を語りし人なり町名を主西村佐兵衛
の音あり三代にして町内に之を繁す

**ツレノ**　連野　毛利匡廣夫人の侍女、江戸八町堀
同心大崎文平の女、毛利匡廣の夫人の侍女に任へて多年動勞
多き者なり文平の恩酒最も深く敬を寄せ寵愛厚かりしが
以て其の情を表示に傳し遺命を奉じ遺族の為に尽せり
意に誘掖せんと欲す一日運野夫人ふ者あり嬰に繕急を覺き
出らんこと欲し遽りて使婦用の護を賜へて去るや婦用視て其の
するを知らず手して使婦を遣りて曰く吁嗟他の護を賜へ前
日を焼す非禮は請ふ寛容を願へ仕適に左ち者は遠同なり他無
日なす事情は請ふ寛容を願へ仕適に左ち者は遠同なり他無
ふ者あり嬰に婦用の護を賜へて去るや婦用視て其の
出らんこと欲し遽りて使婦を遣りて曰く吁嗟他の護を賜へ前
するを知らず手して使婦を遣りて曰く吁嗟他の護を賜へ前
日を焼す非禮は請ふ寛容を願へ仕適に左ち者は遠同なり他無
意に誘掖せんと欲す一日運野夫人ふ者あり嬰に繕急を覺き
以て其の情を表示に傳し遺命を奉じ遺族の為に尽せり
同心大崎文平の女、毛利匡廣の夫人の侍女、江戸八町堀

**テイ**　貞　心尼　越後長岡藩士奥村
不幸夫を失ひ深く世の無常を感じて和歌に達に嫁す
愛し恩師禪師の高風を慕ひ出郷の醫師某に嫁す
夏頁質禪師の高風を慕ひ出郷の醫師某に嫁す
の際に及ぶに敬ふる所あり尼はまた寡くの歌集一遺
一世に傳ふるも深かりしを察すべし良寛の行後に編
日寂す年七十五（北越名流遺芳）

**テイ**　貞柳（初世）　大阪の俳人、また狂歌師、
日本史）

**テイシニ**　貞　心尼
生にれたに縁に叙し宗師に位を贈ふ遺言して師弟の
むし過ぬ所に居て教めて法の泥即ち涅槃に入れ
ぬ遺言して作り寂定門松後萬歳と云ふ辭子を
（近世日本演劇史）

**テイシナイ**　頃子内親王
の后、三條帝の女、長和二年七月上東門
の女、長和二年七月上東門

**テイシンワ**　頃子内親王
の后を勤ふ是を初めとす鈴子三條帝に
の女を産み後朱雀帝の中に育て十年内親王と
の作者を施す太后紀貫之に命じ
の外千戸を加ふ治安三年
の中宮を大皇太后と稱し
の中宮を大皇太后と稱し
の中宮を大皇太后と稱し

氏云ふ油煙墨と墨と初め呉国で漢代に盛んに用ひられた黒色の顔料で、墨の原料として用ひられた。また日く水田氏）漢籍は善人、或は忌兵部の同義語として真柳に改称す

**テイリ　古今狂歌人物誌**　真柳（三世）　大阪の俳人、また真柳の門人、貞佐ともいふ。

**テウカ　江戸の人**　初め貞佐と称し、後に真柳と改称す

**テウサイ　エイシャウ**　浮世絵師、江戸の人、二世豊国の門人、天保（一八三〇）頃より嘉永（一八五四）頃に至る。

**テウカウ　鳥高斎栄昌**　浮世絵師、江戸の人、初め栄之の門人として高斎と称し、後に栄昌と改む。

**テウケイ　兆瑛**　連雲、初め宮瑛と称し、後に瑛と改む。

**テウケン　中島清之**　連雲、初め宮瑛と称し、後に瑛と改む。

**テウ　タ　超陶斎**　青楽、名は楽、字は仲賢、陶斎は其の号。

**テウ　タ　超西華門**　朝鮮の人、清人趙氏の風流なる雅号。

**テウ　タ　超西園

**テシカ　ノヨシ**　出口延佳　國學者、伊勢山田の人、外宮の祠官たり延は度會氏、天正四年生、慶長十四年歿、世々外宮權禰宜命四十年、大神宮の祠官たり延は宗源神道を唱へ、儒佛二教を排し、神道を以て國の根本とし、人倫を重んじ、人心を正しくするを以て主となす、著書に神道四十八部、神道五部書、神道大意、神道三部書、神道三大事、神道三大事、神道三大事

**テツカ　ミツモリ**　手塚光盛　本曾義仲の家臣、樋口兼光の一族。大日本史百石鎧雲雀毛紅等の武具を所持せり。

**テツカ　ヨシヒロ**　手塚太郎　信濃の人、木曾義仲の家臣。

**テツキ**　鐵牛　畫家、玉堂子の弟子、山城相國寺の僧にして後に還俗す（雙定慶髻）

**テツキウ　タウキ**　鐵牛道機　禪僧、自牧子。

**テツケン**　鐵眼　五年二月十六日を以て生る。十一歳にして出家して生駒山麓の摂宗寺に投じ十五歳頃髮を剃り十九歳にして京都の萬福寺に入り大阪にて一時寺の住職となりしが其の快活なるを見るや僧じて近畿に入り大阪にて一切經を刻すの志を抱き、爾来一日も忘れざりしが、其の間に出でて伊勢の龍雲寺に寓し一時寺の住職とな

聖凡非ふ外、衆魔羅漢等出ル爾中、入疑ニ個事、言雖、答、訴訟年門ニ閉ラ入事ヲ証絶すこ云ふ（龍門寺話）

**テンイ、テンイワ　ボンカ　天祐**　禅僧、

昔、天祐禅師、宇は天祐、初め名は梵盛、

に参ずる、テンイ　ヨウ　ヨウ　ヨウ

ばは蛇の性嗔多きは蛇し蛇の嗔習の今今より志を堅う
徒果して誦続煩るなし喜詳にして寂す（つ天平釋書、東國高
僧傳）

**テンニョウ　フクソウ**　田氏福慶　碑撰者、丹波
駿河両国の人、聰敏にして才あり甫めて六歳句を吟じて目く「孤月の下に鶴
高き台を以て遐老し寺で九年、田拾化す（日本洞上聯燈録）

**テンニン　スステ**　女流俳人、摂津柏原出里の
人、聰敏にして才あり甫めて六歳句を吟じて目く「ゆゆ
駿河に遊び二年の中江州大津寺に歳暮を過ごさ三年の冬大に旨を領て
歳暮して茅原に憐しやすて蔦の下蔭のうしこ」と髪を剃て尼となり妙融と號し一小庵を
結ぶ元禄十一年八月六十五歳にして入寂す（俳諧人名辞書）

**テンニン　テンケイ**　博弈天桂　禪僧、南紀
の人、嘉祐年間番居寺の龍蟠可和尚に入り、丹霞の
偉、天資聰敏人歳にして弈棊等の機り和尚に強ひて嗣業
十八歳の時甚方を首めて無雙の名を得て、嘗て嘗棊等の機蟠可和尚に入り、
寺に遊び二年の中江州大津寺に往き周伴律師
に就きて真し浴の最浦可和尚に就き周伴律師

江戸の更若し紀州の生地なるこを聞かば必ず紀
州の地を探ちん紀州若かりし頃の事なれども
龍く紀州の歌に紀ん若かりし頃の事なれども
御幣殿天忠の弟子天一に仕へ天忠の命に
て天一を殺し宣旨なし且つ家人の其の謀を覚
て天一を殺し其の頃の生地なるこを聞かば必ず紀
州に行き天忠の命に逆らはず天一に仕へ
て天一に仕へ天忠の命に逆らはず天一に仕へ
て天一に仕へ天忠の命に逆らはず天一に仕へ
て天一に仕へ

**テラキ　ケンケイ**　寺井玄渓　摂州茨木藩の儒官、屈撃と称す、茨木出身寺本多政利に事ふ安政利藩侯に入り文久三年歿す（一説に文久二年歿す）

**テラ　ケンケイ**　寺内鶴三　豊後国臼杵藩の人、幼時より剣術を好み、長じて大阪に出で、大石内蔵助の門に入り、剣術を学ぶ、時に年十二、後ち江戸に出で、剣術を学ぶ、時に年十二、後ち江戸に出で、剣術を学ぶ、時に年十二、後ち江戸に出で

り（赤穂四十七士手帳）

**テラサキ　クワケフ**　寺崎廣栄

元文六年正月二十四日没す年七十七（覚書）

**テラサキ　イウサイ**　寺澤友資　江戸の書家、

寺澤遠之の孫、通称は文太夫、文資は其の號、

に学ぶ（江戸名家著述所一覧）

**テラサハ　カタタカ**　寺澤堅高　肥前唐津藩

圭、肥高の子、童名は崎、寺は貞徳が女、堅

高の位下長保頃に叙正七下、寛仁元年遠江守、

寛徳元年従五下、長暦頃に叙正七下、年遠江守、

長元元年正月十一日没す年五十四、

**テラサハ　ヒロタカ**　寺澤廣高　肥前唐津藩

圭、一名は正英、尾張の人、慶長元年遠江守、

父の跡を継ぎて秀吉に仕へ、慶長の役に功を建つ

て肥前唐津城を賜ひ邑八万石を食む天正十七年従五位下に叙し遠江守に任じ、慶長四年朝鮮役に

出陣し翌年帰朝、慶長五年関ヶ原の戰に先だち

伏見城を守り西軍と戰ひ城陥るに及び剃髪して

高野山に入り、翌年赦免せられ、慶長十年二月

二日没す年七十、法名を徳雲院殿高山宗可、

廣高の子、長崎奉行を勤め、寛永十年二月二日

没す年七十、法名を徳雲院殿高山宗可、

**テラサハ　ヘンイ**　寺澤宇平　薩州長浦野

長成の弓隊長、寺澤兵庫頭の妾、手石を食む

以て事に詳きを知るべし、宇平公物の暇に詳

他に試みに生れ風に掌主講義を嘗へ、格田嘉源寺と國書

に試みやすしてて何ぞ其の巧拙を論ぶべし、

一向平茶づて話し風るに兩國の立春を以てし

一度は立春を打ちたる望む牛平日に一人足れ

一度は立春を打ちたる望む牛平日に一人足れ

一度は立春を打ちたる望む牛平日に一人足れ

**テラシマ　リキウアン**　寺島良安　大阪の醫家、[illegible]

**テラシマ　ヒデヨシ**　寺島秀[illegible]

**テラシマ　ヒロシ**　寺島[illegible]

**テラシマ　ヒロシ**　寺島[illegible]

**テラシマ　ヒロシ**　寺島

られ山野に退隠して耕作に従事せり小作父に事へて至孝なりしが父病めるに際し自ら用共に家産を傾尽し天性孝を好むもされど家計の困窮に堪へ難く遂に父の欲する所なるを知りながら之を諫めず家業を助へて時に親類知縁の間に行方を晦ますに至りしが父の死の報に接し直ちに帰郷して葬儀を営み大小ともに家産を傾尽して父の遺志を遂げ爾来一部の人士に目撃せられ一郡の模範たりしが明治十四年二月二十一日没す年六十三歳年大

云はんとて大炊頭に出入するものは皆な美音を尊ぶこと
しの知くなれば即ち士の利を貪りて慶福なきも皆な奔競
面前を建てて各部を匿蟄し確然自ら守る者は理没して
さらん人此れ士風の振興し確然自ら守る者は理没して
氏貪れども諫むる時利勝皆山忠後、酒井忠正と並びに
君道の心を先に鎖沢屏居老中に於て慶福出で勝すると
大を諫て若し臨かれ若し諫て吾徳を易へ利勝はなきを
の若き時は大だ容刺、人生百に満たず惟々酒以て日々忠
大べすの若き時は大だ容刺、人生百に満たず惟々酒以て日々忠
世之を待人の公法何を知り而して千孫淫の怨
三櫛家光の遺命の如く子孫を以て忠世に奥ふるの議論
日家承けて家光を以て先づ己れが忠を致せずまた家光
家光をして先づ己れが忠を致せずまた家光
日々顧ぶれば漢くの忠を加へ給へ給る後之を決すること
らずと家光是に由つて忠世に於て過ぎざるなる
じてと云ふ利勝、家光に非ざれば則ち未だ嘗かち
しめて以て力箭條首の解けたるを結ぶ人に謂ひて日く往
左右余の力之を疑め勝世に唐紙一尺許りあるを見侍臣に命
年左右余の力之を疑め勝世に唐紙一尺許りあるを見侍臣に命
長崎に携へ長崎の商ふまた京議の間に入るを其の人
断絶さ雖も盗に摩士に委するに部分の取て以て隙首を
結ぶて其の用を度せざるは天に非ざるは所以なり
すき信綱命の如く子而して盤の型すべきものは恣く自紙を期
時信綱、信綱の政を以て利勝、家光に謂ひて曰く夫れ將軍の威を天下の富を
を以て利勝、信綱の政を以て利勝、家光に謂ひて曰く夫れ將軍の威を天下の富を
や此の政を知らしむ可からず其の政を改めて七月高石の地を
作すの島崎たるものを宗方右衛門に命ぜ其の地を知らしむ可からず其の政を改めて七月高石の地を
盛盛の業ならんこと遠し少しと雖も其の人を選んで
作すの島崎たるものを宗方右衛門に命ぜ其の地を知らしむ可からず其の政を改めて七月高石の地を



大を諫て若し臨かれ若し諫て吾徳を易へ利勝はなきを
の若き時は大だ容刺、人生百に満たず惟々酒以て日々忠
世之を待人の公法何を知り而して千孫淫の怨
家光を以て先づ己れが忠を致せずまた家光
家光をして先づ己れが忠を致せずまた家光
日々顧ぶれば漢くの忠を加へ給へ給る後之を決すること
らずと家光是に由つて忠世に於て過ぎざるなる
じてと云ふ利勝、家光に非ざれば則ち未だ嘗かち
しめて以て力箭條首の解けたるを結ぶ人に謂ひて日く往
左右余の力之を疑め勝世に唐紙一尺許りあるを見侍臣に命
年左右余の力之を疑め勝世に唐紙一尺許りあるを見侍臣に命
長崎に携へ長崎の商ふまた京議の間に入るを其の人
断絶さ雖も盗に摩士に委するに部分の取て以て隙首を
結ぶて其の用を度せざるは天に非ざるは所以なり
すき信綱命の如く子而して盤の型すべきものは恣く自紙を期
時信綱、信綱の政を以て利勝、家光に謂ひて曰く夫れ將軍の威を天下の富を
を以て利勝、信綱の政を以て利勝、家光に謂ひて曰く夫れ將軍の威を天下の富を
や此の政を知らしむ可からず其の政を改めて七月高石の地を
作すの島崎たるものを宗方右衛門に命ぜ其の地を知らしむ可からず其の政を改めて七月高石の地を
盛盛の業ならんこと遠し少しと雖も其の人を選んで



三日家承けて家光を以て先づ己れが忠を致せずまた家光
家光をして先づ己れが忠を致せずまた家光
日々顧ぶれば漢くの忠を加へ給へ給る後之を決すること
らずと家光是に由つて忠世に於て過ぎざるなる
じてと云ふ利勝、家光に非ざれば則ち未だ嘗かち
しめて以て力箭條首の解けたるを結ぶ人に謂ひて日く往
左右余の力之を疑め勝世に唐紙一尺許りあるを見侍臣に命
年左右余の力之を疑め勝世に唐紙一尺許りあるを見侍臣に命
長崎に携へ長崎の商ふまた京議の間に入るを其の人
断絶さ雖も盗に摩士に委するに部分の取て以て隙首を
結ぶて其の用を度せざるは天に非ざるは所以なり
すき信綱命の如く子而して盤の型すべきものは恣く自紙を期
時信綱、信綱の政を以て利勝、家光に謂ひて曰く夫れ將軍の威を天下の富を
を以て利勝、信綱の政を以て利勝、家光に謂ひて曰く夫れ將軍の威を天下の富を
や此の政を知らしむ可からず其の政を改めて七月高石の地を
作すの島崎たるものを宗方右衛門に命ぜ其の地を知らしむ可からず其の政を改めて七月高石の地を
盛盛の業ならんこと遠し少しと雖も其の人を選んで



動勞あり能く二三の家の父
に待たずして人謂
に忠一途の恐久あらんやと利勝歎て曰く人の道を知ら
孫若し藩に藩注此に至るか乎事変しきを故所に
示し以て諸侯の心を確乎すべし何を問ふに誅滅を加へ
下の公法何を知り而して千孫淫の怨
告ぐるに風憲官は寛恕の人を用ふべきを説所に
九年秀忠終を是の時に当りて國家平定の議論
林立して物議紛然終人心危惧す利勝議論
立して物議紛然終人心危惧す利勝議論
く國の騒擾其に家康に奥ふるの議論
然の例寛し利勝に勝て日く人の才あるを
の少男加之れあらん試に
は光を補け天下を安人すべき人なるを以て
は家康の落魄なる人すべき人なるを以て
く國の騒擾其に家康に奥ふるの議論
然の例寛し利勝に勝て日く人の才あるを
の少男加之れあらん試に
は光を補け天下を安人すべき人なるを以て
は家康の落魄なる人すべき人なるを以て
は家康の落魄なる人すべき人なるを以て



利の例寛し利勝に勝て日く人の才あるを
の少男加之れあらん試に
は光を補け天下を安人すべき人なるを以て
は家康の落魄なる人すべき人なるを以て
は家康の落魄なる人すべき人なるを以て

## ドキトシサト　土井利里

下總古河城主、京都所司代、利延の養子、實は備前守利清の二男、享保七年五月時年生位延が跡を襲ぎ同年十一月遠江守に轉ず、十二年三月始めて將軍吉宗に謁す延享元年七月侍從に轉ず、寛延元年十一月奏者番を兼ぬ、寛延二年正月奏者番をつぎ延享

部卿の官職を辞す車馬隧絞より還るに及びて内大臣に復し氏院に再事事件を奏言す宗尋で従一位右大臣豊春宮傅を授けらる足利尊氏の命本朝を鎮ずや京師を収復せ諸寺に祭りて左大臣に爲る正平中太政大臣に拜す右大臣に昇る後光厳帝の時に年七十、公賢家に謹重多し博覧弘識にして嘗典に嗣繁にして文章家に聞ひて處決せし後院別當を兼ねし後村上帝の時に拜す詔して曰く「高倉院の皇子なり」（大日本史）

**トウキン　キンサダ**　洞院公定　左大臣、尊卑分脈の編纂者、姓は藤原氏、内大臣実夏の子、初め従五位下に叙せらる後顕官に歴任して従一位に至る後光厳帝の時に年六十一、謚して後中書王と称す（大日本史）

**トウキン　キンツラ**　洞院公連　左近衛中将、西園寺実遠の子、初め文明八年洞院家嫡流の文書記録散失し系譜また断絶に至る治ゆるや洞院家嫡流の文書記録を蒐集して家系を明らかにし実遠之れを惜みて自から朝廷に請ひ其の子公連をして洞院家を継がしむ公連幼少にして父に別れ祖父実遠の教育を受く明徳元年正月従五位下に叙せらる左近衛中将に陞る爲り正三位に陞る文安に歴て元年（貴は三年に作る）四月出家して宗親と称す（貴史）

**トウキン　サネヒロ**　洞院実熙　左大臣、もと代は藤原氏、内大臣右近衛大将実一の子、正応元年三月従一位に叙せられ後水尾天皇の時に任ぜられ寛永元年三月之を辞し二年正月従一位に叙せられ寛永元年三月之を辞し二年正月従一位に至る後長禄元年十二月大臣に任ぜられ文政元年三月之を辞す公定博識を以て聞ゆ時に年六十一、謚して後中書王と称す（大日本史）

**トウキン　キンタダ**　洞院公定　左大臣、尊卑分脈の編纂者、姓は藤原氏、内大臣実夏の子、初め従五位下に叙せらる後顕官に歴任して従一位に至る後光厳帝の時に年六十一、謚して後中書王と称す（大日本史）

**トウキン　キンツラ**　洞院公連　左近衛中将、西園寺実遠の子、初め文明八年洞院家嫡流の文書記録散失し系譜また断絶に至る治ゆるや洞院家嫡流の文書記録を蒐集して家系を明らかにし実遠之れを惜みて自から朝廷に請ひ其の子公連をして洞院家を継がしむ公連幼少にして父に別れ祖父実遠の教育を受く明徳元年正月従五位下に叙せらる左近衛中将に陞る爲り正三位に陞る文安に歴て元年（貴は三年に作る）四月出家して宗親と称す（貴史）

**トウキン　サネヨ**　洞院実世　左大臣、尊卑分脈の編纂者、姓は藤原氏、太政大臣公賢の子、嘉暦元年従の間公賢に歴任して北朝仲時及び時益貴の間に至り正三位に叙せらる後醍醐帝の時に年六十九、謚して後中書王と称す（大日本

行はる明治三十一年十二月三日条千年六十五

**トウクウ**　等空　畫家、法名雪舟に取りて能く繪

畫風百**ウクウ**を兼ね（鑒定便覽）

**トウケイ**　等慶　畫家、奥州の人、宗湛の風を承

政、**トウケイ**を浮浪ミ云ふ（諸家著述目錄）

び、**トウケイ**　等顔　江戸の儒者、名は榮

**トウケイ**　等顔　畫家、雪舟を學びて事意等梅に

能く**トウケン**を好み、**トウケン**　等顔　畫家、東山義政の四男、香嚴院

能く佳し、畫を好み、**トウケン**　等周　文政に學ぶ（續本朝畫史）

能く**トウゲン**人の圓を畫く、**トウゲン**　畫家、相周ミ號す雪舟に學びて

能く**トウゲン**人の圓を畫く、**トウゲン**　畫家、相周ミ號す雪舟に學びて

六年、**トウ**　夏す　滕元鳳、法名雪人傳）

**トウゴ**　東湖、和　碩學、名は轉石、

元文五年十一月二十六日化す、小石川三百坂巖院に葬る

（江戸名家墓所一覽）

**トウコウサン**　東谷山人　畫家、姓氏詳

**トウコウサンジン**

かなら至り能畫の門に入り、重法を學ぶ、家なすの透人傳史）

**トウサイ**　等藏　畫僧、九州の人、高野山に住す

**トウサイ**　等藏　畫僧、九州の人、高野山に住す

畫法を學び、雪舟に學び能くす、然れども筆力粗にして師に劣り

桑子り（鑒定便覽、本朝畫史、扶

桑人傳）

**トウサイアン**　東南庵南北

**トウサツ　ナンボク**

戸の繪作者、初め狩野を業ミしまた浮世繪を善くす明倉江

の藤八、また力叢ミ稱す文政十年十七月没す神奈川宗泉寺に葬る

著あり

**ドウサツ　ベイテイ**　洞察梅庭　碩僧、其の

生涯を詩に生し、つて事意梅に

（東京名所圖會）

**トウシ**　等春　畫家、名は博泉、京

**トウ　サンダ**　滕榮孚　畫家、名は博泉、京

本渓上尊燈錄）

**トウ**

桐梅を丈室の前に植ゑ、一株を植ゑ、同を問ふ、答へて曰く、

問ふて曰く、如何なる是佛、答へて曰く、

桐梅を指示す時、人桐梅師の

椿すと後移る所を知らず（日

（東京名所圖會）

**トウシ**　等空　畫家、名は博泉、京

**トウ**

**トウ**

**トウ**

聞寂寥寺時に文四年八月二十八日なり寺院に在りし時大智院を建て後に相模国陸奥国の諸門の著名なる僧侶の公開其の風を資ぶ周盛相止て寺宝正月三年正月一日に住し相模に移す遺稿を遺す相模寺に於て没す（五山文学小史）

**トウセキ**　東領　等領　生没年代不詳　鎌倉時代の禅僧　姓は秋月氏、宗圓の子、雲谷川氏、宗圓の子、雲谷川氏、宗圓の子、雲谷川

## トウダウ タカトモ 藤堂高泊

高治の養子、実は家臣藤堂仙蔵が養子となりし時高泊の男、正徳三年津に生る初め高治、和泉守清郷が養子となりし時高泊の叔父藤堂仙蔵の子なり九月遺領を継ぎ翌四位下に昇る元文元年十二月侍従に叙任し十年八月高治が隠居し高泊家督を継ぐ寛保二年二月侍従に進む二年四月入国の暇を願ふ翌年国元に帰る宝暦三年津に帰る明和五年正月侍従に進む翌年国元に帰る安永三年正月侍従に進む翌年国元に帰る天明元年十二月侍従に叙任し寛政四位下に昇る文化二年隠居し翌年歿す年七十二、法名泊心、墓は津の寺に在り、子に高治あり、(寛政重修諸家譜)

## トウダウ タカトラ 藤堂高虎

近江の人、姓は藤原氏(在平氏とも)字は源助、初め浅井氏に仕ふ年相模守に任ぜらるるに及び氏を改む天正元年織田信長之に命じて羽柴秀吉に属し秀吉の信任厚く天正十年秀吉と柴田勝家と戰ふや高虎初手は

**トウタウ　タカヨシ**　藤堂高虎の
五者、宮内少輔
吉月郎左衛門長秀が三男、初め仙丸と稱す天正十年の本能寺
の変に際し、秀吉に属して賤ヶ岳の戰に功を立て、翌年従五位下に叙せられ、
秀吉の命により、秀長の養子となり、天正十三年紀州攻の功により和泉守に
任ぜられ、翌年伊予国板島城主となり、文禄の役に渡海して朝鮮に出陣し、
慶長五年関ヶ原の戰に東軍に属して、戰功により伊予国今治城主となり、
翌年伊賀・伊勢両国を加封せられ、同年伊勢国津城に移り、慶長十年伊賀
国上野城を加封せられ、翌年伊勢国津城に移り、慶長十年伊賀国上野城を
加封せられ、翌年伊勢国津城に移り、慶長十年伊賀国上野城を加封せられ、
翌年伊勢国津城に移り、慶長十年伊賀国上野城を加封せられ、翌年伊勢国
津城に移り、慶長十年伊賀国上野城を加封せられ、翌年伊勢国津城に移り、
慶長十年伊賀国上野城を加封せられ、翌年伊勢国津城に移り、慶長十年伊
賀国上野城を加封せられ、翌年伊勢国津城に移り、慶長十年伊賀国上野城
を加封せられ、翌年伊勢国津城に移り、慶長十年伊賀国上野城を加封せら
れ、翌年伊勢国津城に移り、慶長十年伊賀国上野城を加封せられ、翌年伊
勢国津城に移り、慶長十年伊賀国上野城を加封せられ、翌年伊勢国津城に
移り、慶長十年伊賀国上野城を加封せられ、翌年伊勢国津城に移り、慶長
十年伊賀国上野城を加封せられ、翌年伊勢国津城に移り、慶長十年伊賀国
上野城を加封せられ、翌年伊勢国津城に移り、慶長十年伊賀国上野城を加

原政家、右大臣藤原公敦、將軍足利義尙等また歌道を常縁に學ぶと云ふ其の世にあるものは宗祇と蹈答せしもの東野州消息及び歌集是れなり常縁四子を擧ぐ元亨、寶崇、常和、風盛是れなり（野史）

**トウデウ　イチダウ　東條一堂**　儒者、上總夷隅郡八幡原村の人、名は弘、字は子毅、一堂は其の號なり通稱は文藏、幼字を和七郎といふ逸見二郎の二男、世々豪農長兵衛を家の通稱となす人呼んで小藏長兵衛といふ歲水旱疾疫に方れば小藏に金錢を盛り貧人に惠賑す故にこの名あり祖を保女といひ考を自得といふ自得醫術に達し業を江戸に開き治術遠近に聞え著書また身に等し一堂年十三志を立て父母に請ひて曰く兒鄕里に還り農夫となるを欲せず大人の業を繼いで醫となるもまた好む所にあらず願くは文學を修め王侯と膝を交へ天下の事を談ぜん此の志を遂げんには儒となるに如くはなし暫く膝下を離れ笈を遠きに負ひ眞師を訪はん暫く定省の務を缺く率に寬恕を鵠へよと父其の志の止む可らざるを知りて之を聽す是に於て京地に入り諸名家の門を叩き苦學黽勉年十八にして一旦父母を江戸に省しまた京に再遊し才學日に長じ名聲京洛に震ふ年二十二江戸に歸り朝川善庵、羽倉簡堂、佐藤一齋、亀田綾瀬、尾藤二洲等と來往親交す弘前藩聘して督學となす事務を總議することを再皆な報ぜず因りて致仕し雉を駒籠街に下して教授す後湯島に移る居昌平黌に隣る黌の教官及び諸生等黌の執筆門に入るもの多しまた神田お玉が池に塾を移す諸侯旗下士庶人其の門に遊ぶもの陸續絕えず杉浦出靈守（御用側役九千石）其の學灑洛を主張し該博を以て聞ゆ一堂の才學を聞き一日來りて論難攻擊終に一堂の說に服し賓を執りて師事す駕山藩阿部正弘賓を執り聘して賓師となし奧を以て送迎す且つ米十人口を贈ひ塾士を養ふの資に充つ其の他盛岡庄內、沼津、長島等の諸侯爭ひて師事す水府老侯、一橋侯等よりも招待あれども其の禮遇意に應ぜざるを以て辭す或人朱學を奉ずと稱し幕府の儒者たらんことを勸む一堂曰く余は余の學識あり何ぞ詐僞を爲さん阿諛して名聲利祿を貪ること余は爲す能はずと傳後駕山侯一日問うて曰く氏先生望む所ありやと答へて曰くあることなし唯天下の爲めに望む所一二あり儒術は善政の源なり然るに儒風大に頹壞すること久し願くは幕府を始め諸藩儒者の風儀を純良に歸し學風を正しからしめまた昌平の久しき政事悉く姑息に流る今やこの弊習を盤革し門閥にかかはらず賢能を登用し遂な寮するに世の全盛を期せんには極まれり大心を堅ぜしむべし閣下幸にこの時なり請ふ勉勵あらんこと嘉永六年亞米利加使節渡來す一堂、福山侯に謂ひて曰く是れより外夷陸續來るべし而して夷もまた前日の夷にあらず我が國力內に實するにあらざれば猥りに彼れを輕侮すべからず彼れ火器の精、航海の術我が及ばざる所なり卒爾に戰端を開き生靈をして塗炭に苦しむる事なかれ我れ信義を以て彼れを遇し內國の士氣を奮ひ軍備を堅實ならしむること方今の急務なりと著述及び校訂する所の書凡そ三十餘部、性溫厚、言語明晰、人に對する謙讓甚だ謹む安政四年七月十三日病を以て歿す年八十（東條保氏稿）

**トウデウ　カゲノブ　東條景信**　房州東條鄕主、其の祖七郎秋則曾て源賴朝に從ふ世々房州長狹郡東條に居り豪族たり景信深く僧日蓮を惡みを殺さんとし政七年六月七日江戸芝字多川町に生る幼名は義誠、名は棄、字は子威、琴臺は其の號なり好んで書を讀み傳開強業と爲りて墓ひ自ら文左衛門の人と稱し幕府の儒官となす先智叢談續篇八卷、同年表一卷、儒林小史十卷、經籍通志二十卷、津逮書目三十卷、其の餘說明治十一年九月二十七日歿す年八十四、墓は向島蓮華寺にあり（文莊漫錄、年表）

**トウデウ　キンダイ　東條琴臺**　著述家、寬

**トウデウ　ゲンタイ　東條元泰**　江戸の醫家、名は汝亨、字は伯通、寬延四年八月歿す小日向大泉寺に葬る（江戸名家墓所一覽）

**トウデウ　ダウサイ　東條道西**　道喜の子、丹波馬路邑の人、鄕族推して長と爲す父道喜勇傑にして大志あり天文中細川晴元に屬し備前守內藤元定と戰ひ軍敗れて陣に歿す道西ときに年十五雖も京西嵯峨に避けんとして路山溪を過ぐ賊數十人あり路を塞ぎ流民を掠奪し道西を遮り留む道西性剛毅にして膂力あり衣を解き之を奧ふる爲れして帶を結び刀を提げ數人を倒突して逃走す賊之れに逼る道西刀を揮ひて之を叱す賊其の勇威を憚りて遂に之を逐ほす嵯峨天龍寺に到る長老策彥道喜と舊あり故に厚く道西を遇し爲めに宅を龜阜に構へて居らしむ馬路の同族相謀りて道西を推し將と爲して其の父の仇を報いんと欲す時に京都大に亂れ彩に果さず十六年黨彥室町將軍義晴の命を承けて大明に使す十七之に從ひ明年本土に歸る道西騎射を能くす時俗射を巧みにする者鮮なし道西强弓を引いて數箭を放つ其の久鏃重さ三斤入皆な之を稱す是の時に當りて東西亂逆四海鼎沸す道西適從する所以を辨ぜず遂に大井川上に隱る人と爲り愛惠あり村民之に服す常に愛宕神を敬して日に之に詣たる其の星の戴きて行くを以て人之を稱して明星郎と爲す山徑險隘人之に著しむ道西每に山を登るに自ら巨石を谷に轉じ路をして平らかならしめ五十石を疎てて每丁の界境と爲す登る者之を利とし呼びて道西の町石と稱す道西每曉深林を登過するに天狗怪をなし或は火を撒じ或は石を投ず道西大に呼びて曰く我れ日々之に登るに怪を爲す何んぞ此に至るやと期後天狗其の名を熟知し偶々怪あれば曰く道西なり怪を爲すなかれと言未だ畢らざるに怪鬱ち止む



（人見友軒傳）

**トウデウ　ツネマサ**　東條常政　房州東條城主、景信の後、四郎と稱す房州東條に居る安西景春を援けて丸山氏を亡ぼす其の後里見義實安西氏を降し勢に乘じて常政を攻む常政奮戰して死し東條氏亡ぶ（安房實記、房總軍記）

**トウデウ　ハウアン　東條方庵**　漢學者、一堂の長子、幼にして孝順其の精力人に過絕す父に繼いで益々家學を振張す經義を發明する所往々父翁をして起予す歎あらしむ曉年奧殿藩主松平乘謨賓師の禮を以て聘遇す此時諸藩より也聘招あり方庵見る所あり奧殿藩の招に應ず後藩籍に入り督學を以て士頭席より用人席に至り又中老となる明治維新に先ち信州佐久郡田野口村に陣屋換なし龍岡藩と改稱す方庵侍講の職繁劇なるを以て男保地に振ふ著述及び校訂する所の書數部あり方庵文化六年十二月二十四日を以て生れ明治十三年二月五日歿す（日本教育史資料、東條保氏稿）

**トウデウ　ヒデノリ　東條英敎**　軍人、奧州南部藩の人、東條英俊の子、安政二年十一月生る夙に軍人たるの志あり長じて陸軍教導團に入りて下士と爲り明治十年西南の役起るや從軍して少尉と爲る陸軍大學の設けらるるや選拔せられて之に入り學業優等なり以て推さる教官獨逸少佐メッケルの稱揚して曰く東侯は未來の將官なりと卒業の後命ぜられて獨逸に留學すること三年歸朝するや參謀本部に入り大學校教官を兼ね爾來十年其の教導に依りて偉器を成す者多し日清戰爭の起るや英敎佐官を以て大本營の參謀と爲す畫策縱橫奇勳を奏せり戰終つて功四級に叙せらる既にして參謀本部の編纂部長と爲り日清戰史を編纂せり後元帥山縣有朋に從ひ歐洲を巡遊し世四年陸軍少將に進み姫路第八旅團長に補す日露戰役には第八旅團を率ゐ出征したるも病起りて內地に歸還し命ぜられ留守近衛第一旅團長たり戰後病癒えたるを以て第十三師團の旅團長と爲り朝鮮京城の守備旅團長と爲りしも宿痾を發して軍務を見る能はず是に於て陸軍中將に任じ懷備に編せらるるに至れり爾來閑地に在りて兵書の著述を事とす其の脫稿せる第一卷は題して館の塵と云ふ後學を益することを少からず尋で第二卷を脫稿せり大正二年十二月十六日を以て小田原に卒す年五十九、正四位中派を創す元祿中の人

**トウハウ　シザン　東方芝山**　加賀の儒學者、名は履、元吉と稱す祖山の孫、金澤藩の權大屬に官す明治中の人（諸家著述目錄）

**トウハウ　リザン　東方祖山**　加州大聖寺侯の文學、名は望、字は滿卿、祖山は其の號、也と稱す世世大聖寺侯に仕ふ山本北山の門に入り博洽を以て聞ゆ著はす所祖山筆記、祖祿文鈔あり文化十年六月二十五日歿す年六十六（續諸家人物誌、鑒定便覽）

**トウバケン　東坡軒**　京都の浮世繪師、元祿十三年版「野郎舞姿記評林」に風吹洞にうき世かいて讃踊など彩色菱川がなれ東坡軒となん云（る心中もの暮ら此の道をうれしがりけるとかや云々とあり（浮世繪類考別本）

**トウハ　フシウ　東播布州**　禪僧、信州安田氏の子、十四にして得度し十八歲にして天室の座下に預り心を委れて法を講ず一日辨詰旨を領す天室密かに心印を付す天室歿するに垂んとして東播を召して曰く吾れ印位に居ること三十年人に接する多からざるに非ず能く無極の道を弘めて墜さざるものは唯々汝一人のみ汝其れ勞を勉めよと後越前の永平寺に出世し武州龍高寺に移る巖棲の洞雲、藤田の松蘿、相の保國の諸刹は皆な開山の始祖となす相武の衆歸すること甚し年八十一にして化す（日本洞上聯燈錄）

**トウ　ビサン　藤眉山**　山城の漢學者、名は義隣、字は季憲、嵯峨に住す（諸家著述目錄）

**トウフクモンキン　東福門院**　後水尾天皇の中宮、德川秀忠の女、母は贈從一位德子、慶長十二年生る元和六年六月入內、寬永元年十一月中宮となり明正天皇を生み後光明、後西、靈元天皇の御養母となり給ふ六年十一月院號宣下、東福門院と云ふ延寶六年六月十五日崩す年七十五、京都下京今熊野町泉涌寺月輪陵に葬る（諸所記、門院傳、陵墓一覽）

**トウボク　東睦**　禪僧、また篆刻家、名は宗補、字は有尙、豐後の人、本姓は片山氏、幼にして薙髮し幽天圓東睦庵主と稱す寬政九年錫を西花園桂春禪院に掛くもとより印肆あり鳥本鳳泉と交最も厚く遂に其の刀法を得たり文化十年衣鉢を南紀田鎭海藏寺に移し鳳泉讓る所

**トウハ**（等巴）　畫家、雪舟の畫意に倣ひて山水を寫す然れども筆意柔弱なり（續本朝畫史、扶桑畫人傳）

**トウバイ**（等梅）　畫僧、筑後の人、高野山の修驗者、畫法を雪舟に學びて能く戴笠鍾馗の圖を畫く筆力周耕に似たり（續本朝畫史、扶桑畫人傳、鑒定便覽）

**トウバイリウケン　東梅龍軒**　本心錢智流一中と號す信州の人、久留島家に仕へて甲田新左衛門正英と云ふ梅田治忠に就いて本心錢智流の槍を學びまた穴澤流長刀と一元流反槍輪鍵を加へて一

の古今印譜、奏淡印譜並式を修げて意へ王侯陶窯に授く（日本印人傳）

**トウホウ　等秋**　畫家、畫法雪舟より出でて能く佛畫を畫く、幸花を畫く（倭本朝畫史）

**トウボク　等木**　畫家、野村の流派に出でて能く墨畫の不動を畫く、幸本菲に似たり（墨定便覽、扶桑畫人傳）

**トウホン**　等本　畫師、初め周文を學び後雪舟を桑畫人傳、墨定便覽）

**トウ　桑**　畫ふ山水花鳥を能くす、遠跡は百面に多し（本朝畫史、扶

**トウ　マスユキ　東金之**　歌人、一の名を鳳門所に奉す時に新城騎龍の後裔に西しまれた不日、格物、鐵騎ニ十二年新城騎龍の後裔に西しまれた不日、格物、鐵騎ニ十六、金之多手あり氏敎、氏淮、宗祐、鶴龍、常新、常鎌、常鉦、長谷部、長稲門、鳳

**トウ　ヤスタカ　富樫**　足利氏の臣、入入の一なり、駆面師）

**トウメイ　東明**　羅漢、元の人、直翁等に天寧寺に奏化して晉情すること所あり出世して直鈴に關ぐ至元元民中木年に奏に出でて晉情すること所あり出世して直鈴に關ぐ至元元民中木年の郡の鶴寺等を歴すること二年奏化して晉情書を待て長慶二年奏化して晉情書を待て長慶二年奏化して晉情書を待て長慶

す秀安許す直家曰く卿の衣忠誓て貫ミなりて今欄後に
り我れ之を裏殺すると正年直家遂に秀吉に屬す
ん〻て一切兒を憐まんやミ天正七年直家遂に秀吉に屬す
直家、安國寺恵瓊を遣に却留し使を毛利氏に紹
六に浪くへん寿を讃を遣に却留し使を毛利氏に紹
王遷る一ミを得た り毛利氏家りて備前を攻略し一宮牟川に
る時に秀安兒島常山城を守る藤兵將さに回攻せんミす
人命を岡山に吾ヶ直家兵を出して日ハ尼崎後に
嶋を取るやは城中兵の衆なるを疑ふて減に前ふ寄隨たる
入を直家の弟忠家直盛を攻る忠家相模せて宮川に
の親れ上に軍を制土寺藝師某して引き主る直家怒
の者の野田四郎右衛門を撃つ直家怒る忠家相模せて宮川に
撃を道案寺に出でて中豊前、越前に同心して一ミ
て不利に屬す秀安を宮寺に出でて中豊前、越前に同心して一ミ
立直の勢を示す忠家を置き特に秀吉に屬す
ん〻を情ふ秀安特に秀吉に屬す
ん〻を情ふ秀安特に秀吉に屬す
ん〻を情ふ秀安

は
六十一
千
所
栄
州
新
遷
鎧
寿
持
碩
の
り
豆
政
五
年
三
月
十
一
日
没
す
年
号
醫
歴）

宇
は
栄
之
助
豊
前
守
を
務
す
土
岐
惑
更
之
頷
す
石
を
頷
す（
清
家
著
清
白
録）

**トキ　ケリ**　人物誌、墨定便覧）

**トキ　クマラ**　士岐熊雄　軍人、夫分隊の人、

**トキ　サダツネ**　士岐定綱　大阪城代、伊豫守

**トキ　サダノリ**　士岐貞範　陸軍砲兵中佐、

**トキ　サダツネ**　士岐定綱　大阪城代、伊豫守

**トキ　ソウレン**　士岐宗璉　殿家、士岐頼兼の弟、

**トキ　ノリナホ**　士岐頼直　殿家、士岐頼兼の弟、

**トキ　モンニャク**　士岐著耀　清藤、清水家藩の臣、

**トキ　ヘツクマ**　時重初熊　歌詠歴者、

**トキ　ヘツヤ**　常磐　源義朝の妾、

**トキ　モンダイ**　常磐津文太夫（初代）

**トキ　ヘツヤ**　常磐井宮　源義朝の妾、

**トキ　ヘツヤ**　常磐井宮（三世）

**トキ　ヘツヤ**　常磐井宮　源義朝の妾、

**トキ　ヘツヤ**　常磐津文字太夫（初代）

**トキ　ヘツヤ**　常磐津文字太夫（初代）

**トキ　ヘツヤ**　常磐津文字太夫（初代）

たり
安永の初め門人
和夫を養ひて
子となし
同屋敷に居住したりしが
文政元年二月
江戸
髪
河屋交中と云の天明元年
死せり（江戸
曲類墓
碑
常磐津文字太夫（三
代々浄瑠璃太夫、常磐津節の名手、文政中より
文化の頃
文字太夫と
改め初世文字太夫を襲ぎ
天保
二世文字太夫の
門人
文字
太夫を呼んで
人文字太夫と
呼ばれ
浄瑠璃
曲類墓
碑
常磐津文字太夫（三
世）　

平信配對へて日ゝ路途遠し故に能く就かざらし玖めなり穎毛白ゝ斬の如くんから
ず故に能く就獄は玖穎毛白ゝ斬の如くんから
れて獄に繋がれ玖穎毛白ゝ斬の如くんから
す丸れ獄に繋がれ玖穎毛白ゝ斬の如くんから
す故に能く就獄は玖穎毛白ゝ斬の如くんから
ば明の玖めなり穎毛白ゝ斬の如くんから
す丸れ獄に繋がれ玖穎毛白ゝ斬の如くんから
す故に能く就獄は玖

三九年閏四月奉行井上清直・川路聖謨・永井尚志・堀利煕・水野忠徳・岡部長常・大目付筒井政憲・目付川路聖謨・勘定奉行竹本正雅・勘定吟味役川村修就・目付堀利煕・目付永井尚志・目付岡部長常・目付井上清直・目付水野忠徳・目付筒井政憲・目付川路聖謨

事に拝し伊豆國の代官を兼ね、正二位に叙し内大臣に任じて清和井摩耶院別當源氏長者を兼ね、右近衛大將、源朝臣頼朝、従二位に叙し權大納言に任じ

月右大臣に昇
通院参五十、梅樹し正二位左大政大臣を補ら天明六年
百万主を清盛はしてし十月四日覧水寺に移ら二十二日被
書来を為政は為朝を遣はしも可かりら有くも書を眺ん
ミ目今の母朱を知らば即ち吾繁選に意を逆ふ事の
のミ河風土記中の事を以てす家治の陸奥へ人直に書り家治之を言ふ
三河の国に書り好み家治の嫡子竹千代、十五年正月元服
あるを知らざるミミ意来之を問聞きて聴ば迎へ肇師を為めて之を待
ふ河風土記を以て秋なる雲へて家治の母を以て家治を固む菅
書を以て秋なる雲へて家治の母を以て家治を固む菅
く天下に静謐以て枕なる雲へて家治の母を以て家治を固む菅
所あり上手童矢の樽政に苦しむも蔑ん家治の嫡子竹千代、
餘年大秋川氏の嫡子竹千代、十五年正月元服
吉宗徳川氏の嫡子竹千代、十五年正月元服

に次は貞二郎、而して長女は右近衛權中將治家に嫁し次女は左近衛權中將治家に嫁し
嫁す（野史、江戸政記、共幾重人傳）

## トクガハ イヘミツ 德川家光

將軍、秀忠の二子、幼名竹千代、十五年正月元服、
初の名は竹千代、十五年正月元服、
十一代將軍家斉の第六子、寛政元年七月
十七日江戸城に生る小字竹千代、十五年正月元服、
和元年九月酒井忠世、土井利勝、青山忠俊、
翼ミなるを以て傳ミなし松平信綱、阿部忠秋、
家を以て秋なる雲へて家治の母を以て家治を固む菅
察らて家康の譲字を為ふ是の日徳二位に叙し稲大納言藤原頼宣
家康の譲字を為ふ是の日徳二位に叙し稲大納言藤原頼宣
内大御所に位を譲り十七日家都に薨ず年十二月知
故内大御所に位を譲り十七日家都に薨ず年十二月知
故に生る小字竹千代、十五年正月元服
故に生る小字竹千代、十五年正月元服

政し國政を執り二月二日大御所に位を譲り十七日家都に薨ず年十二月知
故に生る小字竹千代、十五年正月元服
故に生る小字竹千代、十五年正月元服

政し國政を執り二月二日大御所に位を譲り十七日家都に薨ず年十二月知

是に於て廉忠今川氏の恵を懼り之を婚姻を絶ち
めて六歳今川義元の貢子を強ひるに合し謂將士貢子五郎
十餘人を美に出でて駿河に赴く時に外聞憚光秋を尼張に
遇し伴り迎ひ日く公雲河を取らんと欲せざれば則ち此の貢子を奉
ふに若くなしと織田信秀大に喜び元秋を遣はしたるに廉忠
錢百貫を以て義元に賜ふ人無平八三郎三河の情を聽秋を尼張
者戸田氏節君(宗)康を云ふ)を以て信貫と謂す公等未だ之を
く戸田氏節君(宗)康を云ふ)を以て信貫と謂す公等未だ之を
知らざるかを問りて吾々を以て信貫と謂す公等未だ之を
問大川多く義元の旗幟を認の恐れ畏れあり近に道を海上に上る正成また別船に若
かずと義元之に從ひ船を雇ひ家康を轉じて鳴田に上る時に井上兵あ
り乘りて家康を誘ひて大谷司の家に紹介を轉じて鳴田に上る時に井上兵あ
せ廉忠に背きて西尾城中に入る之を聞き大に驚く廉忠相謀に拒ま
て岡崎城中に殺せんと欲せば則ち家康傅に走り家康傅に聽ぜず信秀大に怒り家康を天王
坊を隣園に失はんと欲せば則ち家康傅に聽ぜず信秀大に怒り家康を天王
尾張に送り家康を人質と為す時に竹内の二人を之として時々存問せしめ給すす
す乃ち家士平野(竹内の二人を之として時々存問せしめ給すす
百ち)に送り物を以て伝ひ家康之を受け十八年廉忠の死を聞き
く吾れ先鋒となり主君の仇を取らずして何の面目ぞと岩倉河
原に於て義元と戰ひ敗北し家康の首に出でて駿河に赴く時に外聞憚光秋を尼張に
十餘人を美に出でて駿河に赴く時に外聞憚光秋を尼張に
遇し伴り迎ひ日く公雲河を取らんと欲せざれば則ち此の貢子を奉
ふに若くなしと織田信秀大に喜び元秋を遣はしたるに廉忠
錢百貫を以て義元に賜ふ人無平八三郎三河の情を聽秋を尼張
者戸田氏節君(宗)康を云ふ)を以て信貫と謂す公等未だ之を
く戸田氏節君(宗)康を云ふ)を以て信貫と謂す公等未だ之を
知らざるかを問りて吾々を以て信貫と謂す公等未だ之を
問大川多く義元の旗幟を認の恐れ畏れあり近に道を海上に上る正成また別船に若
かずと義元之に從ひ船を雇ひ家康を轉じて鳴田に上る時に井上兵あ
り乘りて家康を誘ひて大谷司の家に紹介を轉じて鳴田に上る時に井上兵あ
せ廉忠に背きて西尾城中に入る之を聞き大に驚く廉忠相謀に拒ま
て岡崎城中に殺せんと欲せば則ち家康傅に走り家康傅に聽ぜず信秀大に怒り家康を天王
坊を隣園に失はんと欲せば則ち家康傅に聽ぜず信秀大に怒り家康を天王
尾張に送り家康を人質と為す時に竹内の二人を之として時々存問せしめ給すす
す乃ち家士平野(竹内の二人を之として時々存問せしめ給すす
百ち)に送り物を以て伝ひ家康之を受け十八年廉忠の死を聞き
く吾れ先鋒となり主君の仇を取らずして何の面目ぞと岩倉河
原に於て義元と戰ひ敗北し家康の首

三乃ち大久保忠佐、柴田康忠に命じ往きて戰を挑ましむ
二人石川数正、本多忠勝、神原康政を共に繞せ往きて戰
將小山山田昌行を擊ちて之を走らす家康麾下を以て退き
次須賀高を共に山縣昌景を擊ちて之を追ひて遂む武田勝頼馬場信房と爽に傍より進み
北条氏直を攻む武田氏の援兵を擊ちて之を走らす神原康政を挑ましむ
家康、支へず家康切留し口に泝を出だして遂撃す成
才信盛走り汎秀元し石川数正、鳥居等二百餘人之に死し敵兵
全軍を疲走して信長に逃げ信長自ら馬を奪ひ馬場信房と爽に傍より進み
家康自ら其の股を刺さるを度り返りて死を決せんと欲す時
間に將士多く馬を奪ひ歩行す曾々夏目正吉渡辺に在り進む
開きて絶せ同り嚴前に井伊直政、榊原康政を以て
べきの日に井伊直政、榊原康政を以て馬を乘つ馬場馬場信房と爽に傍より進み
正吉畔柳武重を扣き南向せしめ信敏敏を以て馬を乘つ馬場馬場信房と爽に傍より進み
事を聞きて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て死す若郎だ逃か
正吉を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て死す若郎だ逃か
島しき争ひてと之に走む〻家康因りて反せ武重大音して曰く
に城門閉ひて之に走む〻家康因りて反せ武重大音して曰く
首を得て還る家康命じて之を刀鋒に貫き年りて南軍亂圍
苦に倒きて入る一城敗を倒きて大に還ず令々高木廣正一髭
苦に倒きて入る一城敗を倒きて大に還ず令々高木廣正一髭
尾り命を扶き意繁さしてて発者に敵に鉄を以て死す若郎だ逃か
尾り命を扶き意繁さしてて発者に敵に鉄を以て死す若郎だ逃か
取人の鶏め鶏せ鶏に沮止せられり或る人門に時方さに昏なら
家康を取れり三時方さに昏なら敵に沮止せられり或る人門に時方さに昏なら
家康自ら曰く後るるもの安へに井伊直政、榊原康政を以て
計に井伊直政、榊原康政を以て馬を乘つ馬場馬場信房と爽に傍より進み
朝食酔醒鼻息雷の如し敵兵方々迫る家康切留し口に泝を出だして
り凹の間に井伊直政、榊原康政を以て馬を乘つ馬場馬場信房と爽に傍より進み
悪、敵部守綱等三百人門を出でて敵に死し敵兵方々迫る家康切留し口に泝を出だして
より骨を噛して逃る信玄方々迫る家康命じて之を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て
す信盛を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て死す若郎だ逃か
を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て死す若郎だ逃か
十六歳を帥以て甲斐の軍に亂射す家康命じて之を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て
日〻今令敵信盛を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て死す若郎だ逃か
〻家康の兵所を見ると雖も家康の軍に亂射す家康命じて之を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て
日〻臣敵信盛を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て死す若郎だ逃か
戶、を見ると雖も家康の兵所を見ると雖も家康の軍に亂射す家康命じて之を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て
に北吉すると雖も家康の兵所を見ると雖も家康の軍に亂射す家康命じて之を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て
強頑なるを知り谷に留りて家康の兵所を見ると雖も家康の軍に亂射す家康命じて之を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て
るるを者は怖し南軍信房の後に逃る家康命じて之を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て
信玄に鬪びて信盛を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て死す若郎だ逃か
十六歳を帥以て甲斐の軍に亂射す家康命じて之を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て
日〻今令敵信盛を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て死す若郎だ逃か
〻家康の兵所を見ると雖も家康の軍に亂射す家康命じて之を擊ちて自ら信敏を奪ひ吾戰しめ以て

日く畿川前田ミ心を盛せ政を執る我家共の驛使する所ミ
子何ぞ留り我を教ゆ家康を聚せ長盛遠かに来り暫く共に
往き廟に僧に来る家康を聚せ長盛利家に若くはなし二家已に離
反と雖も正等の讃將獨り心を我に歸し家康曾ん家に逆寄し
環正知の三成に貴ら れ聞即ち夢寄島、同夜政、嘱、嗣島正則、加
藤清正信信を送きて家康に歸す此時に於て我讃將前日の變故皆な謀略あるを以て之
を知り封を以て すべ政を執る家康日く敵は固ミ
家康西に直ちに大阪を取らんミすと大垣の諸將卒兵を知れり今日の
曰く敵に出でたり家康昭昭として諸將を誘ひ引き去る
事に移く清が計中れりミ乃ち伊達政宗家忠皆な感
に於て秀頼の狀を なす西
目に見て三成に賞す生信を送きて家康

取つて盞を讓つて盞々之を不に上せ
盞を以て一城
を攻め城を攻め竹腰清左を排し壁機関を列び八機清左を
起し地道を穿ち城を攻めて敵壁すること能はず上杉謙信
入りて休止すること能はず和を請ふ家康は頼りに秀頼の
使に答へて曰く家康は秀頼の使に答へて曰く家康は秀頼
の使に答へて曰く家康は秀頼の使に答へて曰く家康は秀
頼の使に答へて曰く家康は秀頼の使に答へて曰く家康は
秀頼の使に答へて曰く家康は秀頼の使に答へて曰く家康
は秀頼の使に答へて曰く家康は秀頼の使に答へて曰く家
康は秀頼の使に答へて曰く家康は秀頼の使に答へて曰く
家康は秀頼の使に答へて曰く家康は秀頼の使に答へて曰
く家康は秀頼の使に答へて曰く家康は秀頼の使に答へて
曰く家康は秀頼の使に答へて曰く家康は秀頼の使に答へ
て曰く家康は秀頼の使に答へて曰く家康は秀頼の使に答
へて曰く家康は秀頼の使に答へて曰く家康は秀頼の使に
答へて曰く家康は秀頼の使に答へて曰く家康は秀頼の使
に答へて曰く家康は秀頼の使に答へて曰く家康は

國白藤原部眞等を國司等に任じ諸王式部卿王を上總に遣し朝廷式十七條を定む畿内に和銅を置く

三月天皇難波宮に行幸し高麗百濟新羅の使を難波に召し饗宴を賜ふ

十七日家康王を征夷大將軍に任じ源氏を賜ふ

十八日四月朔日家康王を右大臣に任じ源氏を賜ふ

二十日家康王を左大臣に任じ源氏を賜ふ

二十一日家康王を内大臣に任じ源氏を賜ふ

二十二日家康王を右大臣に任じ源氏を賜ふ

二十三日家康王を左大臣に任じ源氏を賜ふ

二十四日家康王を内大臣に任じ源氏を賜ふ

二十五日家康王を右大臣に任じ源氏を賜ふ

二十六日家康王を左大臣に任じ源氏を賜ふ

二十七日家康王を内大臣に任じ源氏を賜ふ

二十八日家康王を右大臣に任じ源氏を賜ふ

二十九日家康王を左大臣に任じ源氏を賜ふ

三十日家康王を内大臣に任じ源氏を賜ふ

三月天皇難波宮に行幸し高麗百濟新羅の使を難波に召し饗宴を賜ふ

十七日家康王を征夷大將軍に任じ源氏を賜ふ

十八日四月朔日家康王を右大臣に任じ源氏を賜ふ

二十日家康王を左大臣に任じ源氏を賜ふ

二十一日家康王を内大臣に任じ源氏を賜ふ

二十二日家康王を右大臣に任じ源氏を賜ふ

二十三日家康王を左大臣に任じ源氏を賜ふ

二十四日家康王を内大臣に任じ源氏を賜ふ

二十五日家康王を右大臣に任じ源氏を賜ふ

二十六日家康王を左大臣に任じ源氏を賜ふ

二十七日家康王を内大臣に任じ源氏を賜ふ

二十八日家康王を右大臣に任じ源氏を賜ふ

二十九日家康王を左大臣に任じ源氏を賜ふ

三十日家康王を内大臣に任じ源氏を賜ふ





五月毎月以て三道の治風を盛かるる天下を定むれば四境の安寧を守る

五月毎月は武官の職祭りをすて武臣にして武を達る足れ天皇に奏を

五月毎月は民氏の惑りに尋ぎらん之を國家に奏して曰く武田氏の安

五月毎月は民氏の惑りに尋ぎらん之を國家に奏して曰く武田氏の安

## トクカヘイヘヨシ　德川家慶　嘉永十二年

八月寅時家慶薨去す

八月寅時家慶薨去す

八月寅時家慶薨去す

竹ふ是に於て命じて國にそこかしむ蓋しそを選べるなり此冬忠長鉄を浅間山に狩りし歸りて後心神狂乱し自殺す九年十一月忠長を幽しそを上野高崎に置き城主安藤重長に附す十一月六日終に自殺す年二十七、高崎大信寺に葬る法名峰雲禁業蓮院殿と号す（野史）

## トウカハ チカウヂ 徳川親氏 有親の子、

小字は二郎三郎、一に世良田を氏とす初め父に隨に藤澤寺に入り遊行僧の徒弟となりて強阿彌と稱す親氏頗る聰慧なり四方を歩行して諸国に遊び長田入道の聞に入り婿となりて長田氏を冒す時に年十六、時に長田入道の一族に世良田左近將監なる者あり親氏を圧して長田氏を奪ひ親氏を逐ふ親氏遂に上野に走り新田義貞に仕へ義貞の命を奉じて北陸に下り越後に至りて新田氏の一族脇屋義助に從ひ義助の命を奉じて上野に還り新田氏の旧臣を招き集めて再び義貞に從ひ義貞の命を奉じて再び北陸に下り越後に至りて義助に從ひ義助の命を奉じて再び

**トクカハ ノフタ** 徳川信忠 長親の長子、母を庄司慶親の家女とす。小字を竹千代と云ふ。三郎三郎三郎また織田信長の長子、賦敏なる家を以て家督に在り常に部を麗住し荒廃滅法修伐藤を召し之れに其の手子前康を記して曰く我れ不敏にして信忠に慈悟し群臣群臣々凡れ恐骨き今の旦に病を憔悴佐及ぶ汝等等々之を以て国を治め安泰に任せ群臣々凡れ恐骨き今の旦に病を憔悴佐及ぶ汝等等々之を以て国を治め安泰に任せ

**トクカハ ノフミツ** 徳川信光 泰親の第二子、小字を源弘の兄なり。三郎三郎と称す（三河二葉松、松平家譜出典）。後今川氏、織田氏に通ずるを憚り家康の縁川氏に生ずるを以て夫人を家康に嫁し信康に換ふるを得たり。所の縁に通ずるを以て夫人を家康に嫁し信康に換ふるを得たり。

**トクカハ ヤス** 徳川信康 家康の長子、母は竹千代、永禄二年三月誕生。後今川氏、織田氏に通ずるを憚り家康の縁川氏に生ずるを以て夫人を家康に嫁し信康に換ふるを得たり。

**トクカハ ヤスタ** 徳川治貞 紀州の城主なり。初め文政四位下侍従に叙し左近衛権少将に任じ修理大夫を兼ね右京大夫を兼ね左近衛権少将に任じ修理大夫を兼ね右京大夫を兼ね

**トクカハ ヘルサタ** 徳川治貞 紀州の城主なり。初め文政四位下侍従に叙し左近衛権少将に任じ修理大夫を兼ね右京大夫を兼ね

**トクカハ ヘルヤス** 徳川治泰 田安家二代、母は桜井氏。初め文政四位下侍従に叙し左近衛権少将に任じ修理大夫を兼ね右京大夫を兼ね

**トクカハ ヘルサタ** 徳川治濱 一橋家三代、母は桜井氏。初め文政四位下侍従に叙し左近衛権少将に任じ修理大夫を兼ね右京大夫を兼ね

**トクカハ ヘルユキ** 徳川治行 尾州名古屋藩主、宗睦の養子、幼名源次郎、初め摩利之助と称す。天明三年六月参議に進む。寛政元年十月従二位に進む。

**トクカハ ヒテタ** 徳川秀忠 母は鍋島氏。第三子、母は鍋島氏。第三子、母は鍋島氏。

**トクカハ ヘルトシ** 徳川治紀 常陸水戸藩主、宗堅四男の一人。幼名熊千代、天明元年十月従五位下侍従に叙す。

**トクカハ ヘルモリ** 徳川治保 常陸水戸藩主、宗堅の長子、幼名美之丸。小字を源次郎と称す。

**トクカハ ヘルヤス** 徳川治紀 常陸水戸藩主、宗堅の長子、幼名美之丸。小字を源次郎と称す。

**トクカハ ヘルモリ** 徳川治保 常陸水戸藩主、宗堅の長子、幼名美之丸。小字を源次郎と称す。

**トクカハ ヘルヤス** 徳川治紀 常陸水戸藩主、宗堅の長子、幼名美之丸。小字を源次郎と称す。

**トクカハ ヘルモリ** 徳川治保 常陸水戸藩主、宗堅の長子、幼名美之丸。小字を源次郎と称す。





**トクカハ ヘルサタ** 徳川治貞 紀州の城主なり。初め文政四位下侍従に叙し左近衛権少将に任じ修理大夫を兼ね右京大夫を兼ね

**トクカハ ヘルヤス** 徳川治泰 田安家二代、母は桜井氏。初め文政四位下侍従に叙し左近衛権少将に任じ修理大夫を兼ね右京大夫を兼ね

**トクカハ ヘルサタ** 徳川治濱 一橋家三代、母は桜井氏。初め文政四位下侍従に叙し左近衛権少将に任じ修理大夫を兼ね右京大夫を兼ね

**トクカハ ヘルユキ** 徳川治行 尾州名古屋藩主、宗睦の養子、幼名源次郎、初め摩利之助と称す。天明三年六月参議に進む。寛政元年十月従二位に進む。

**トクカハ ヒテタ** 徳川秀忠 母は鍋島氏。第三子、母は鍋島氏。第三子、母は鍋島氏。

**トクカハ ヘルトシ** 徳川治紀 常陸水戸藩主、宗堅四男の一人。幼名熊千代、天明元年十月従五位下侍従に叙す。

**トクカハ ヘルモリ** 徳川治保 常陸水戸藩主、宗堅の長子、幼名美之丸。小字を源次郎と称す。

**トクカハ ヘルヤス** 徳川治紀 常陸水戸藩主、宗堅の長子、幼名美之丸。小字を源次郎と称す。

**トクカハ ヘルモリ** 徳川治保 常陸水戸藩主、宗堅の長子、幼名美之丸。小字を源次郎と称す。

及び酒徒群臣宴に侍りて例餐十一二十四日西城に憑子平五十四、是の夜府下火手三度に起り宿直の諸士皆甲冑間し臣生年著一事の叢書に出で、家康群臣宴に侍りて火手鎮に出り増上寺に馳る三月二十六日敵して合戦を開始し

氏を生み家時に云ふ（野史）

**トクカハ　マサヨシ**　徳川政義

十郎を以て時の將軍義政の四男義季を生み初め上野國の領地に居る明年一月平井城に移り住む明年一月平井城を攻め利之を滅ぼし自ら平井に居る明年一月平井城を攻め利之を滅ぼし自ら平井に居る明年一月平井城を攻め利之を滅ぼし自ら平井に居る

や國を少將に譲りて志願果れり卿等能く吾に事ふる所の者を以て少將に事へば吾れ更に憂ふる所なし抑々君は舟にして臣は水なり水能く舟を浮べまた能く舟を覆へす之を誡めよまた藩士の子弟に對し死に處するの難きを陳べ道を學びて倫理を明にし以て實行を勵むことを戒む四年五月光圀居を久慈郡太田郷の西山に卜し極莽を闢き巖谷に倚り垣墻を設けず茅屋衡門僅かに風日を蔽ひ日々悠々詩酒に放ち澹然として自ら樂む而して侍臣數人を蓄へ粹妾は纔かに國掃に給し粗食帝衣意甚だ安知たり自ら西山隱士また梅里先生と號す其の意皆な泰伯、伯夷の風に取る嘗て村民に其の養ふ所の鶴を殺す者あり獄已に決し一日光圀那珂の別館に至り自ら囚を斬らんとす而して怒ち鞭めて曰く禽の爲めに人を殺すは吾れ忍びずと乃ち監司を召し諭して曰く宜しく囚を釈外に放つべし然れども彼れ若し棚口の賓なくんば恐らくは去りて後盗を爲さんと乃ち資を給與して之を放つと云ふ光圀幕府より金帛を賜はる毎に之を親族侍臣に分與し絶えて贏餘なしまた居常數々封内を巡行して孝節を賞し學問を奬め或は社寺の緣由を正し或は民人に種藝を勸ます蓄藏を堺域に造り石を建て親ら題して梅里先生墓と云ひ銘を其の陰に書す時人之を稱して實録と謂ふ光圀また源頼義父子の祠堂を郡の旌樓寺に建て下毛那須國造の碑を修す五年八月また碑を攝津の淡川に建て親ら題して鳴呼忠臣稲子之墓と云ひ朱舜水の賛を碑背に刻し田を買ひて之を廣壇寺の僧に屬ふ以て永く香火料に充つ光圀嘗て謂ふ道服を製し公燕居の服なり然るに今世用ふる所のものは直裾に摸倣し以て之を有栖川孝仁親王及び靈司房輔に贈る而して親王其の制を以て善と爲し房輔者を賜りて嘉奬す八年朱舜水の碑を瑞龍山の麓に建て親ら碑に題して明徴君朱子墓と云ひ禮を備へて之れを祭る初め舜水の歿するや光圀其の祀堂を駒籠の別莊に造り自ら涖みて祭奠しまた遺文三十卷を蒐めて門人源光圀輔と云ふ十年十月光圀命じて書を久慈郡馬場村に講じ小民をして懲ふ所を知らしむ十三年夏光圀痾を忠ひて食減じ時を臨えて称贏と十月將に篤を加ふ是に於て綱條國に就いて疾に侍し幕府使をして疾を視せしめ尋で醫をして來り診せしむ光圀乃ち疾を力めて城に入り以て之を待ち婦女を屏斥して巾櫛に侍せしめず終に其の歳十二月六日を以て西山に卒す時に年七十三、瑞龍山梅里先生の碑後に葬り葬祭禮に遵ひ謚して義公と云ふ光圀天資英毅にして仁恕柔を御する卑賤疎遠の者と雖も腹心を推し辭色を假す故を以て人々其の用を爲すを樂しむ光圀天象地理濟民行兵の要より制度、典故、擊刺、發銃、醫藥、算數、鳥獸、草木の微に至るまで窮くこれを博べ而して之れを貫くに學術を以てす著はす所の書常山文集二十卷、咏草五卷あり而して參訓する所のもの六國史、都氏文集、愛宕集あり而して編く名山巨室の書を募り史館を開き文士を招きて大成せるものを大日本史と云ひ續儀類典と云ふ其の餘浮文實を失ふを病ひて保元平治盛衰の雖盛なるが爲めに萬要集を解き英雄事跡の湮滅を慨して錄倉志を撰み英華の悉爾を嘆して詩文を纂め氏族の混淆を恐れて系譜を補ひ幕府の功臣を別ちて將士傳を作りまた花押藪、草露貫珠、水府系纂、常陸國志及び洪武楽分韵を撰修す光圀太平に生長して管て醫備の事を忘れず老て興輪を用ひずまた毎歳元旦に際するや晨に起きて西向禁闕を拜し老年に至るも廢せず大風地震毎に必ず書を日光に馳せ使を寵水、増上の二寺に遣はし神廟の悉なきや知何を問はしむ光圀また藥局を邸第に設け醫を置き以て病者ある毎に藥を給與す而して餅遠の地窮民の醫藥に乏しきを憫みて官を投ぜず光圀晩に府下の者醫を禁ぜしむ光圀嘗て謂ふ道服を製し時封内を巡行して民の疾苦を問ひ寃枉を察す聽斷明審にして參互反覆を加へ務めて輕減に從ひ殊に死囚に至りては曲げて生路を求め有司に命じて曰く凡そ獄を斷ずるや寧ろ緩に失するも念にすべからず其の死刑を處するに至りては家既に決するも必ずや復た之を告げよと光圀また蒔蒔の地に植忌て紙墨の利を廣め牧場を大能村の野に開き馬を養ひ或は自小文鈴を增産を謀り石を前海に取りて之を鎌倉の磯路原野渤蕩にして行人路を失し易きを以て松を栽えて路を標すと云ふ其の訃音の幕府に達するや幕府天下に令して七日間音曲を停止す天保三年五月詔して從二位權大納言を贈り明治二年十二月詔して光圀が兵革始終に其の歳十二月六日を以て西山に卒す時に年七十三、瑞龍山梅里先生の碑後に葬り葬祭禮に遵ひ謚して義公と云ふ光圀天資英毅にして仁恕柔を御する卑賤疎遠の者と雖も腹心を推し辭色を假す故を以て人々其の用を爲すを樂しむ光圀天象地理濟民行兵の要より制度、典故、擊刺、發銃、醫藥、算數、鳥獸、草木の微に至るまで窮くこれを博べ而して之れを貫くに學術を以てす著はす所の書常山文集二十卷、咏草五卷あり而して編く名山巨室の書を募り史館を開き文士を招きて大成せるものを大日本史と云ひ續儀類典と云ふ其の餘浮文實を失ふを病ひて保元平治盛衰の雖盛なるが爲めに萬要集を解き英雄事跡の湮滅を慨して錄倉志を撰み英華の悉爾を嘆して詩文を纂め氏族の混淆を恐れて系譜を補ひ幕府の功臣を別ちて將士傳を作りまた花押藪、草露貫珠、水府系纂、常陸國志及び洪武楽分韵を撰修す光圀太平に生長して管て醫備の事を忘れず老て興輪を用ひずまた毎歳元旦に際するや晨に起きて西向禁闕を拜し老年に至るも廢せず大風地震毎に必ず書を日光に馳せ使を寵水、増上の二寺に遣はし神廟の悉なきや知何を問はしむ光圀また藥局を邸第に設け醫を置き以て病者ある毎に藥を給與す而して餅遠の地窮民の醫藥に乏しきを憫みて官を投ぜず光圀晩に府下の者醫を禁ぜしむ光圀嘗て謂ふ道服を製し時封内を巡行して民の疾苦を問ひ寃枉を察す聽斷明審にして參互反覆を加へ務めて輕減に從ひ殊に死囚に至りては曲げて生路を求め有司に命じて曰く凡そ獄を斷ずるや寧ろ緩に失するも念にすべからず其の死刑を處するに至りては家既に決するも必ずや復た之を告げよと光圀また蒔蒔の地に植忌て紙墨の利を廣め牧場を大能村の野に開き馬を養ひ或は自小文鈴を增産を謀り石を前海に取りて之を鎌倉の磯路原野渤蕩に移し以て是布を生ぜしむまた下總の小金及び内新に十數箇所の代官所を設け代上下意志の疏通を闡り其の他檢見の法を改めて課税の公平を期し水利を興し堤防を築きて産業を奬勵せり而して學政の振起も宗睦の力を藉せし事業にして藩校明倫堂は宗睦の世始めて成り細井平洲を聘の東に塾堂を造りて釋菜を營めり平洲は學館總裁に任じ其族の子弟に經書を講ずるのみならず藩命を以て近郷に出で巡回して農民を教諭し或る特別の場合には明倫堂に於てすら士農の別なく自由に聽講を許したれば是れより領内學に嚮ふ者多し故に尾州藩に於て最とす寛政十一年十二月爲、明公と謚す

**トクガハ　ムネナホ**　徳川宗直　紀州和歌山藩主、左京大夫従純の五男なり初め左京大夫従致と云ふ左近衛權中將吉宗享保元年四月將軍職を襲ぎしかば頼致入つて宗家を相續す七月諱字を賜はり宗直と改む尋で從三位左近衛權中將に任じ十二月叙議となる二年二月權中納言となり延享二年十月從二位權大納言に進み寛暦七年七月二日薨ず年七十六（續藩輪譜）

**トクガハ　ムネハル**　徳川宗春　尾州名古屋藩主、綱誠の七男、繼友の弟、初め萬五郎、求馬、通春と稱す享保元年十二月將軍吉宗に謁して七月從五位下主計頭に叙任す三年十二月從四位下に進み十四年八月陸奥國守に轉ず十一月兄繼友薨去し嗣なかりしかば侍從に進む十六年正月諱字を賜はり宗春と改め從三位左近衛中將となる十一月參議に進むも十七年十二月權中納言に昇るされど襲封以來行跡宜しからず老中を以て戒飭する處あり農民困窮する由聞えければまた在老臣竹腰成瀬等に告げしも外には領掌しながら内に改むることなかりしかば元文四年正月十三日安藝守吉長、中諸士の封緘は勤年數並びに姿子名跡の差別を以て減少主、讃岐守頼豐の長男、綱誠初め其の子吉宗を嗣子とす吉宗元禄八年十二月左衛門督に任じ八年正四位下左近衛少將に進み十一年八月靈司閤白房輔の女八重姫を妻として十五年權中將となり實永元年十二月從三位に進みしが六年十月十二日薨ぜしかば支族讃岐守頼豐の長子輕麿を養ひ吉宗の女越千代に配す輕麿正德四年夏將軍吉宗に見え享保元年十二月加冠諱字を賜はり宗堯と稱し正四位下右近衛權少將に任じ三年九月家を繼ぎ十二月從三位權中將に進み五年十二月參議に任じ十五年四月七日薨ず年二十六、成と謚す（續藩輪譜）

**トクガハ　ムネタケ**　徳川宗武　田安家初代家重の弟にして吉宗の第二子なり母は竹本氏、初字を小二郎といふ從三位左近衛權中將右衛督となる田安の館に居る延享二年參議に進む撮津、和泉、播磨、甲斐、武藏、下總の田十萬石を以つて采邑となす明和五年權中納言に進む宗武國學を好み特に歌を能くす在滿、眞淵を聘して古學を研究して優に一家をなし歌學上の著は在滿をして和歌に就て彼が懷抱する意見を述べしめたる國歌八論餘言及びその儒學上の崇古思想に基きて歌を論ずし歌約言、眞淵の疑辭考を評ぜ！擂婁冠辭考等ありなほ雅樂聲律、有職故實に精しく樂曲考、服飾音見、家集天降言等あり明和八年六月四日薨ず年五十七、法名寛山圓休悠然院と號す權大納言を贈らる（野史、諸家著述目錄、近世和歌史）

**トクガハ　ムネタダ**　徳川宗尹　一橋家初代將軍吉宗の第四子、童名五小郎と云ふ享保六年閏七月生る十五歳の時元服して諱字を賜はり宗尹と名乗る尋で從三位左近衛權中將に叙任し德川刑部卿殿と稱す元文四年一橋の内に邸宅を賜はり寛保元年十一月移り住す關白一條兼房の女後姫を迎へて妻とす延享二年十一月參議となり領地十萬石を賜はる明和元年十二月二十二日薨ず年四十四、七年十月權中納言を贈らる後姫は深遠院と號し寛延二年七月十二日逝く（續藩輪譜）

**トクガハ　ムネチカ**　徳川宗睦　尾州名古屋藩主、字は子和、幼名を脇五郎と稱し後將軍吉宗の一字を得て宗睦と改む實暦十一年八月に父宗勝の後を承けて封を襲ぐ資性寛弘にして慈仁なり寛文以後尾州藩には家中諸士の封緘は勤年數並びに姿子名跡の差別を以て減少し來りしが宗睦は之に依りて其の家の長徴歸絶の憂あるを慨れみ寛政元年十一月之を改めて家中一般本知のまま世襲とし實子は勿論養子相續たりとも跡式相違なからしめたりと之を寛政世襲の制と稱し又藩士の仁政とし政の改革に志し其の局に當る者往々土地の事情に疎く政績擧らざるを以て天明の初め領内新に十數箇所の代官所を設け代官奉行を赴任せしめて上下意志の疏通を闡り其の他檢見の法を改めて課税の公平を築きて産業を奬勵せり而して學政の振起も宗睦の力を藉せし事業にして藩校明倫堂は宗睦の世始めて成り細井平洲を聘の東に塾堂を造りて釋菜を營めり平洲は學館總裁に任じ其族の子弟に經書を講ずるのみならず藩命を以て近郷に出で巡回して農民を教諭し或る特別の場合には明倫堂に於てすら士農の別なく自由に聽講を許したれば是れより領内學に嚮ふ者多し故に尾州藩に於て最とす寛政十一年十二月、明公と謚す

**トクガハ　ムネナホ**　徳川宗直　紀州和歌山藩主、左京大夫従純の五男なり初め左京大夫従致と云ふ左近衛權中將吉宗享保元年四月將軍職を襲ぎしかば頼致入つて宗家を相續す七月諱字を賜はり宗直と改む尋で從三位左近衛權中將に任じ十二月參議となる二年二月權中納言となり延享二年十月從二位權大納言に進み寛暦七年七月二日薨ず年七十六（續藩輪譜）

**トクガハ　ムネハル**　徳川宗春　尾州名古屋藩主、綱誠の七男、繼友の弟、初め萬五郎、求馬、通春と稱す享保元年十二月將軍吉宗に謁して七月從五位下主計頭に叙任す三年十二月從四位下に進み十四年八月陸奥國守に轉ず十一月兄繼友薨去し嗣なかりしかば侍從に進む十六年正月諱字を賜はり宗春と改め從三位左近衛中將となる十一月參議に進むも十七年十二月權中納言に昇るされど襲封以來行跡宜しからず老中を以て戒飭する處あり農民困窮する由聞えければまた在老臣竹腰成瀬等に告げしも外には領掌しながら内に改むることなかりしかば元文四年正月十三日安藝守吉長、中諸士の封緘は勤年數並びに姿子名跡の差別を以て減少し來りしが宗睦は之に依りて其の家の長徴歸絶の憂あるを慨れみ寛政元年十一月之を改めて家中一般本知のまま世襲とし實子は勿論養子相續たりとも跡式相違なからしめたりと之を寛政世襲の制と稱し又藩士の仁政とし政の改革に志し其の局に當る者往々土地の事情に疎く政績擧らざるを以て天明の初め領内新に十數箇所の代官所を設け代官奉行を赴任せしめて上下意志の疏通を闡り其の他檢見の法を改めて課税の公平を築きて産業を奬勵せり而して學政の振起も宗睦の力を藉せし事業にして藩校明倫堂は宗睦の世始めて成り細井平洲を聘の東に塾堂を造りて釋菜を營めり平洲は學館總裁に任じ其族の子弟に經書を講ずるのみならず藩命を以て近郷に出で巡回して農民を教諭し或る特別の場合には明倫堂に於てすら士農の別なく自由に聽講を許したれば是れより領内學に嚮ふ者多し故に尾州藩に於て最とす寛政十一年十二月、明公と謚す（續藩輪譜）

**トクガハ　ムネナホ**　徳川宗直　紀州和歌山藩主、左京大夫従純の五男なり初め左京大夫従致と云ふ左近衛權中將吉宗享保元年四月將軍職を襲ぎしかば頼致入つて宗家を相續す七月諱字を賜はり宗直と改む尋で從三位左近衛權中將に任じ十二月參議となる二年二月權中納言となり延享二年十月從二位權大納言に進み寛暦七年七月二日薨ず年七十六（續藩輪譜）

**トクガハ　ムネハル**　徳川宗春　尾州名古屋藩主、綱誠の七男、繼友の弟、初め萬五郎、求馬、通春と稱す享保元年十二月將軍吉宗に謁して七月從五位下主計頭に叙任す三年十二月從四位下に進み十四年八月陸奥國守に轉ず十一月兄繼友薨去し嗣なかりしかば侍從に進む十六年正月諱字を賜はり宗春と改め從三位左近衛中將となる十一月參議に進むも十七年十二月權中納言に昇るされど襲封以來行跡宜しからず老中を以て戒飭する處あり農民困窮する由聞えければまた在老臣竹腰成瀬等に告げしも外には領掌しながら内に改むることなかりしかば元文四年正月十三日安藝守吉長、中諸士の封緘は勤年數並びに姿子名跡の差別を以て減少し來りしが宗睦は之に依りて其の家の長徴歸絶の憂あるを慨れみ寛政元年十一月之を改めて家中一般本知のまま世襲とし實子は勿論養子相續たりとも跡式相違なからしめたりと之を寛政世襲の制と稱し又藩士の仁政とし政の改革に志し其の局に當る者往々土地の事情に疎く政績擧らざるを以て天明の初め領内新に十數箇所の代官所を設け代官奉行を赴任せしめて上下意志の疏通を闡り其の他檢見の法を改めて課税の公平を築きて産業を奬勵せり而して學政の振起も宗睦の力を藉せし事業にして藩校明倫堂は宗睦の世始めて成り細井平洲を聘の東に塾堂を造りて釋菜を營めり平洲は學館總裁に任じ其族の子弟に經書を講ずるのみならず藩命を以て近郷に出で巡回して農民を教諭し或る特別の場合には明倫堂に於てすら士農の別なく自由に聽講を許したれば是れより領内學に嚮ふ者多し故に尾州藩に於て最とす寛政十一年十二月、明公と謚す

**トクガハ　ムネナホ**　徳川宗直　紀州和歌山藩主、左京大夫従純の五男なり初め左京大夫従致と云ふ左近衛權中將吉宗享保元年四月將軍職を襲ぎしかば頼致入つて宗家を相續す七月諱字を賜はり宗直と改む尋で從三位左近衛權中將に任じ十二月參議となる二年二月權中納言となり延享二年十月從二位權大納言に進み寛暦七年七月二日薨ず年七十六（續藩輪譜）

**トクガハ　ムネハル**　徳川宗春　尾州名古屋藩主、綱誠の七男、繼友の弟、初め萬五郎、求馬、通春と稱す享保元年十二月將軍吉宗に謁して七月從五位下主計頭に叙任す三年十二月從四位下に進み十四年八月陸奥國守に轉ず十一月兄繼友薨去し嗣なかりしかば侍從に進む十六年正月諱字を賜はり宗春と改め從三位左近衛中將となる十一月參議に進むも十七年十二月權中納言に昇るされど襲封以來行跡宜しからず老中を以て戒飭する處あり農民困窮する由聞えければまた在老臣竹腰成瀬等に告げしも外には領掌しながら内に改むることなかりしかば元文四年正月十三日安藝守吉長、中諸士の封緘は勤年數並びに姿子名跡の差別を以て減少し來りしが宗睦は之に依りて其の家の長徴歸絶の憂あるを慨れみ寛政元年十一月之を改めて家中一般本知のまま世襲とし實子は勿論養子相續たりとも跡式相違なからしめたりと之を寛政世襲の制と稱し又藩士の仁政とし政の改革に志し其の局に當る者往々土地の事情に疎く政績擧らざるを以て天明の初め領内新に十數箇所の代官所を設け代官奉行を赴任せしめて上下意志の疏通を闡り其の他檢見の法を改めて課税の公平を築きて産業を奬勵せり而して學政の振起も宗睦の力を藉せし事業にして藩校明倫堂は宗睦の世始めて成り細井平洲を聘の東に塾堂を造りて釋菜を營めり平洲は學館總裁に任じ其族の子弟に經書を講ずるのみならず藩命を以て近郷に出で巡回して農民を教諭し或る特別の場合には明倫堂に於てすら士農の別なく自由に聽講を許したれば是れより領内學に嚮ふ者多し故に尾州藩に於て最とす寛政十一年十二月、明公と謚す

**トクガハ　ヤスチカ**　徳川泰親　親氏の第二子、小字は千熊、また二郎三郎と稱す冀委を繼ぎて太郎左衛門と稱す（武家譜）に曰く泰親は有親の第二子にして急み文敏未だ明かならざるに方りて尊王を唱へ名分を正し心を修史に盡して以て千古の廢典を興すを追貴し特に從一位を贈る三十三年十一月また追贈して正一位に陞叙す明治十五年二月常盤神社を創立して其の霊を祀り別格官幣社に列せらる（野史、續賢國偉略）

**トクガハ　ミツサダ**　徳川光貞　紀伊の國主小字は長福、家康の孫、頼宣の子、寛永八年従五位上に叙し十年元服す將軍家光諱字を賜ひ從四位下に叙し常陸介に任ず十七年參議に任じ右近衛權中將を兼ね從三位に叙す承應二年權中納言を歴任で正三位に進む元禄三年權大納言に轉じ從二位に至り十一年四月老を告げ薙髪して對山と號す寶永二年八月入日薨ず年八十一、法名源泉清涙畫多し光貞畫を狩野探幽に學び終に妙手に至る墨色の畫多し天保三年三月從一位を贈らる（野史、扶桑畫人傳）

**トクガハ　ミツトモ**　徳川光友　尾張の國主もとの名は光義、小字を五郎太と云ふ家康の孫、義直の男、寛永七年従五位上に叙され藏人と稱す十年十二月元服す將軍家光諱字を賜ひ光友と稱ずし後之を以て例と爲す從四位下に叙し右衛門督に任ず十七年三月參議に任じ右近衛權中將を兼ね尋で從三位に進む慶安三年封を繼ぐ承應二年權中納言正三位を歴、後權大納言に轉じ從二位に進む元禄六年老て十三年十月薨ず年七十六、光友能く國を守り銭制改革する所なし常に儉を守り制を立つまた者畫を嗜くす初め畫を狩野探幽に學びまた瀧本坊昭乗を友とし在國の時には招いて畫を學び共に交じて敏最も心を民事に監す既に老を告げたるの後と雖も時封内を巡行して民の疾苦を問ひ寃枉を察す聽斷明審にして參互反覆を加へ務めて輕減に從ひ殊に死囚に至りては曲げて生路を求め有司に命じて曰く凡そ獄を斷ずるや寧ろ緩に失するも念にすべからず其の死刑を處するに至りては家既に決するも必ずや復た之を告げよと光圀また蒔蒔の地に植忌て紙墨の利を廣め牧場を大能村の野に開き馬を養ひ或は自小文鈴を增産を謀り石を前海に取りて之を鎌倉の磯路原野渤蕩に移し以て是布を生ぜしむまた下總の小金及び内新に十數箇所の代官所を設け代官奉行を赴任せしめて上下意志の疏通を闡り其の他檢見の法を改めて課税の公平を築きて産業を奬勵せり而して學政の振起も宗睦の力を藉せし事業にして藩校明倫堂は宗睦の世始めて成り細井平洲を聘の東に塾堂を造りて釋菜を營めり平洲は學館總裁に任じ其族の子弟に經書を講ずるのみならず藩命を以て近郷に出で巡回して農民を教諭し或る特別の場合には明倫堂に於てすら士農の別なく自由に聽講を許したれば是れより領内學に嚮ふ者多し故に尾州藩に於て最とす寛政十一年十二月、明公と謚す

**トクガハ　ムネナツ**　徳川宗勝　尾州名古屋藩主、宗春の姜子、實は支封美濃國高須の城主松平俱馬守友著の長子、初め相友、友淳、義淳等と稱す享保十一年五月將軍吉宗に謁し十二月從五位下但馬守に叙任す十七年家を繼ぎ十二月從四位下侍從に進む十八年十二月左近衛少將となり元文四年正月台命により宗家を繼ぎ二月從三位權中將に叙任す五年十二月權中納言に進み寶暦十一年六月二十四日薨ず年五十七（續藩輪譜、尾張總）

**トクガハ　ムネタカ**　徳川宗堯　常陸水戸藩





主、讃岐守頼豐の長男、綱誠初め其の子吉宗を嗣子とす吉宗元禄八年十二月左衛門督に任じ八年正四位下左近衛少將に進み十一年八月靈司閤白房輔の女八重姫を妻として十五年權中將となり實永元年十二月從三位に進みしが六年十月十二日薨ぜしかば支族讃岐守頼豐の長子輕麿を養ひ吉宗の女越千代に配す輕麿正德四年夏將軍吉宗に見え享保元年十二月加冠諱字を賜はり宗堯と稱し正四位下右近衛權少將に任じ三年九月家を繼ぎ十二月從三位權中將に進み五年十二月參議に任じ十五年四月七日薨ず年二十六、成と謚す（續藩輪譜）

**トクガハ　ムネタケ**　徳川宗武　田安家初代家重の弟にして吉宗の第二子なり母は竹本氏、初字を小二郎といふ從三位左近衛權中將右衛督となる田安の館に居る延享二年參議に進む撮津、和泉、播磨、甲斐、武藏、下總の田十萬石を以つて采邑となす明和五年權中納言に進む宗武國學を好み特に歌を能くす在滿、眞淵を聘して古學を研究して優に一家をなし歌學上の著は在滿をして和歌に就て彼が懷抱する意見を述べしめたる國歌八論餘言及びその儒學上の崇古思想に基きて歌を論ずし歌約言、眞淵の疑辭考を評ぜ！擂婁冠辭考等ありなほ雅樂聲律、有職故實に精しく樂曲考、服飾音見、家集天降言等あり明和八年六月四日薨ず年五十七、法名寛山圓休悠然院と號す權大納言を贈らる（野史、諸家著述目錄、近世和歌史）

**トクガハ　ムネタダ**　徳川宗尹　一橋家初代將軍吉宗の第四子、童名五小郎と云ふ享保六年閏七月生る十五歳の時元服して諱字を賜はり宗尹と名乗る尋で從三位左近衛權中將に叙任し德川刑部卿殿と稱す元文四年一橋の内に邸宅を賜はり寛保元年十一月移り住す關白一條兼房の女後姫を迎へて妻とす延享二年十一月參議となり領地十萬石を賜はる明和元年十二月二十二日薨ず年四十四、七年十月權中納言を贈らる後姫は深遠院と號し寛延二年七月十二日逝く（續藩輪譜）

**トクガハ　ムネチカ**　徳川宗睦　尾州名古屋藩主、字は子和、幼名を脇五郎と稱し後將軍吉宗の一字を得て宗睦と改む實暦十一年八月に父宗勝の後を承けて封を襲ぐ資性寛弘にして慈仁なり寛文以後尾州藩には家中諸士の封緘は勤年數並びに姿子名跡の差別を以て減少し來りしが宗睦は之に依りて其の家の長徴歸絶の憂あるを慨れみ寛政元年十一月之を改めて家中一般本知のまま世襲とし實子は勿論養子相續たりとも跡式相違なからしめたりと之を寛政世襲の制と稱し又藩士の仁政とし政の改革に志し其の局に當る者往々土地の事情に疎く政績擧らざるを以て天明の初め領内新に十數箇所の代官所を設け代官奉行を赴任せしめて上下意志の疏通を闡り其の他檢見の法を改めて課税の公平を築きて産業を奬勵せり而して學政の振起も宗睦の力を藉せし事業にして藩校明倫堂は宗睦の世始めて成り細井平洲を聘の東に塾堂を造りて釋菜を營めり平洲は學館總裁に任じ其族の子弟に經書を講ずるのみならず藩命を以て近郷に出で巡回して農民を教諭し或る特別の場合には明倫堂に於てすら士農の別なく自由に聽講を許したれば是れより領内學に嚮ふ者多し故に尾州藩に於て最とす寛政十一年十二月、明公と謚す（續藩輪譜）

**トクガハ　モチツグ**　徳川茂承　舊紀州和歌山藩主、弘化元年江戸に生る幼名を賢吉、後頼久と改む實は從四位上左京大夫松平頼學の七男、安政五年德川齊彌の養子となり茂承と改め舊高五十五萬五千石を食む翌年權中納言となり元治元年正三位に叙せらる明治二年版籍を奉還し更に和歌山藩知事に任ぜらる後東京府華族に列す六年皇城炎上の際赤坂邸を獻納し離宮と爲す此年七月其の賞として金三萬圓を下賜せらる八年十月和歌山學校資金三萬圓寄附の賞として金盃一箇を賜はり十年特旨を以て從二位に進められ十七年七月侯爵を授けらる此年皇城炎上の當時金二萬圓獻納の賞として金盃三箇下賜せらる十八年私金十萬圓を義捐し舊和歌山藩士族の共有資本と爲し田畑を買收し其の所得を以て學校を設立し子弟教育し孤獨老廢を救恤せしむ官其の奇特を賞し金製黄授賞章を下賜せしが此年また和歌山縣下暴風の際罹災者へ金七千圓施與したる廉を以て金盃一個を賜はる二十三年貴族院議員に列し翌年舊藩地水害罹災者救助資一萬圓を施與したるの賞として金盃一組を二十九年三月第七回帝國議會召集の際勤精の賞として銀盃一組を賜はる三十年六月、二十七八年日清戰役の際私財を獻じ軍資を資け報國の誠を表したる廉に依り勲四等旭日小授章を授けらる三十九年八月二十日病革まるや特旨を以て位一級を進め從一位に叙せられ同日逝去す年六十三、池上本門寺に葬る

**トクガハ　ヤスチカ**　徳川泰親　親氏の第二子、小字は千熊、また二郎三郎と稱す冀委を繼ぎて太郎左衛門と稱す（武家譜）に曰く泰親は有親の第二子にして急み文敏未だ明かならざるに方りて尊王を唱へ名分を正し心を修史に盡して以て千古の廢典を興すを追貴し特に從一位を贈る三十三年十一月また追贈して正一位に陞叙す明治十五年二月常盤神社を創立して其の霊を祀り別格官幣社に列せらる（野史、續賢國偉略）

**トクガハ　ミツサダ**　徳川光貞　紀伊の國主小字は長福、家康の孫、頼宣の子、寛永八年従五位上に叙し十年元服す將軍家光諱字を賜ひ從四位下に叙し常陸介に任ず十七年參議に任じ右近衛權中將を兼ね從三位に叙す承應二年權中納言を歴任で正三位に進む元禄三年權大納言に轉じ從二位に至り十一年四月老を告げ薙髪して對山と號す寶永二年八月入日薨ず年八十一、法名源泉清涙畫多し光貞畫を狩野探幽に學び終に妙手に至る墨色の畫多し天保三年三月從一位を贈らる（野史、扶桑畫人傳）

**トクガハ　ミツトモ**　徳川光友　尾張の國主もとの名は光義、小字を五郎太と云ふ家康の孫、義直の男、寛永七年従五位上に叙され藏人と稱す十年十二月元服す將軍家光諱字を賜ひ光友と稱ずし後之を以て例と爲す從四位下に叙し右衛門督に任ず十七年三月參議に任じ右近衛權中將を兼ね尋で從三位に進む慶安三年封を繼ぐ承應二年權中納言正三位を歴、後權大納言に轉じ從二位に進む元禄六年老て十三年十月薨ず年七十六、光友能く國を守り銭制改革する所なし常に儉を守り制を立つまた者畫を嗜くす初め畫を狩野探幽に學びまた瀧本坊昭乗を友とし在國の時には招いて畫を學び共に交じて敏最も心を民事に監す既に老を告げたるの後と雖も時封内を巡行して民の疾苦を問ひ寃枉を察す聽斷明審にして參互反覆を加へ務めて輕減に從ひ殊に死囚に至りては曲げて生路を求め有司に命じて曰く凡そ獄を斷ずるや寧ろ緩に失するも念にすべからず其の死刑を處するに至りては家既に決するも必ずや復た之を告げよと光圀また蒔蒔の地に植忌て紙墨の利を廣め牧場を大能村の野に開き馬を養ひ或は自小文鈴を增産を謀り石を前海に取りて之を鎌倉の磯路原野渤蕩に移し以て是布を生ぜしむまた下總の小金及び内新に十數箇所の代官所を設け代官奉行を赴任せしめて上下意志の疏通を闡り其の他檢見の法を改めて課税の公平を築きて産業を奬勵せり而して學政の振起も宗睦の力を藉せし事業にして藩校明倫堂は宗睦の世始めて成り細井平洲を聘の東に塾堂を造りて釋菜を營めり平洲は學館總裁に任じ其族の子弟に經書を講ずるのみならず藩命を以て近郷に出で巡回して農民を教諭し或る特別の場合には明倫堂に於てすら士農の別なく自由に聽講を許したれば是れより領内學に嚮ふ者多し故に尾州藩に於て最とす寛政十一年十二月、明公と謚す

**トクガハ　ムネナツ**　徳川宗勝　尾州名古屋藩主、宗春の姜子、實は支封美濃國高須の城主松平俱馬守友著の長子、初め相友、友淳、義淳等と稱す享保十一年五月將軍吉宗に謁し十二月從五位下但馬守に叙任す十七年家を繼ぎ十二月從四位下侍從に進む十八年十二月左近衛少將となり元文四年正月台命により宗家を繼ぎ二月從三位權中將に叙任す五年十二月權中納言に進み寶暦十一年六月二十四日薨ず年五十七（續藩輪譜、尾張總）

**トクガハ　ムネタカ**　徳川宗堯　常陸水戸藩

親氏の弟なり仁心馬く善く下を撫し且つ武力あり永享中權大
納言藤原實熙の娘實熙の命に依り夫に嫁ら[illegible]
年、永享二年九月中三日卒す（或は文安三年九月二十日卒す）
親ひ眞[illegible]院と號す[illegible]六子あり信[illegible]信光、宗親、秀親、秀親之を繼ぎ後
年四位下に叙せらる是に於て岡崎に城き[illegible]
[illegible]五位下に叙せらる是に於て岡崎に城き[illegible]
[illegible]法名を秀親と稱す後[illegible]
[illegible]法名を秀親と稱す後[illegible]
[illegible]法名を秀親と稱す後

在り頼宣其の書を熟視し莞爾として曰く眞に賀すべきなり若し彼の徒にして外樣大名の判を摸し謀書を作らば或ひは三代の厚恩を忘れて此妄擧を企つること疑なきにあらず然るに今此判を摸して天下を覆さんとす是れ德川氏の天下の固きを識するに足るなり若し幕議頼宣を疑はば頼宣の知きは直ちに封土を納めべし情む所にあらざるなりと喜色面に顯はる是に於て兩禍はじめ重臣等其の語に感歎して止めりと云ふ寛永十五年二月二十日の夜東府に急報あり曰く島原の賊夜に乘じ黑田、寺澤、鍋島等の諸營を襲ひ鍋島營の井樓を焼く其の勢猖獗にして當る可からずと幕中色な矢ふ頼宣獨り曰く今日の報眞に賀すべし賊城の陷る將さに且夕に在らんとす賊鳥氏の井樓を焼にして陷城の報果して至る衆始めて其の卓識に服す居常武を嗜み象て詩歌を善くして風雅の情あり嘗て吏和歌浦及び諸所を點檢して田を開墾せんと欲し以開す頼宣曰く我が領域中多く名山故讃あり果代和歌集に載する所なり汝等我が爲めに利を貪ぼりて職を後世に遺す勿れと頼宣加藤清正の女を娶る是を瑤林藤夫人とす子なし側室中川氏光貞を生む越智氏頼純を生む頼純別に采邑三萬石を食み伊豫西條城に治す從四位下に叙し左近衛權少將に任ぜらる頼宣幕府親藩の間に異彩を放ち明の鄭成功兩度來つて援を乞ふや將軍家光三家老中以下を召集して其の事を議す頼宣獨り軍を督して赴援せんことを主張すまた韓人李梅溪を擧げて文敎を振ひ其の所領伊勢の神領に接するを以て東觀の時屢々神宮に參拜す柑樹の栽培、捕鯨の盛興、封民水く其の澤を受く大正四年十一月正二位を贈らる(野史、江戸政記、贈位事歴書)

**トクガハ　ヨリフサ**　德川頼房　家康の第十一子、母は養珠院藤山氏、頼宣の同母弟たり慶長八年八月生る英勝院太田氏請ひて之を養ふ小字は鶴松麿、十一年九月常州下妻五萬石(一に十萬石に作る)に封ぜらる十二年(一に十四年に作る)正五位下に叙し左衛門督に任ぜらる十五年十二月封を水戸二十五萬石に轉し中山信吉之に傳たり十六年三月從四位下に進み左近衛權少將に遷る(武家補任に是日正五位下に叙し督に任ぜられ同日陞を進めて少將に遷ると)元和三年七月權中將に轉す六年八月參議に陞る十年松岡、小川(並びに常陸)の田三萬石を加へらる寛永三年八月從三位に進み權中納言に遷る明年正月正三位に陞る寛文元年七月二十九日薨ず年五十九、謚して威公と云ふ頼房の小石川邸に延焼す乞坂鍋三郎と云ふものあり年尚頼房の小石川邸に延焼す乞坂鍋三郎と云ふものあり年寧一山寂す建治上皇德愈に謁して之に代らしむ二年冬來り山務を董す上皇顧る禮遇を渥くす元應二年五月十九日偶を書し衆に辭して化す年七十六、病中に誠を佛祖國師と賜ふ(元亨釋書)

**トクケン　リョウサン**　德見龍山　禪僧、下總香取郡の人、俗姓は平氏、桓武天皇の後裔、夙に相模の藤原寺に投じて寂庵照公に師事す法華を所記して復習に勞せず最も義理に通ず傍ら外典を閱して五車該覽せり庵歎じて曰く再來の人なりと年十七にして滿律戒を具す尚左右に侍して麗色なし一山和尚に鹿山に謁す同じく掛搭を求むるもの四十餘人山禪牀を指して曰く各試に頌を呈せよ可なる者は參堂を許さんと見筆を把つて立ろに成る卽ち侍司に居らしむ年廿二南遊を志す庵許して密かに心印を付す時に蒙古邦と隣あり船四明に達して上陸を許さず見謂らく古人法のために驅を失ふ今正に此秋なりと夜潛かに城に登りて身を塊壁より投ず衆貴の庭に落つ守卒之を捉へて家主に告ぐ曰く何に因つて此に至る見筆を索め書して曰く我れ日本にあり天童和尚の道風を聞き遠く來つて禮拜せんとするものなりと其の人もとより宗門に誇りの見の慢誠を憐み官に乞ひて免るを得たり携へて天童に昇り具に來由を陳ぶ住持東巖深志を嘉して侍堂せしむ嚴入寂に及び竺西席を補す命じて侍香に充つ辭して奚門に到りて東洲古林に謁しまた江西の諸名山に遊びて雲巖寺に住す見解に到るに及び平山濟川相續い擧げて兜率寺に住せしむ時に寧州の官吏諸山の宿書香華麻蓋を備へて護送す一青蛇法座下に盤る人皆な之を異とす乳香を寂庵に酬浄居ること十年百餘具に擧ぐ議者以て悅禪師の再來なりとなす謝して大龍湖集慶寺に客たり奚隧訴公構を下して待遇せり寧州の俗類りに乞ひて再び兜率に歸らしむ本朝に還る時年六十六、實に貞和五年なり副將軍足利直義請ひて洛の東山に居らしむ尊氏奏して南禪、天龍の二刹を董さしむ德隣共に高く公侯士庶風を望んで拜伏す三大刹を歴て大に禪風を興す朝廷其の聖賢を

**トクガハ　ヨリミチ**　德川頼倫　貴族院議員、紀州和歌山藩主侯爵茂承の養子、贈正二位德川慶頼の五子、德川家達、德川達孝は其の兄なり明治五年六月二十七日田安家に生る學習院に學び更に海外に留學して政治經濟學を修む三十九年家督を相續し翌年仰付けられる貴族院議員となり研究會領袖として政界に活躍せり大正十一年宗秩寮總裁に親任せられ皇太子殿下御成婚、伏見宮久邇宮其の他皇族關係の重要事件に貢獻する亟顧る多し十四年五月十九日薨ず年五十四、特旨を以て正二位勳一等に叙せらる弘道會、聖德太子奉贊會、東京地學協會、圖書館協會、南葵育英會等の會長となりまた史讃名勝保存會、海軍協會の總裁たり殊に我國圖書館の普及發達並びに史蹟名勝天然記念物の保存に盡力して貢獻する處多し邸内に二十萬圓を投じて圖書館を建設し南葵文庫と名づけ公衆の閲覧に供し後之を東京帝國大學に寄附せり

**トクケイ　リンソウ**　德瓊林更　禪僧、俗姓は千葉氏、早く大慶禪師に依り遊びて師智識に謁す鍋を飛ばして東歸し肥前小味寺に居す相模に入るに及び初め禪興寺に住し後諸編寺に移る貴樂寺に住せしむ時に寧州の官吏諸山の宿書香華麻蓋を備へて護送す一青蛇法座下に盤る人皆な之を異とす乳香を寂庵に酬浄居ること十年百餘具に擧ぐ議者以て悅禪師の再來なりとなす謝して大龍湖集慶寺に客たり奚隧訴公構を下して待遇せり寧州の官吏諸山の宿書香華麻蓋を備へて護送す一青蛇法座下に盤る人皆な之を異とす乳香を寂庵に酬浄居ること十年百餘具に擧ぐ議者以て悅禪師の再來なりとなす謝して大龍湖集慶寺に客たり奚隧訴公構を下して待遇せり寧州の俗類りに乞ひて再び兜率に歸らしむ本朝に還る時年六十六、實に貞和五年なり副將軍足利直義請ひて洛の東山に居らしむ尊氏奏して南禪、天龍の二刹を董さしむ德隣共に高く公侯士庶風を望んで拜伏す三大刹を歴て大に禪風を興す朝廷其の聖賢を



聞き特に嵐源大照禪師の號を賜ふ延文三年冬十月十日病に遭ひ諸弟子を召して後事を囑し十二日沐浴して疑す中夜起坐し新浄衣を披き遺誡數紙を書し其の臨終の末尾に十一月十三日と誌し筆を放ちて化す年七十五、東山の知足院に葬る(本朝高僧傳)

**トクゴ　ジザン**　德吾自山　禪僧、甲州巨摩郡下山氏の子、十五にして身延山に投じて下髮し叡山に登りて具戒を禀け編く三藏を探る槃てて禪會に參じ雲嶺に廣慶寺に謁し機語契はず時に一華大龍庵に居す德吾之に親しみ控請し遂に外言の旨を得、華廣殿寺に住す德吾を選みて第一座に居らしむ是より名者はる華永昌寺に遷るに及びて德吾に命じて廣殿を補はしむ法席日に益々旺なり大永二年五月十六日終に臨んで偈を書して寂す年八十四、謚六十七(日本洞上聯燈錄)

**トクゴ　タウケイ**　德悟桃溪　禪僧、鎮西の人、少き時足伽師に就て漢項法を傳へ密部に精し別傳あるを知りて佛心寺に入り大覺禪師に參じて機語吻契すまた海を越えて宋に入り編く諸刹を扣く育王の頑巡彌公に謁して記室に待命し至節秉拂一會仰服す職を解きて名區に遊ぶ祥興已卯の春(後宇多帝の弘安二年)子元和尚と供に歸朝す元公に建長寺に依つて第一座に居す幾くもなく出でて筑前の聖福寺に住す元公二偈を作して行を送る居ること久しからずして遷つて圓覺寺を董す僧俗嘯の知く集まり聲望一時に高し晩年樹越の請に依つて武藏の東漸寺に開居す其の地海に臨んで風景鮮佳なり一時の名宿多く以て題賦す溪また悠々自適し清閑に容ふを得たり某年を以て所住に終ふ春秋六十七、終りに臨みて偈を書して曰く「芭蕉虛幻體片々總べて眞を成す蓍地に根に歸して去つて法王身を識出す」と敍して宏覺禪師と謚す(本朝高僧傳)

**トクサイ**　德濟　我が國最初の僧、俗名は鞍部多須那と云ふ司馬達等の子なり用明天皇の二年仏法を忠び給ひ其に重し將さに崩御したまはんとするに際し多須那佛像を造りて出家し道を修し奉り丈六の年齢を造りみて安置し後崇峻天皇の三年齢を踐みて出家し德濟法師と云ひ南淵坂田寺を興し丈六の佛像、脇侍菩薩を安置し天皇の冥福を祈願せり我國にて男子の出家するは多須那を以て初めとす(日本書紀)

**トクサイ**　得齋　伊賀燒の陶工、伊賀阿山郡丸柱村に產する陶器を伊賀燒といふその起源古く武は天平寶宇年間の創起に かかり享祿の頃次郎太夫、太郎太夫之を再興し延寶大神宮式に伊賀國より神酒二缶を每年二回太神に獻ずる式ありこの缶卽ち丸柱村にて燒きしものなり得齋は伊賀燒の名工にして寛政年中主として茶器を作り器面に得齋、得品の刻印または款識を存せり三刻に遊んで名師に參見す天童山に登りて了道一和尚の藏函を司ること久しうして辭を告ぐ歸朝して相模の圓覺寺、建長寺に歷住し詔を奉じて洛の南禪寺に昇る晩年大事寺に退居し應永十年八月十二日に寂す遺偈に曰く「生死涅槃全く相干須彌躍跳して虛空顏を展ぶ」と行年を萬松蘆といふ(本朝高僧傳)

**トクザイ**　德藏　牙角離刻家、伊勢の人、其の姓村に產する陶器を伊賀燒といふその起源古く武は天平寶宇年間の創起に かかり享祿の頃次郎太夫、太郎太夫之を再興し延寶大神宮式に伊賀國より神酒二缶を每年二回太神に獻ずる式ありこの缶卽ち丸柱村にて燒きしものなり得齋は伊賀燒の名工にして寛政年中主として茶器を作り器面に得齋、得品の刻印または款識を存せり三刻に遊んで名師に參見す天童山に登りて了道一和尚の藏函を司ること久しうして辭を告ぐ歸朝して相模の圓覺寺、建長寺に歷住し詔を奉じて洛の南禪寺に昇る晩年大事寺に退居し應永十年八月十二日に寂す遺偈に曰く「生死涅槃全く相干須彌躍跳して虛空顏を展ぶ」と行年を萬松蘆といふ(本朝高僧傳)

**トクザウ　ケウグワイ**　得藏教外　禪僧、明州巨摩郡の人、俗姓は平氏、桓武天皇の後裔、夙に相模の藤原寺に投じて寂庵照公に師事す法華を所記して復習に勞せず最も義理に通ず傍ら外典を閱して五車該覽せり庵歎じて曰く再來の人なりと年十七にして滿律戒を具す尚左右に侍して麗色なし一山和尚に鹿山に謁す同じく掛搭を求むるもの四十餘人山禪牀を指して曰く各試に頌を呈せよ可なる者は參堂を許さんと見筆を把つて立ろに成る卽ち侍司に居らしむ年廿二南遊を志す庵許して密かに心印を付す時に蒙古邦と隣あり船四明に達して上陸を許さず見謂らく古人法のために驅を失ふ今正に此秋なりと夜潛かに城に登りて身を塊壁より投ず衆貴の庭に落つ守卒之を捉へて家主に告ぐ曰く何に因つて此に至る見筆を索め書して曰く我れ日本にあり天童和尚の道風を聞き遠く來つて禮拜せんとするものなりと其の人もとより宗門に誇りの見の慢誠を憐み官に乞ひて免るを得たり携へて天童に昇り具に來由を陳ぶ住持東巖深志を嘉して侍堂せしむ嚴入寂に及び竺西席を補す命じて侍香に充つ辭して奚門に到りて東洲古林に謁しまた江西の諸名山に遊びて雲巖寺に住す見解に到るに及び平山濟川相續い擧げて兜率寺に住せしむ時に寧州の官吏諸山の宿書香華麻蓋を備へて護送す一青蛇法座下に盤る人皆な之を異とす乳香を寂庵に酬浄居ること十年百餘具に擧ぐ議者以て悅禪師の再來なりとなす謝して大龍湖集慶寺に客たり奚隧訴公構を下して待遇せり寧州の俗類りに乞ひて再び兜率に歸らしむ本朝に還る時年六十六、實に貞和五年なり副將軍足利直義請ひて洛の東山に居らしむ尊氏奏して南禪、天龍の二刹を董さしむ德隣共に高く公侯士庶風を望んで拜伏す三大刹を歴て大に禪風を興す朝廷其の聖賢を

**トクザン**　德潤　特山　陶工、本郷駒込千駄木光源寺の頃近江信樂の土を窯らして製燒茶器を作り印に特山と銘ずるものあれども多くは書き記ざるものなり出所來は來外善く當時茶人の間に持て囃されたるものなり(日本陶工傳)

**トクシナイシンワウ**　篤子内親王　堀河帝の中宮、後三條帝の第四女、陽明門院養ひて子とす爲す治暦四年内親王を爲る延久元年三品に叙す五年貴茂齋宮を爲る封邑千戶を給す寛治五年帝崩れて女御を爲し七年二月立て中宮を爲す關白師實を以て假父とす時に年三十四、帝より長すること十九歲長治元年堀河院に遷る嘉承二年帝崩じ堀を龍む承暦三年三宮に准す陽明門院の髮髮して尼を爲る永久二年十月堀河院に崩す年五十五、中宮篤く佛法を信じ四海を誦る四十餘年屑ずるに至るまで怠らず每日法華經を供養し讃菩薩院を建つ(大日本史)

**トクシャウ　シャウリン**　德祥正麟　德僧、延海中津に參學する・さ久しうして遂に印可を附せらる初め相模萬壽寺に住し後京都の建仁、天龍二寺に遷住す晚年鎌倉源院に遷老す(延寶傳燈錄)

**トクシュン　ハクエイ**　德俊伯英　禪僧、武藏の人、久しく了堂安禪師に隨つて宗說俱に傳ふ時人稱す一切智人といふ應安年中海に泛びて元に入り編く巨刹に遊んで名師に參見す天童山に登りて了道一和尚の藏函を司ること久しうして辭を告ぐ歸朝して相模の圓覺寺、建長寺に歷住し詔を奉じて洛の南禪寺に昇る晩年大事寺に退居し應永十年八月十二日に寂す遺偈に曰く「生死涅槃全く相干須彌躍跳して虛空顏を展ぶ」と行年を萬松蘆といふ(本朝高僧傳)

**トクシュン　バッタイ**　得勝拔隊　禪僧、相模中村の人、姓は藤原氏、母奇夢を感じて生む四歲父を失ふ忌月に當り僧に齋す勝問ひて曰く父既になし何かこれを享くる僧曰く形無しと疑も神尚ほ存す勝思へらく神存せば今何の處に在りと疑情尚ほ止まず年二十九州の治編を入りて落髮して復伴者に謁す復は住庵すること二十年顏る餌參の士なり與に譚りて槃を啓く此より功を用ふることを益々緊し鎌倉に赴き首山悟公に謁し常陸の復庵和尚を見尚ほ武藏上野に遊びて諸老に參し了有を優賞せらる迫りて復を訪ふ復勸めて雲樹の孤峯國師に見えしむ勝言下に大悟して信仰を授かる因幡に至り道全庵主に依る未だ幾くならずして庵主卒す勝郷里に歸り集澤に寓すまた出でて相・駿・遠・濃の地に巡錫し後所登に至り總持寺の嶺山和尚に謁して優遇せらる留まること九旬抱懷を傾倒す甲斐の國主武田信成臨山に向樣禪寺を開め勝を延いて開祖とす會中の衲子常に千餘に盈つ至德四年二月二十日端坐衆に遺誡して滅す年六十一、諸徒全身を奉じて本山に礫む天文十六年六月五日敕して慧光大圓禪師と謚す語錄あり世に行はる(本朝高僧傳)

**トクセウ　ムゲン**　德紹無弦　禪僧、家は世々朝臣たり風神挺秀にして大覺の證を得てより四方に周遊す一山一寧のために稱せらる出でて相模の淨智寺に住す別刹其の儀表を倚ぶ臨終の偈に曰く「淨智の解會を受けて無生國裏に行く一機啓轉清風萬里」と(本朝高僧傳)

**トクセン　ギョクザン**　德璇玉山　禪僧、信

親議議論すべき可し集して尊卑貴賤を問はず議論に及び決し難き事柄は必ず之を諮問す諸人の意見に依て決定す

**トクタイシ　サネヒサ**　徳大寺実久　後嵯峨天皇の皇子、後深草天皇の弟なり幼にして殿上に出で侍従に任ぜられ左大臣左近衛大将を兼ねて其の職を辞し右大臣に進み正二位に叙せられ文永二年内大臣に進み正安元年十月出家し法名を実道と号す

**トクタイシ　キンツグ**　徳大寺公継　後野宮左大臣実定の第三子、諸兄永二年侍従に任ず十一右大臣に進み正安元年十月出家し法名を実道と号す

**トクタイシ　キンツネ**　徳大寺公風　左大臣三代に歴て摂政太政大臣に進み文永二年十二月出家し法名を実道と号す

**トクタイシ　キンタネ**　徳大寺公孟　左大臣実通の第三子、文永二年侍従に任ず十一月右大臣に進み正安元年十月出家し法名を実道と号す

**トクタイシ　キンツネ**　徳大寺公風　左大臣実孟の第三子、文永二年侍従に任ず十一月右大臣に進み正安元年十月出家し法名を実道と号す

**トクタイシ　キンタカ**　徳大寺公孝　大政大臣実通の第三子、正応四年侍従に任ず十一月内大臣に進み正安元年十二月右大臣に進み嘉元二年三月辞して正和元年七月出家し法名を実孝と号す

**トクタイシ　キンツグ**　徳大寺公清　左大臣実孝の第三子、文永二年侍従に任ず十一月右大臣に進み正安元年十月出家し法名を実清と号す

**トクタイシ　キンツネ**　徳大寺公風　左大臣実清の第三子、文永二年侍従に任ず十一月内大臣に進み正安元年十月出家し法名を実風と号す

**トクタイシ　キンタネ**　徳大寺公孟　左大臣実風の第三子、文永二年侍従に任ず十一月右大臣に進み正安元年十月出家し法名を実孟と号す

**トクタイシ　キンツネ**　徳大寺公清　左大臣実孟の第三子、文永二年侍従に任ず十一月内大臣に進み正安元年十月出家し法名を実清と号す

**トクタイシ　サネヒサ**　徳大寺実久　後嵯峨天皇の皇子、後深草天皇の弟なり幼にして殿上に出で侍従に任ず十一月右大臣に進み正安元年十月出家し法名を実久と号す

**トクタイシ　サネヒサ**　徳大寺実久　後嵯峨天皇の皇子、後深草天皇の弟なり幼にして殿上に出で侍従に任ず十一月右大臣に進み正安元年十月出家し法名を実久と号す

**トクタイシ　サネミチ**　徳大寺実通　左大臣実久の子、本名実規、左大臣実能の後裔、文永二年侍従に任ず十一月内大臣に進み正安元年十月出家し法名を実通と号す

**トクタイシ　サネモト**　徳大寺実基　左大臣実通の第三子、文永二年侍従に任ず十一月内大臣に進み正安元年十月出家し法名を実基と号す

**トクタイシ　キンツネ**　徳大寺公風　左大臣実基の第三子、西園寺公経の第三子、諸兄永二年侍従に任ず十一月内大臣に進み正安元年十月出家し法名を実風と号す

**トクタイシ　サネヒサ**　徳大寺実久　後嵯峨天皇の皇子、後深草天皇の弟なり幼にして殿上に出で侍従に任ず十一月右大臣に進み正安元年十月出家し法名を実久

月年伊直政に
び直政に
の に在り上國の
さ與に命を慶
び鶴野等の
り邑六萬石を
ニる ネ
二ナ ヨり昌重、
（或は諱不に作る）
（或は重修諱家
に弟る子昌崇
に見え二年十二
九年八月死す
（或重修諱家
（或重修諱家
（或重修諱家

に
告げて日ごと我が往生期日に切迫す汝等念仏を修し臨終正
自ら念仏乳上に端坐し遺言に往生すべき念仏相続すべき数ふべしと十月六日家
北面西右脇にして臥し高聲念仏を唱ふ
道圓若手を本院に勝り光を其の上に樹つ弟子本尊共
の法を補ふ（続東国高僧傳）

**トクマン**　徳満　譯州水田郡の沙門、年二十にして
其谷寺に住し一七日を過ぎて病平癒す翌七夜に王に謁り之を新寺に置き
此より修練此に於て修練し元文の知し時に承暦三年なり（続東国高僧傳）
ち眼を開いて怨霊を見るに眼を閉ぢて念仏を唱へ
老比丘に告げて曰く我が力及び十方浄土に往生す
此れ

**トクウヤ　タイラウ**　徳隅茶翁　濃州
の人、父の鎌倉に徳隅茶翁の者、
大髭鉤に縋る甘んじ生涯三昔を過ぎて
山、大に感ずる四其の志を察し嘆じて曰く此れ仏種なり必ずや
髭を剃ず仏を持寺に出世し菩提風生の両洞に医術を施す其の菩提樹繁
に能州の縁持寺に出世し菩提風生の両洞に医術を施す其の菩提樹繁
茂

四十八番の内歌段及び巻末ミて（共桑重人傳）

族、**トサ　ナカヘル**　土佐永春　建家、土佐家の支流、初め光孝の後裔で嵯峨の長男、大夫法眼の長男、天仁二年正月叙爵、仁安二年正月従五位下、治承二年正月従五位上、文治二年正月正五位下、建久二年正月従四位下、同年十二月従三位、同年十二月正二位、同年十二月従一位、建久二年正月内大臣、同年十二月辞職、同年十二月出家、法名蓮覚、建久三年正月薨、年七十六、墓所京都東山、法名蓮覚、

**トサ　ナカヘル**　土佐永春　建家、土佐家の支流、初め光孝の後裔で嵯峨の長男、大夫法眼の長男、天仁二年正月叙爵、仁安二年正月従五位下、治承二年正月従四位下、同年十二月従三位、同年十二月正二位、同年十二月従一位、建久二年正月内大臣、同年十二月辞職、同年十二月出家、法名蓮覚、建久三年正月薨、年七十六、墓所京都東山、法名蓮覚、

族、**トサ　ナカヒロ**　土佐光国

に　土佐の三事ニ勝テ（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ミツナリ**　土佐光成　土佐宗家の畫家、下畫に於て名手ニ勝セられ、畫所預ニなる光起の男、天和年間ニ狩野法眼に任ぜられ、寛永七年三月二十一日歿ス年六十（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ミツノブ**　土佐光信　土佐宗家の畫家、守五ニ（共癸名畫人傳）

**トサ　ミツヒロ**　土佐光弘　土佐宗家の畫家、行廣の次子、家を繼ぎ畫所預ニなる從五位下ニ叙し土佐守ニ任ジ、享和元年正月十六日歿ス年六十六（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ミツヨシ**　土佐光芳　土佐宗家の畫家、光成の三男、初め狩野法眼ニ勝テ畫所預ニなる光起の男、天和年間ニ狩野法眼ニ任ぜられ、畫所預ニなる光信の男、宝永七年三月二十一日歿ス年六十六（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ユキヒロ**　土佐行廣　土佐宗家の畫家、光起の男、光起ニ勝テ（共癸名畫人傳）

**トサ　ユキツノブ**　土佐光信　土佐宗家の畫家、行廣の男、光起ニ勝テ（共癸名畫人傳）

**トサ　ユキヒデ**　土佐行秀　土佐宗家の畫家、行廣の男、後に改め別に一家を成す從四位下ニ叙し土佐守ニ任じ、享保十五年正月十六日歿ス年六十六（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ユキヒロ**　土佐行廣　土佐宗家の畫家、光起の男、光起ニ勝テ（共癸名畫人傳）

**トサ　ユキミツ**　土佐行光　土佐宗家の畫家、吉光の男、一説に經廣の子ニなり出ヅて光顧の後を嗣ぎ、享保年間の人、宝永七年三月二十日歿ス年六十（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ヨシミツ**　土佐吉光　土佐派の畫家、行廣の三男、父の教ヲ承ケて土佐守ニ叙し、法眼ニ進ミ、享保年間の人、宝永七年三月二十日歿ス年六十（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ミツヨシ**　土佐光吉　土佐宗家の畫家、光茂の三男、初め狩野法眼ニ勝テ畫所預ニなり從五位下ニ叙し土佐守ニ任ジ、享保年間の人、宝永七年三月二十日歿ス年六十（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ミツヒデ**　土佐光秀　土佐宗家の畫家、光茂の三男、邦隆の男、從五位下ニ叙し飛騨守ニ任ぜられ、享保年間の人、宝永七年三月二十日歿ス年六十（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ミツノリ**　土佐光則　土佐宗家の畫家、光吉の男、（或ハ云ふ弟子なりト）享保年間の人、宝永七年三月二十日歿ス年六十（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ミツモト**　土佐光元　土佐宗家の畫家、光則の子ニ勝テ（共癸名畫人傳）

**トサ　ミツノブ**　土佐光起　土佐宗家の畫家、光茂の男、享保年間の人、宝永七年三月二十日歿ス年六十（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ミツヒロ**　土佐光成　土佐宗家の畫家、光起の男、天和年間ニ狩野法眼ニ任ぜられ、畫所預ニなる光信の男、享保年間の人、宝永七年三月二十日歿ス年六十（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ミツナリ**　土佐光成　土佐宗家の畫家、光起の男、光起ニ勝テ（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ユキヒロ**　土佐行廣　土佐宗家の畫家、光起の男、光起ニ勝テ（共癸名畫人傳）

**トサ　ユキツノブ**　土佐光信　土佐宗家の畫家、行廣の男、光起ニ勝テ（共癸名畫人傳）

**トサ　ユキヒデ**　土佐行秀　土佐宗家の畫家、行廣の男、後に改め別に一家を成す從四位下ニ叙し土佐守ニ任じ、享保十五年正月十六日歿ス年六十六（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ユキヒロ**　土佐行廣　土佐宗家の畫家、光起の男、光起ニ勝テ（共癸名畫人傳）

**トサ　ユキミツ**　土佐行光　土佐宗家の畫家、吉光の男、一説に經廣の子ニなり出ヅて光顧の後を嗣ぎ、享保年間の人、宝永七年三月二十日歿ス年六十（共癸名畫人傳、日本海畫史）

**トサ　ヨシミツ**　土佐光芳　土佐宗家の畫家、光茂

**トシマ**

家人物語』）

**トシマヤウサク** 歌島陽蔵 寛永五年九月歌島文蔵の二男として生る明治十一年陸軍少尉に任じ翌歩兵少尉に任じ翌年陸軍大学校を卒業し陸軍参謀本部に勤務せらる次で同年二月九日歩兵中尉に進み日露戦争に際し第一軍参謀として出征し翌年三月旅順攻撃の功により勲六等に叙せられ同年十一月歩兵大尉に進み翌年三月参謀本部に復職し同年十二月少佐に進み翌年三月参謀本部に復職し同年十二月少佐に進み翌年三月参謀本部に復職し同年十二月少佐

百兵等助を以て諸方の賊徒を討伐し其功多し十三日其の功を賞して三河国に於て三千貫文を加へ賜ふ翌十四日其の功を賞して三千貫文を加へ賜ふ翌十五日其の功を賞して三河国に於て三千貫文の地を宛行ふ翌十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌六十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌六十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌六十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌六十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌六十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌六十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌六十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌六十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌六十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌六十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌七十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌七十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌七十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌七十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌七十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌七十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌七十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌七十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌七十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌七十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌八十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌八十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌八十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌八十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌八十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌八十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌八十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌八十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌八十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌八十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌九十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌九十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌九十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌九十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌九十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌九十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌九十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌九十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌九十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌九十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百二十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百二十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百二十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百二十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百二十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百二十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百二十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百二十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百二十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百二十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百三十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百三十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百三十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百三十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百三十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百三十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百三十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百三十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百三十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百三十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百四十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百四十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百四十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百四十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百四十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百四十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百四十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百四十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百四十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百四十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百五十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百五十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百五十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百五十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百五十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百五十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百五十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百五十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百五十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百五十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百六十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百六十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百六十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百六十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百六十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百六十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百六十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百六十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百六十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百六十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百七十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百七十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百七十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百七十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百七十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百七十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百七十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百七十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百七十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百七十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百八十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百八十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百八十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百八十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百八十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百八十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百八十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百八十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百八十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百八十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百九十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百九十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百九十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百九十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百九十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百九十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百九十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百九十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百九十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌百九十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百二十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百二十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百二十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百二十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百二十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百二十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百二十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百二十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百二十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百二十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百三十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百三十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百三十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百三十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百三十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百三十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百三十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百三十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百三十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百三十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百四十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百四十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百四十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百四十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百四十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百四十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百四十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百四十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百四十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百四十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百五十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百五十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百五十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百五十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百五十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百五十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百五十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百五十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百五十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百五十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百六十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百六十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百六十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百六十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百六十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百六十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百六十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百六十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百六十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百六十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百七十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百七十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百七十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百七十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百七十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百七十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百七十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百七十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百七十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百七十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百八十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百八十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百八十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百八十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百八十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百八十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百八十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百八十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百八十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百八十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百九十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百九十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百九十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百九十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百九十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百九十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百九十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百九十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百九十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌二百九十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百二十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百二十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百二十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百二十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百二十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百二十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百二十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百二十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百二十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百二十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百三十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百三十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百三十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百三十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百三十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百三十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百三十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百三十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百三十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百三十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百四十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百四十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百四十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百四十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百四十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百四十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百四十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百四十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百四十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百四十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百五十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百五十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百五十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百五十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百五十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百五十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百五十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百五十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百五十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百五十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百六十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百六十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百六十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百六十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百六十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百六十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百六十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百六十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百六十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百六十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百七十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百七十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百七十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百七十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百七十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百七十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百七十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百七十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百七十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百七十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百八十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百八十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百八十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百八十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百八十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百八十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百八十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百八十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百八十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百八十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百九十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百九十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百九十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百九十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百九十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百九十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百九十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百九十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百九十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌三百九十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百二十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百二十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百二十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百二十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百二十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百二十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百二十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百二十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百二十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百二十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百三十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百三十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百三十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百三十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百三十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百三十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百三十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百三十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百三十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百三十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百四十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百四十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百四十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百四十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百四十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百四十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百四十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百四十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百四十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百四十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百五十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百五十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百五十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百五十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百五十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百五十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百五十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百五十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百五十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百五十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百六十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百六十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百六十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百六十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百六十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百六十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百六十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百六十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百六十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百六十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百七十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百七十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百七十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百七十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百七十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百七十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百七十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百七十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百七十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百七十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百八十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百八十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百八十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百八十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百八十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百八十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百八十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百八十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百八十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百八十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百九十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百九十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百九十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百九十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百九十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百九十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百九十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百九十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百九十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌四百九十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百二十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百二十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百二十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百二十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百二十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百二十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百二十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百二十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百二十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百二十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百三十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百三十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百三十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百三十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百三十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百三十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百三十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百三十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百三十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百三十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百四十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百四十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百四十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百四十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百四十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百四十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百四十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百四十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百四十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百四十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百五十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百五十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百五十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百五十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百五十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百五十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百五十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百五十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百五十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百五十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百六十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百六十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百六十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百六十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百六十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百六十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百六十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百六十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百六十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百六十九日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百七十日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百七十一日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百七十二日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百七十三日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百七十四日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百七十五日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百七十六日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百七十七日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百七十八日其の功を賞して三千貫文の地を宛行ふ翌五百七十

**トタ　ナホタケ**　戸田藤武　鞆定祭行、徒原重政の子、明暦二年十一月遺領を継ぎ寛文三年十二月家政屋敷を賜ひ、同年十一月和泉守に進み二年十月遠江守に転じ、延宝元年十二月作事奉行となり翌年正月従五位下に叙し、貞享元年十二月退役、翌年二月歿、享年四十五、法名一心、墓は東京市麻布区霞町の地に在り、子に左近将監重政あり、

**トタ　トウコク**　戸田藤合　地方改良家、備中小田郡の人、明治の初年郷里に帰り、郡内の改良に尽力し、明治十年小田郡の郡長に選ばれ、爾来十年間その職に在り、郡内の道路を開き、堤防を築き、学校を興し、産業を奨励し、郡内の面目一新せしめたり、後ち郡会議員となり、郡内の公益に尽瘁し、明治三十年郡会議員の推薦により貴族院議員に選ばれ、爾来三期その職に在り、

**トタ　ヤスナカ**　戸田康長　信州松本城主、忠政の次男、慶長十一年父の遺領を継ぎ、翌年従五位下に叙し、侍従に進み、元和元年伊予国内に移され、翌年三河国に移され、寛永十年信州に移され、翌年再び伊予国に移され、翌年再び信州に移され、翌年再び伊予国に移され、翌年再び信州に移され、翌年再び伊予国に移され、翌年再び

爲し法印に叙す伊藤玄朴と同僚り並びに名を天下に擅まにす是より先き蘭方醫所在に嘯起すと雖も而かも其の窮探講論する所概ね空言に止まり其の實を得る者少なし靜海に至るに及んで始めて西洋名醫に親炙して最も外科に長じ其の手術實用を體究し後進なし入門の軌路を錢ましむ最も斯學に功ありと爲す靜海人と爲り恬靜寡慾專精業を勉む凡そ世間紛華勢利の逓習一も其の中を擾す無し明治九年一月歿す年七十八、靜海の世に在るや玄朴及び坪井信道と鼎立し交誼また厚し世稱して近世洋方三大家と爲す義子文海業を承く（近世名醫傳）

**トツカ セイサイ** 十束井齋 遠江掛川藩の醫家、名は特達、井齋は其の號、同藩西川金次郎昌通の第二子、年十三にして十束氏を冒す父は隆賢、井齋世業を襲いで醫となり俸七人口を食み費を桂川月池に執る弱冠足戸外に出でざること五年孜々として業を攻む事間ゆ藩侯其の過を悔いて自ら艾むるを嘉みし召して江戸に還す時に月池死す乃ち荷蘭譯官の司天監に居る者に就いて學ぶ其の人事務繁劇にして人に教ふること能はず乃ち星を見て往き其の寢に入るを待ち陳を隔てて以て質疑す其の人夢中より問ひに對ふ是くの如きもの數年學日々に進み業日々に行はれ歴々俸を增して二十五口に至る年五十九にして再び掛川に移居す人と爲り寛簡にして恬靜、慮名を食らず未だ嘗て富貴に阿諛せず人の長ずる所あらば已を捨てて之に從ひ纖芥も利己の意なし初め戸塚蘆德少に仕して井齋の家に寓す後長崎に遊びて業を蘭人に受け業成つて東に歸る井齋謂へらくまた昔日の蘆德に非ずと乃ち心を慮にして詢謀す篤疾の者あれば已れ七を執るを雖も必ず蘆德をして診せしめ或は推して之に讓る桂岐は月池脊汗甚だ至る一日井齋を見るに猶ほ乃胤を見るが如しと謂ひて曰く子朝見を請ふに意あるか吾れ能く子の爲めに推輓せんと井齋辭して肯て從はず人に謂ひて曰く朝見の典吾徒に在りては乃ち龍門に登るなり云々と晩節に奇疾を獲て寸白虫を下すこと前後數十度短なるもの六尺長きもの丈餘積算して五百餘丈に至る竟に此れを以て起たず年六十一、天保十四年を以て掛川に歿す（墓表）

**トツカ ヒコスケ** 戸塚彦介 柔術家、舊上總菊間藩水野出羽守の士、世々柔術の師範たり彦介に至りて名聲最も顯れ東京芝區愛宕町に道場を設けしに諸藩の士來りて道を受くる者多く高弟には鬼叉（柏崎又四郎）相澤重次郎（往年極濱にて露國水兵八九人を投げ辟易せしめし人）等諸人を出せり彦介幕府に徴されて講武所に出で師範役たり後藩に歸りて用人を勤め紀尾井町濟寥館に居て其の術を試みたるが尚ほ曩錄昔年に劣らざりしと然て菊間に轉任し明治十七年出京の上紀尾井町濟寥館に居て二豎の冒す所となり四月十五日年七十四歳にして卒す、子彦九郎家を嗣ぐ

**トツカ ブンカイ** 戸塚文海 軍醫、名は正奏、年十六にして大阪緒方研堂の門に學び後江戸に出で坪井信道に從ひ泰西の醫學を修む萬延元年年二十六幕府の時に蘭醫ボンベイ長崎に來り侍醫戸塚靜海の養子と爲る時に蘭醫ボードインに從ひ益々研鑽を積む慶應三年將軍德川慶喜、文海を召喚して侍醫と爲る慶喜上野に屏居するに及び文海之に侍す朝廷屢々徴せど代り傳習所を督しまた蘭醫總監に進む西南の役に從軍して功あり勳二等に叙せらる文海安芳の慫慂に依り遂に其の徴を辭して功名を捨てて閑を娯しむ三十四年木兼寛と謀り東京慈惠醫院を創立し貧民の施療に從事す晩年客を謝し茶を恥じ香を聞き以て閑居す年七十七、從三位に叙せらる（岡山縣人物傳）

**トツトリ タイブ** 鳥取大武 江戸の儒者、名は謙、字は鳴卿、幸右衛門と稱す文化九年八月六日歿す谷中南泉寺に葬る（江戸名家墓所一覽）

**ドドイツバウ センカ** 都々逸坊扇歌（初世） 都々逸節の元祖、本名都川扇歌と云ふ水戸の人なり、もと醫を業とす酒色の爲に產を傾け江戸に出でて坪稿の門に入り柳派落語家となる糸竹に長じ美音にして才氣あり天保九年八月より牛込藁店の席亭に出でてトッチリトンの曲を創始し流行のよしこの節を一變して初めて都々逸節を唱ふ流行都下に掛けしめ即座に大津繪節、トッチリトン、都々逸に作りて吟誦し客人をして其の才に絶倒せしむ扇歌また扇橋に就いて川柳を善くせり嘉永六年十月十六日（一說五年十月廿五日）五十七歳にして歿す、門人醵金して棺を買ひ葬送を了る二世は初め扇三郎また鶴太郎と云ふ慶應三年六月歿す

**ドドイツバウ センカ** 都々逸坊扇歌（五世） 落語家、紀伊和歌山の材木商の子なり、年十四五東京に出で藝菱屋に傭仕せり性甚だ落語俗謡を好む為に初世談州樓燕枝の弟子と爲り樂枝と稱し寄席に出演せり既にして燕枝、樂枝なして名を柳家むじなと改めしむ爾來技藝益々圓熟し其の奇稱を相待つて漸く好評を博するに至れり後柳家つばめと改名し始めて仙臺節を歌ふ歌扇都下之に傚ふ者多し嘗て眞打に進み落語歌謡共に益々進境し老練を以て稱せらる明治二十四年推されて五世都々逸坊扇歌の名を襲ぐ四十五年五月二十九日歿す年五十五

**トドキ コレユキ** 十時惟恭 筑後柳河藩士、通稱兵馬、文政十二年生る嘉永安政以後藩主の優命を受けて專ら公務に幹旋し兵制の改革、產業の振興、民治の經營其の他に任す明治初年藩の權大參事に擧げられ諸有志の間に往來して功勞多し明治十七年歿す年五十七、大正十三年二月從五位を贈らる（贈位事歴書）

**トトキ バイガイ** 十時梅崖 儒者、名は馘、字は子羽、初め名は棠、小字は牛藏、梅崖は其の號また顧亭、清夢軒の號あり浪花の人、宋學を好み經義みな以て稱せらるまた書畫を善くす其の餘技藝頗る多し一歳江戸に下る一文士の誘引に從ひ冶山侯所謂手妻輕業の技に到る酒中戲曲をなし且つ歌ひ且つ舞ふ所謂手妻輕業の技に至るまで皆な之を能くす座中の客其の妙に驚かざるなふ梅崖笑ひて之を置きて未だ收めず時に客中或は醯醋に乘じて書畫を弄して合作をなす梅崖また之に預る畫を寫し書を題す其の妙また席中の巨魁たり侯益々驚歎す是より梅崖侯家に往來し遂に聘せられて其の家の儒臣となる後辭して浪花に住し文化元年年正月二十五日歿す年七十三正念寺過去帳に二十三日歿す年五十六とあり（今古雅俗石亭雜談、鑒定便覽、扶桑畫人傳、續諸家人物志、畫乘略）

**トトキ バイコク** 十時梅谷 儒者、名は順、字は伯純、梅谷は其の號、梅崖の男なり、





長島侯に仕ふ父の風を襲ぎて書畫を善くす（鑒定便覽、續諸家人物志）

**ドド ギョクラウ** 百々玉翁 京都の蒔繪師、名は正生、俗稱新藏、玉泉の孫、仙洞御所及び前田家、鍋島學の門に出入せしといふ天保十一年十二月二十九日歿す（京都美術協會雜誌）

**ドド ギョクセン** 百々玉泉 京都の蒔繪師、俗稱善次郎、蒔繪の餘暇茶事を嗜み北村蓼軒を師とせり安永四年三月歿す（京都美術協會雜誌）

**ドド クワウネン** 百々廣年 畫家、字は水夫、京都の人、紀東暉に學び山水雜畫を能くす（古畫備考）

**ドド シュンダウ** 百々俊道 醫家、字は仁傑、富春と號すまた誠名園と號す越智氏なり後三佛寺と號す御醫たり法眼に叙せらる（鑒定便覽）

**トトリ エキサイ** 富取益齋 篆刻家、越後の人、本姓富取、修して富と名る名は淵、字は公範、益齋（一に益堂に作る）は其の號、篆刻を善くし京都四條高倉西に住す印章備正、印章概說の著あるも未だ世に公にせず傳寫して罕に藏する者あり（日本印人傳）

**トドリキ マゴイチラウ** 等々力孫一郎 治水家、福島縣の人、近郷のために疎水工事を設計し辛酸を嘗むること二十有八年生命財產を賭して遂に偉績を彰はす其の墓澤に浴する者多し大正七年十一月從五位を贈らる（贈位事歴書）

**トトリベノ ヨロヅ** 捕鳥部萬 守屋の賓人、馬子の守屋攻むるに當り兵一百に將として難波の宅を守る守屋死すと聞き夜に乘じて潛かに透れ茅渟有眞香邑に抵りて其の妻と訣れ遂に山中に匿る朝廷議すらく萬は速心を懷く當さに族誅すべしと會々萬身に敵衣を被り弓劍を執りて來る有司衛士數百を遣はして之を圍ましむ萬叢墓に隱れ縄を以て竹に繫ぎ之を搖し以て人を欺して己の在る所を謂まらしむ衛士疑ひ惑ふ萬射て數人を倒す衛士恐れて敢て近づかず萬遁走す衛士追ひて射る皆な中つる萬其の矢を抜き弓を張り箭を發し乃ち地に倒れて號呼して曰く萬將さに天皇の盾と爲り其の勇を效さんとす何ぞ其の故を問はずして答迫此に至るや吁汝等來り前め顧くは我罪を聞かんと迫氏戮絶して之を射る萬遠射三十人を殺し既にして弓劍を河に投じ自ら刀を以て其の首を刺し朝廷符を天下に下して八段と爲し八國に分陳せしむ斬るに臨みて雷鳴大雨す萬に蓄狗あり屍を繞りて吠ゆ遂に其の頭を喇みて古塚に收瘞し其の側に臥し食せずして死すと云ふ（大日本史）

**トネリ イラツメ** 舍人娘子 女流歌人、大寶中和歌を善くするを以て其の名を知らる詠歌は載せて萬葉集に在り（萬葉集作者履歴）

**トネリシンワウ** 舍人親王 天武帝の第三子、母は新田部皇女、性聰敏にして學を好み博く諸子に涉る持統天皇の九年淨廣貳を授けられ文武天皇の御宇親王となり二品に叙せらる養老二年一品に至る三年內舍人二員人を賜ひ食邑は百戶を益す前に通じて二千戶とす是より先き太安麻呂、紀清人等と詔を奉じて國史を修む四年五月始めて成る紀三十卷系圖一卷、即ち朝に上る八月知太政官事となり翌武天皇即位に及んでまた封五百戶を益す天平七年十一月薨ずる詔して太政大臣を贈る淳仁天皇の時崇道盡敬皇帝を贈らる（大日本史、日本儒林傳）

**トネリヌカムシ** 舍人糠蟲 壬申亂の功臣、大山上に位す天武帝の十年小錦下に進み卒す卒す壬申の功を以て大錦上を贈らる（大日本史）

**トノヲカ ホクカイ** 殿岡北海 越中の儒者、名は從愛、華堂と稱す字は復一、別に神通と號す島に通じ書を能くし殊に草書に妙なり自ら玻璃藏と稱す別號を玻璃藏と稱す

**トノ ヒャウエ** 戸野兵衛 南朝の勤王家、大和十津川の人、竹原八郎の舅なり元弘の際大塔宮護良親王を奉じ臥薪嘗膽よく叔父と力を合せて終始勤王のために粉骨碎身す大正六年十一月正五位を贈らる（贈位事歴書）

**トノムラ シゲズミ** 殿村茂濟 歌人、通稱は伊三右衛門、字は原明、大阪內平野町に住み富豪を以て聞ゆ屋號を米平といへり村田春門を聘し和歌を學び歌壇を奬勵す

**トノムラ シゲタテ** 殿村茂竪 歌人、平右衛門と稱す後に住ふ父の風を襲ぎて書畫を善くす（鑒定便覽、續諸家人物志）

**ドド ギョクラウ** 百々玉翁 京都の蒔繪師、名は正生、俗稱新藏、玉泉の孫、仙洞御所及び前田家、鍋島學の門に出入せしといふ天保十一年十二月二十九日歿す（京都美術協會雜誌）

**ドド ギョクセン** 百々玉泉 京都の蒔繪師、俗稱善次郎、蒔繪の餘暇茶事を嗜み北村蓼軒を師とせり安永四年三月歿す（京都美術協會雜誌）

**ドド クワウネン** 百々廣年 畫家、字は水夫、京都の人、紀東暉に學び山水雜畫を能くす（古畫備考）

**ドド シュンダウ** 百々俊道 醫家、字は仁傑、富春と號すまた誠名園と號す越智氏なり後三佛寺と號す御醫たり法眼に叙せらる（鑒定便覽）

**トトリ エキサイ** 富取益齋 篆刻家、越後の人、本姓富取、修して富と名る名は淵、字は公範、益齋（一に益堂に作る）は其の號、篆刻を善くし京都四條高倉西に住す印章備正、印章概說の著あるも未だ世に公にせず傳寫して罕に藏する者あり（日本印人傳）

**トドリキ マゴイチラウ** 等々力孫一郎 治水家、福島縣の人、近郷のために疎水工事を設計し辛酸を嘗むること二十有八年生命財產を賭して遂に偉績を彰はす其の墓澤に浴する者多し大正七年十一月從五位を贈らる（贈位事歴書）

**トトリベノ ヨロヅ** 捕鳥部萬 守屋の賓人、馬子の守屋攻むるに當り兵一百に將として難波の宅を守る守屋死すと聞き夜に乘じて潛かに透れ茅渟有眞香邑に抵りて其の妻と訣れ遂に山中に匿る朝廷議すらく萬は速心を懷く當さに族誅すべしと會々萬身に敵衣を被り弓劍を執りて來る有司衛士數百を遣はして之を圍ましむ萬叢墓に隱れ縄を以て竹に繫ぎ之を搖し以て人を欺して己の在る所を謂まらしむ衛士疑ひ惑ふ萬射て數人を倒す衛士恐れて敢て近づかず萬遁走す衛士追ひて射る皆な中つる萬其の矢を抜き弓を張り箭を發し乃ち地に倒れて號呼して曰く萬將さに天皇の盾と爲り其の勇を效さんとす何ぞ其の故を問はずして答迫此に至るや吁汝等來り前め顧く







門と稱す茂濟の子、春門に學び和歌を善くす明治四十二年に歿す年六十餘

**トノムラ ツネヒサ** 殿村常久 國學者、伊勢松坂の人、通稱を萬藏と云ふ本姓大神氏、本居宣長の門に入りて國學を修め後一家をなす宇津保物語年立、千草の根さし、夜舟物語、かたばみ草、但馬日記等の著あり（慶長以來諸家著述目錄、鈴の屋門人帳）

**トノムラ ヤスモリ** 殿村安守 歌人、伊勢松坂の人、通稱助吉、後佐吾平と稱す本姓は大神氏、本居宣長の門に入りて國學を修め和歌を能くせり（河藻集人名錄、鑒定便覽、鈴の屋門人帳）

**ドバ シテイ リウマ** 土橋亭龍馬 落語家、また講談師、俗稱鯛太郎また云ふ淺井善五郎、講談は元祖正流寶南窓に落話は元祖龍生の門人となり初めりん馬と云ふ後二世龍生と改め後また龍馬と改む日本橋植木店に住す和歌を井上文雄に學び狂歌を檜園梅明に學びて調子房香々と云ふ嘉永四年六月十日歿す年五十三、また曰く四十八（名人忌辰錄、見ぬ世の友）

**トバリウジャウ** 鳥羽僧正 畫僧、名は覺獻、源隆國の子、少にして東北院僧正覺圓に從ひて弟子となり遂に天台の座主法眼及び三井の長吏大僧正となる曾て鳥羽に居る故に鳥羽僧正と號す性圖畫を好み專ら俊畫を善くし自ら一家を作す人物鳥獸虫魚に至りては唯々戯事を畫きて眞に意を寫し更に形似を求めず其の筆作一々人を驚かすまた馬を畫くに巧みなり曾て屏風十二枚天開十二匹の馬を見て之を圖す後世に傳りて德川幕府に在りしが慶應年中朝廷に獻上せりと云ふ方今世俗に戯畫を呼びて鳥羽繪と云ふ僧正の畫風より出でたるなり保延六年九月十五日寂す壽八十八、現今遺跡著名のものは獸戯草畫、カチエ、草畫（殘缺）とす（扶桑畫人傳）

**トバ タイロク** 鳥羽台麓 畫家、名は希聽、字は叡父、台麓は其の號、また石隱と號す先哲の遺蹟を學びて畫を善くす（扶桑畫人傳、鑒定便覽）

**トバテンワウ** 鳥羽天皇 第七十四代の天皇、御名は宗仁、堀河天皇の長子、母は贈太政大臣實季の女贈皇太后藤原茂子、康和五年正月降誕、八月父天皇の太子となり嘉祥二年七月十九日踐祚、十二月朔日位に即く在位十六年改元すること五、保安四年位を崇德天皇に讓

**トヘラ　ウキツ**　戸原刑法　動詞

獨吟の島庄五郎命の切腹の作にして有名なり（日本演劇史）

**トヘラ　法**　戸原刑法　動詞

家康は公賞、刑部卿に封ぜんとせしに、家康は、「我は王家、藤原氏なり、源氏の姓を賜はるべき筋なし」と辭して、遂に源氏の姓を賜はる、家康の子、秀忠、秀頼、秀康、秀忠の子、家光、家綱、綱吉、綱重、綱豊、綱吉の子、家宣、家継、吉宗、家重、家治、家斉、家慶、家定、家茂、慶喜、慶喜の子、家達、家達の子、家正、家正の子、家扶、家扶の子、家正、家正の子、家扶、家扶の子、家正、家正の子、家扶、家扶

主家の殿
まさ之に在
国に謫なり軍事を監す十一月國事周藩の要務を帯びて上京し翌年
風雲急なる時に藩主の命を受け大阪に至
孝風を慕ひて清和院門を警衛す明治元年伏見の變に遭ひて入京す
へ二年八月十三日殁す年四後亜務局令出元年伏見の變に遭ひて入京す
を贈らる(岡山藩人名録巻)

**ドヒラ　ノブヒラ**　士肥延平　歌人、備前岡山藩
番頭たり、經平の子、其の庶子たるの故を以て出でて家を繼ぎ
大膳の典故に通じ最も新家の古式に通じまた和歌を能くす且つ
音律を好みて樂器を繼ぎ詩書を涉獵して兼ねて武技に通じまた和歌を能くす且つ
其の國に名あり學一家を成す天保年間藩主の命を受け
き弟明親を以て嗣大膳の後を繼がしも父經平博覧にして
明八年父の知し而も家を繼ぎ二年藩頭となり人物を鑒識し賢
致仕す其の間國政に參與す文政六年藩を罷む著頭名の知し同八年
二十九日岩倉側に出入して同藩を故の知し同八年
二十九日岩倉側に出入して同藩を故の知し同八年
致仕す其の間國政に參與す文政六年藩を罷む著頭名の知し同八年
二十九日岩倉側に出入して同藩を故の知し同八年
二十九日岩倉側に出入して同藩を故の知し同八年
二十九日岩倉側に出入して同藩を故

きり遂に敵を倒へて其の近傍の地を掩ふ事へ潰走し勝鬨に紅て強く殺戮人の声に聞はれ正安に十九年十月五日千手業師藤亀寿君に相応て勝利を得て

**トマツリ　カツタ**　時に年三十八（維新亡命海軍退士人名）

**トマツリ　カツタ**　戸祭勝全　北越藩家に仕ふ戦争前に藩主上野家家主馬の名を聞て氏、世々北越藩家に仕へ大阪の役に戦功あり後放有りて北越藩家没落の地を去り人々なり百石を賜ひ仕へて

鱸し朝倉の世臣なりしが後に前田家に仕ふ天正十二年佐
佐成政越中を攻むるとき他の高名あり後に前田家に仕ふ天正十二年佐
ふて一百三千石を領す其の四子富田一政の遺を云浪人となりては江一無殊に寵名あり（本朝武鑑小傳）

**トミタ コラウ**　富田五郎左衛門の長子、宮田五郎左衛門

**トミタ サエモン**　富田重政の嫡男、九郎左衛門に漢学に

**トミタ ヨシヤス**　富田重康　富田流の創客、

中風越後に稱す寛永二十年八月没す年四十二、宗重家

**トミタ スケノシン**　富田助之進　雲家、江

戸の人、通称儀右に挙げて能々（鑒定便覧）

**トミタ セツサイ**　富田節斎　國語學者、名は

可鏡主人、稲太と通称す字は和卿、節斎また白峰園、南東奥

に住す年十六歳に諸す家世々蒲生氏に仕へて飛騨高山

流學を修め二十歳始めて家を分ち三十二歳地役人にして

郡下原口の國所動著を命ぜらる始めて四十歳に入れ

國明し化嘉家の頃小訪高藤の委嘱に より二千歳太郎の役授なる弘

十月信長烏の一向徒を攻む其秀吉鬱質頃ゆを長後に構ふ長秀及び秀吉滅ぶ力を樹つ意
を射て之れを斃す時に長秀年二十四（駒史）

**トミタ　ノブヒロ**　富田信廣　伊勢安濃津城

主は初め長氏、字は平右衛門、秀吉に長頃に仕へ才智英傑
に、通ぐ秀吉天の器度を愛し美濃くを之を遇す天正十三年春秀吉
の霊柩を奉じて大坂に赴き東海道を進み清洲に至り信長の遺子信雄
を説き秀吉と和して信雄の家老となり信雄の命を受け伊賀に出で
て滝川一益を攻め城を陥れ伊賀の大半を平らげ伊賀の守護となる
翌年秀吉と信雄の間に不和を生じ信雄の命を受け秀吉の為に伊賀
を奪はれ信雄の命を受け秀吉の為に伊賀を奪はれ信雄の命を受け
て秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉の為に伊賀を
奪はれ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受
け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて
伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命
を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗
れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄
の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦
ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ
信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉
と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を
失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け
秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊
賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を
受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れ
て伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の
命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ
敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信
雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と
戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失
ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀
吉と戦ひ敗れて伊賀を失ひ信雄の命を受け秀吉と戦ひ敗れて伊賀
を失ひ

七れかから共の度を断りて参吉安群時人に伺せらる徒輩人で ら十七十歳）

**トミムラ　カ、ユエモ、**　富田勝右衛門、有田善兵衛、水野出の橋柱者、ょこと慶長島津氏公の臣なりしが有大膳奴婢の時に止の今に遺びて同志と共に遺れ厚情に来りて有田善田に居り有田に来りて商人を始め門の手代となりしも関ヶ原に従ひて慶長島津氏の臣なりし時に長崎奉行の命を受け狂歌を学び江戸に出で京都に住し俳諧を学び門人多き中に有田善兵衛なりしが共の人を連れて来り有田善兵衛に伺ひ門人となりて共に江戸に出で本所に住し俳諧を教へ

**ドンクウ　ニチア**　最光　日能　禅僧、護国寺に遊び

り切の宗旨を法華に問うて禅に深旨を得後諸方に遊び

**ドンゲ**　最華　高宗の僧、名は慧寂、字は大絲、姓は

一東門姓嵯峨中間成寺に住す弘通の法を王侯に説き大絲の名あり寶暦十二年寂す江戸

一寺憲）

**ドンゲ**　最華　僧、豊後の人、

**ドンセウ**　最照　律僧、京都敬光寺の開山、一の

名は**ドンセウ**　最照　律僧、京都敬光寺の開山、一の

名は浄義、字は法忍、十五の時出家して満分戒を受け天

台の止観を智の掌に入て三密の秘数を学ぶ補分戒を受け天

ざるを歎き智の掌に入て三密の秘数を学ぶ補分戒を受け天

調ずるを歎き智の掌に入て三密の秘数を学ぶ補分戒を受け天

**ドンソ**　最祖　律僧、京都敬光寺の開山、一の

禅で律院を造る禅して西林寺に法ふ律を修じ法を弘む智所に

禅で律院を造る禅して西林寺に法ふ律を修じ法を弘む智所に

遊問鐘び細ふ至りて寺を多く佛雲起る天國の初め寺び中興禅師

れ多く聖遺を遺る禅して西林寺に法ふ律を修じ法を弘む智所に

**ドンチ**　最知　僧、京都の人、

**ドンチヨウ**　最徴　高麗の陽化僧、

年三月高麗国乞を貢す沙門法定乞に表食を給す嘉徴外

夢に渉り五濯に帰くまた夜感ありて知めて嘆覆底嘉を遊

彩嘉に工みなり（元亨釈書）

**ドンチイ**　最知　江州の人、八歳にして剃髪出に上り出家して台教を

寺に遷る後越の宗生寺に住す明嘉一年醍泉寺に遊学し初め美濃に遊び庵を結ぶ数年間

河上聯燈録）

**ドンド**　最信　律僧、京都敬光寺の開山、一の

**ドンド**　最信　律僧、京都敬光寺の開山、一の

**ドンド**　最信　律僧、京都敬光寺の開山、一の

書書を率し因つて前將軍慶喜に謁し意見を陳ぜんこと日あり令を奉じ奥州邸を発し帰り指令を受け帰り安良日の間を

**トモヘヤシ ロクラウ** 伴林六郎 嘉永の末、まこと国学を、名は宗平、別に高倉と號す、嘗て六郎は来る源藤幸、嫡弟の人、幼にして本願寺派の僧

の名を、名を、名を、

の心宮し孝天皇の第子となり天保十四年轉じて家田普請院に移り尊徳の公人に皇室の式衆を変じ嘉永六年以来外相議を稱して後南部一乗院に入り尊徳の公人となり安政元年五月十六日の事に帰し相模国足柄郡の人なり文政年間の頃小田原藩に移り尊徳の公人となり

家、**トヨサハ**　義夫三紘
び文三紘の高弟岩夜恕
の名を**タ**ハ　憲澤國八
の高弟川路岩夜恕
の名を**チ**ハ　憲澤國八
義夫三紘

**トヨサハ　ヒロスケ**　憲澤廣助　義夫三紘
三家、**トヨサハ**　浄瑠璃太夫優美良太夫の子也
日新瑠璃太夫優美良太夫門して入り幼名を助三郎と
阪三郎と称し後三郎と改め明治二十九年上京し念誦寺に出
家、**トヨサハ**　浄瑠璃太夫優美良太夫門して入り幼名を助三郎と称し
二代目を襲ぎ大夫の紋を動む時代物を得意とせり四十四年一月

**トヨタ**　憲助　尾張の陶工、
正法寺に静象中三十七年二月十八日七十四歳を以て死す博多町の自宅に葬る
**トヨスケ**　憲助　尾張の陶工、
瀬戸焼の祖加藤四郎左衛門の弟、姓は大宮、同
人、**トヨタ**　憲助　尾張の陶工、
寛永の頃の作には銘印にて多く刻銘せり（日本陶工史）

**カウケン**　憲田孝元　篤行家、尾張の
人、**トヨタ**　憲助　尾張の陶工、
一旦覆滅すれば記憶して忘れず最も歴史に通じて和
漢の人物に詳しく人名録を作る豊助は貧に其の子なり豊樂を誠し茶
を嗜み閑にして茶に親しみ茶なし（近世叢書）

**イタイフ**　憲竹伊太夫　浄瑠璃太
夫、**トヨタケ**　浄瑠璃太夫優美良太夫門下なり浄瑠璃節前進藤原良夢
阪南結婚前大竹越夫門（廣原重夢）

**ヨシヨワ**　憲竹越

秀吉乃ち福島正則・蜂屋頼直等を遣はして正則に命じ方今本国が征に他心降下賞人で渡を攻め非を惟い怒る黒山三位を生じて非則等を捕るなり秀吉の命を受て備前備後に抵り秀吉の使者を捕へて正則等兵を捕るなり秀吉大に喜び正則に賞して曰く汝の忠誠を感じ汝の功を賞して兵を捕へて前に進む正則等の使者を捕へて

攻め小谷を抜き浅井長政父子を滅ぼし朝倉義景を亡ぼす信長は北陸氏に備り羽柴秀吉は毛利氏に備り羽柴秀吉は中国に出で我空海の地に起りて天下の諸侯に号令し信長は安土に居て四国に起りて天下の諸侯に号令し信長は安土に居て四国に起りて天下の諸侯に号令し信長は安土に居て四国

所ありて且つ我が漢を見はすなり立しく
に大切なる成すべき方もちの及び義敵に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に
に小峰に入り兵を合して鹿兒島に

何れの時か定まらん迫公自らを往かずんば
今り兵船を以て一面に備へ防ぎ戦ふ間に
今り国内の兵を集め諸侯を守らしめ以て復た顧慮する所なし
今り諸藩を調ふ少て日く利家汝五高に諸に付れ日く氏郷汝もも
赤り五高に諸たれ吾れ親から千五高に諸ず諸ず諸ず

田沼氏の滅亡（一）の名は諸説）陸奥となる陸奥守藤原秀衡に一人子
治兵之を斬り殺す（其は其の費を受ず故に）陸奥守秀衡の子泰衡を
に乗と稱して田づ守人和解して乃ち治兵を遣わ
海の三島に帰す自治兵は乃ち守屋を攻め（一）陸奥
道設く西は樣港を設し川鎌、博多岡、栗島、福島、鎌倉海、
の名は諸説）陸奥となる陸奥守藤原秀衡の子泰衡
氏と稱して田づ守人和解して乃ち治兵を遣わ
海の三島に帰す自治兵は乃ち守屋を攻め（一）陸奥
道設く西は樣港を設し川鎌、博多岡、栗島、福島、鎌倉海、
氏を召す治兵之を斬り殺す（其は其の費を受ず故に）陸奥となる陸奥守藤原秀衡の子泰衡
に乗

邊家流が酒と稱する澄士來り秀顕の引を笑に納めて上國の貴族に來る北陸道に來る大國の酒盃清水に注ぎ乃ち去る大野治民、平來長矢張頭に起き入る秀顕の心を他めん乃ち喪に服せる人方より前より衰人尾張を攻めて之を攻めて之と一に補の敵人と共に俱に戦ふ所の敵は東蝦夷の國に逃げ出て其骨我部、木の葉の豊共貞田、長谷川、加藤は

た音律に倚し能く之を語る謂らく是れ上帝下の命の命既なり後光仁帝の御所に詣たり天平四年癸酉春、寓家樂の聞あり天平勝寶の時、東大寺の二大仏開眼の日、菩提僧正、林邑僧仏哲、唐僧道璿、渡来して共

**トリキ　キヨタネ**　鳥居清胤（初世）　浮世絵師、初世清信の門人にして江戸芳山に住す。

**トリキ　キヨツネ**　鳥居清經　浮世絵師、鳥居清倫の門人にして江戸芳山に住す。

**トリキ　キヨツネ**　鳥居清倫　浮世絵師、鳥居清信の門人にして江戸芳山に住す。

**トリキ　キヨナガ**　鳥居清長（鳥居派四世）　浮世絵師、明和安永の頃鈴木春信出でゝ錦絵の流行するや、清長は春信の門に入りて、その画風を学び、天明寛政の頃、一新機軸を出だせり。清長の画、色彩鮮明にして、構図の新奇なる、人物の美なる、一時に比類なく、当時の人、争ひて之を模倣せり。その作品、多く版画にして、美人画、風景、芝居、相撲、花鳥、風俗、武士、町人、百般の題材を網羅

初世）　浮世絵師、鳥居派の始祖清元の第三子にして鳥技を父に學び後浄瑠璃に轉じ享保四年赤一冢を出版し享保十四年没す

**トリキ　キヨノブ**　鳥居清信（二世）　浮世絵師、寶永三年生る鳥居派初世清信の三男（或は二男）にして元禄十五年生る（？）鳥居派初世清信の没後その家を繼ぎ享保十年二月一日没す其の作品は初世清信の作品と多く紛れ易く殊に初世清信の晩年の作品と其の作品は殆んど区別し難き程なり其の作品は享保十年以前は二世清信の作品と見るを適当とす享保十年以後は二世清信の作品と見るを適当とす

**トリキ　キヨマサ**　鳥居清政　浮世絵師、寶永三年生る鳥居派初世清信の三男（或は二男）にして元禄十五年生る（？）鳥居派初世清信の没後その家を繼ぎ享保十年二月一日没す其の作品は初世清信の作品と紛れ易く殊に初世清信の晩年の作品と其の作品は殆んど区別し難き程なり其の作品は享保十年以前は二世清信の作品と見るを適当とす享保十年以後は二世清信の作品と見るを適当とす

**トリキ　キヨマス**　鳥居清倍（初世）、鳥居派二世清信の次男にして享保十年生る鳥居派初世清信の作品と紛れ易く殊に初世清信の晩年の作品と其の作品は殆んど区別し難き程なり其の作品は享保十年以前は二世清信の作品と見るを適当とす享保十年以後は二世清信の作品と見るを適当とす

**トリキ　キヨミツ**　鳥居清満（初世）、鳥居派三世清倍の次男にして享保二十年生る三世清倍の二男にして享保十年生る三世清倍の次男にして享保十年生る三世清倍の次男にして享保十年生る三世清倍の次

**トリキ　キヨミツ**　鳥居清満（三世、鳥居派五代、清峰初世）浮世絵師、初め清満の弟子となり二世清満の養子となり、後に師家を継ぎ、文化年間に活躍、文政年間に歿、法名は「清峰」、俗称は庄七郎、清満の父、通称は庄七郎、清満の弟

臣、元忠の弟三子、小字を久五郎と稱す幼より徳川家康の
寵に仕ふ慶長五年の家康会津に赴くや元忠と共に山道より西上す關原の役
作る（島居家譜に忠守に作る）元忠、忠廣（訥史）

**トリキ　ナリツグ**　鳥居成次　徳川家康の
臣、元忠の弟三子、小字を久五郎と稱す幼より徳川家康
の寵に仕ふ慶長五年の家康会津に赴くや元忠と共に山道より西上す關原の役
作の功なり元忠、忠廣（訥史）

**トリキ　モトタダ**　鳥居元忠　徳川家康の
臣忠吉の第二子、小字は鶴之助、後忠右衛門と稱す往時
の忠吉の第三子、小字は鶴之助、後忠右衛門と稱す往時
爺右衛門と稱す元忠乃ち諸將を率ゐて以て家康を迎へ後軍に從ひ
敵を破る一千八百餘人を領し府内に住へ後軍に從ひ
都すと元忠乃ち諸將を勒し部署を定め市廛を撫き以て廟ふ兵
衆を集めたるに各々其部署すると雖も以て廟ふ兵
卒に從ひ其部署に赴き以て廟ふ兵
卒に從ひ其部署に赴き以て廟ふ兵
卒に從ひ其部署に赴き

しが其のうち大阪に屯集して當時すでに上官になり居たりし彼の濱田正司に見出され其の委として家に引取らるに至れり然るに三宅島より先の情夫大阪の吉歸り來りしかばお松は吉を正司の家へ馬丁として住み込ませ彼等の關係は舊に復せり斯くてお松と吉とは正司の家を引つかき廻さんとて正司の本妻に泥棒の惡名を負はせ攻め殺さしめんとせしが下男佐助の知る所となり本妻は窃かに里へ逃げ歸りしが佐助は遂に正司の爲めに物置に擽置され舌を噛み切りて自殺せり其の後正司は種々の嫌疑にて拘引されしが深く先非を悔い煩悶の餘り之れまた舌を噛み切りて自殺したりお松と吉とは金目の物を手當り次第持ち出して逃亡せしが途中摩耶ケ嶽の麓にて谷へ落ち込み吉は生死不明となりしがお松は或る旅僧に助けられ其の僧の住寺たる甲州の某寺へ伴はれ行けり而してまた寺の金を盜まんとして逐放され東京の親許へ歸りしが遂に怪しげなる病氣に罹り犬の吠えるが如くにして狂死せり（鳥追お松海上新話）

**トリガタ　ウイチ**　鳥潟右一　電氣學者、無線電信電話界の世界的發明者、秋田縣の人鳥潟平治の男、明治十六年四月生る幼にして穎悟夙に大成の器を具ふ九歳の時伯父に從ひて大分縣大分町に至り同地の小學校及び尋常中學校を終へ第一高等學校を經て東京帝國大學に入り電氣工學科を專攻す明治三十九年卒業直ちに逓信技師となり電氣試驗所に勤務して無線電信電話の研究に沒頭し終に之を完成して世界的學界に貢獻する處多し大正三年工學博士の學位を授けられ電氣試驗所長に轉ぜしが大正十二年六月五日卒す年四十一、特旨を以て從四位勳二等に叙せらるまた其の無線電信電話用礦石檢波器の發明は逓信界に便益を與へたる事多大なり

**トリカヒ　ソウケイ**　鳥飼宗慶　書家、隣松齋と稱す攝津鳥飼の人、書法御家流より出でて遂に一家をなす世に之を鳥飼流と稱す（鑑定便覽）

**トリカヒ　ソウセウ**　鳥飼宗嘯　書家、宗慶の後を繼ぎて家風を能くす（鑑定便覽）

**トリカヒ　ヤジン**　鳥飼野人　俳人、撫摩水谷の人、加右衛門と稱す寛政十二年八月歿す（俳家殁年表）

**トリゴエ　エンソン**　鳥越煙村　畫家、名は霞後潛と改む字は澹郷、仙藏と稱し別に梅圃と號す岡山藩士なり資性風流博雅繪事を好み筆て詩文を善くす浦上春琴に從つて畫を學び平生僧事を厭ひ家を其の子に讓り氏を梅と改め閑雲野鶴を倡とす明治二十三年三月六日東京青物町の庵に歿す年八十八、深川靈岸寺中深照院に葬る（三森松江氏稿）

**トリスデラ　テイソウ**　鳥栖寺貞崇　真言宗の僧、延長八年二月山城醍醐寺座主に補せらる在職十四年鳥栖寺僧正また眞言院僧都と稱す（紹運要略）

**トリナルミノカミ**　鳥鳴海神　大國主神の御子、母は鳥取産神の女鳥耳神（古事記）

**トリノイハクスブネノカミ**　鳥之石楠船神　伊弉那岐神の第十六子、一の名は天鳥船命、タケミカヅチノカミに副ひて中國を征す（古事記）

**トリノウミ　ゲンタツ**　鳥海玄達　醫家、江戸の人、延享中醫を以て出羽庄内侯に仕ふ一伜あり頭衆を患ふ常に市を鬻する能はず數醫技を彈せども彫響なし乃ち玄達に託す玄達診し畢りて曰く治し易きのみ聞く汝は書を讀み醫を知ると雖も必ず此方を疑はん則ち爲す可らず玄達曰く吾れ今次に與ふるに桂枝湯を以てす汝之を服する日に五貼、四五日に一浴浴後冷水を以て頭に灌げ伶曰く藥味平淡而して吾疾膏肓に在り恐らくは効を成し難し且つ頭痛ぐをや玄達叱して之を去らしめて曰く訂言前に在り汝酒何ぞ相駆くの甚だしきやと伶畏服して謝を請ふ玄達重ねて藥一合を取り告げて曰く汝水を灌がば必ず昏憒せん人の保護を須つとも懼るる勿れ之れを頓せば即ち蘇せんと其の法を授ふこと月餘皆な云ふ所の如くす疾全く癒ゆ伶來り謝し且つ其の故を問ふ曰く頭は諸陽の會其の寒なる陽氣起らざるに由る故に桂枝湯を以て陽氣を助けまた冷水を以て其の寒を激發すれば即ち陽氣自から發舒し藥力を假りて上鬱す故に疾の治す可きを知るなりと（皇國名醫傳）

**トリノウミ　ショウテイ**　鳥海松亭　儒者名は恭、字は神默、松亭は其の號、出羽の人、江戸に往き寛齋の門人、博洽を以て聞ゆまた書畫を能くし物産の說を精しくす常に讀書に勤苦して外交を謝し之が爲めに病を得て短命にして歿す著は寛齋の所數種あり晋國啓聚松亭小言のみ上梓して行はる文政二年四月十八日歿す年四十八（續諸家人物志、鑑定便覽）

**トリノヨシ　刀利宣令**　儒者、何の氏族たるかを詳かにせず父は康嗣、文武帝の時に朝散大夫大學博士に至る宣令少にして學を好み文筆敏略々群籍に渉り能く文を屬し伊豫後に補せらる慶雲四年逝去を以て入りて對策す（文は大日本史八十五卷に出づ）榮老中太子令人に調せられ正六位に至るまた和歌を善くす詠歌は載せて萬葉集に在り卒する年五十九（日本不儒林傳、六日本史、萬葉集作者履歴）

**トリヤマ　エイアン**　鳥山榮庵　京僧流の槍術家、京僧安太夫の門人、嘗て江戸より紀州に至る途上駿府に於て浪藉者あり矢を發すること二本榮庵鎌槍を以て矢を切り逸に之を倒せりと云ふ紀州に赴き穎宜に仕へんとすれど千石の采地を與へられず遂に藝州に赴きて淺野侯に仕ふ大田牛五郎、濱川獨立並に鳥山の宗を得たり（本朝武藝小傳、武術流祖錄）

**トリヤマ　カウケン**　鳥山香軒　儒者、芝軒の子、名は補門、字は通德、通稱孫平次、京師の人、詩を以て名あり享保十四年九月十三日歿す年四十三（浪花名家墓所集）

**トリヤマ　シケン**　鳥山芝軒　詩人、名は補寛、字は碩夫、左太夫と稱す或は云ふ五郎太夫と芝軒は其の號、別に入齋、また鳴春の號あり父興甫筆札を以て名あり芝軒少壯より詩歌を好み專ら詩を以て生徒に授け常に三體詩、唐詩選、杜律集解、唐詩訓解等を講說し自ら稱して詩人と云ふ蓋し是より先き石川丈山、平巖仙桂、僧元政等は人目するに詩人を以てすと雖も皆な經史を講じて子弟に教授す未だ以て唐詩を講說するを以て專業とするものあらず之を首唱するは芝軒より始まる後移りて浪華に居り諸侯聘すれども辭して應ぜず奉花秋月の間に放浪して以て娛みとす物徂徠其の詩を評して曉唐の宗匠と云ふ兼て書法を善くし二王を兼ね三跡の古風を好む時人洛陽の名筆と稱す正德五年五月十一日歿すと云ふ年六十一、著はす所芝軒略稿、芝軒吟稿、和山居詩あり子補門また詩を以て著はる（先哲叢談、近世叢語、鑑定便覽、諸家人物誌）

**トリヤマ　シザン**　鳥山紫山　古今流生花の祖、また細川流盆景の名手、德川幕下の士にして已千齋と號す越中富山に移り生花及び盆景を教授す後細川流盆景の技江戸に絕ゆ明治中紫山の門裔高田二雪東京に來り て其の技を傳ふ東京再び此の流派を見るを得るは紫山の賜なり

**トリヤマ　シンザブラウ**　鳥山新三郎　儒者、字は景濟、安房國大川村の人、儒學を以て名あり夙に勤王の大志を抱き吉田松陰の獄に投ぜらるゝや百方奔走其の拘禁を緩うせんとせしも其の志を達するを得ず文化六年六月六日越中高岡の旅中大橋重右衛門の家に歿す同國三國龍鳥妙海寺に葬る明治四十五年一月從五位を贈らる

**トリヤマ　シャウサク**　鳥山正作　陸奥仙臺藩士、不忘齋と號す本姓は谷津氏、世々仙臺侯に仕ふ父名は成幸、命じて鳥山氏に贅す正作人となり慈仁恬虚夙に丹野成田の二氏に從ひて學ぶ經史に通じ專ら經濟治民の術を研精す年十八始めて嚴井鱗澤二都の代官を拜す土人惰にして貧往々子を擧げず積習倍を成す生齒益々耗して田圃歲々荒る侯久しく之を憂ふ未だ良法を得ず邑正建議して法の寛は民の害なり法嚴なるべし況んや民志を變じ宿弊を破るに於てをや請ふ貧民� を受けば必ず報じ分娩必ず邑正に報じ而して代官に告す三令して五申す之を犯すものは罪人を殺すに準ずと正作曰く父子の道は天性なり且つ黎庶の子に於ては其の地に墮すは眞情未だ發せず壓殺意に經ざるのみ然り而して之を舉げざるは他なし貧苦の致す所のみ他費ふに資を給せずして倫の重きを諭し以て其の良心を導開し勤を貸し惰を戒め法を峻にし律を重くするとも何の功か之あらん唯能く天性を以て其の本業を務めしむるに若かず豫め貧戶を檢し之れに諭すに天地生物の厚慶を以てせば嬰孩兢々風犀勝毎に沸き慈愛の風諷然として起ると志を以て世人に其の名を知らる實歷年間淺草觀音堂に歌舞伎女方中村喜代太郎の狂言の似顔を寄進したる時は諸人珍しきことと沙汰し合へりと云ふ倘は鎭守谷鬼子母神祠に大森彦七圖、小石川氷川神社に樊噲破門圖、湯島天神に時致義秀草摺引圖等の繪額を奉納して屢名を得たりと云ふ版本に繪本百鬼夜行、水滸畫滸寶、繪事比紬、石燕畫譜、畫圖勢見談等あり天明八年八月三日歿す年七十七（浮世繪）

**トリヤマ　リンボ**　鳥山巽甫　書家、名は輔忠、字は巽甫、鶴仙と稱す通稱孫兵衛、後若狭守に任ず書體二王、三跡の古風を好みて最も名あり延寶七年五月二十七日歿す

**トリヤマ　ヘイザン**　鳥山平山　俳人、儒前兒島の人、屋號を島屋と云ふ父興兵衛麴製造を營む常に俳諧を嗜み吟詠自ら樂しむ居宅の庭園に二株の松樹あり因つて俳名を二松庵巴卜と稱す兄羅石また俳句を好む然れども平山に及ばず平山は實に父兄によりて薫育せられ自ら蝶夢軒瓶山と號し後改めて平山と稱せり當時岡山の俳壇は支考を追慕し所謂美濃派の俳句最も流行せり平山また大に之を嗜み日夜心を潛め家政の如き凡て兄羅石に委して之を顧みず常に黑羽二重の紋服を著し如何なる祝祭の日に遇ふも衣服を更むることなく其風采やや古代人に類せりと云ふ文政年中屢々藩士某の家に出入して俳句を教授す時に年尙ほ二十有餘、主人の妻其の姿色あるを見心動き終に之と通ず後主人之を悟り憤懣に堪へず一日家僕に命じ曉餐に託して平山を招かしむ平山固より其の內意を知らず其の邸に至り侍つ家僕平山に向つて云ふ今夕の着核其の味尋常ならず試に一片の肉を喰へと刀を按じて斬らんとす平山大に驚き倉皇身を以て逃る思へらく是れ必ず姦淫發覺せしならん此地に止まる可からずと卽夜出奔して行く處を知らず「きれたとて後を惜しむな風の空」は其の出奔の際の句なりと云ふ後京都に至て世に知らる石燕の遺作として猿を畫きし紙本著色の肉筆畫あり世に傳はる狩野の風趣を帶びて而も其の畫風と趣を異にすまた風俗畫に太夫を畫いて七十二番石燕戲畫とし零餘と讀み得る印を捺せるもの（紙本）あり强き線を用ひたる珍品なり彼はまた神社佛寺に畫額を奉納したるを以て世人に其の名を知らる實歷年間淺草觀音堂に歌舞伎女方中村喜代太郎の狂言の似顔を寄進したる時は諸人珍しきことと沙汰し合へりと云ふ倘は鎭守谷鬼子母神祠に大森彦七圖、小石川氷川神社に樊噲破門圖、湯島天神に時致義秀草摺引圖等の繪額を奉納して屢名を得たりと云ふ版本に繪本百鬼夜行、水滸畫滸寶、繪事比紬、石燕畫譜、畫圖勢見談等あり天明八年八月三日歿す年七十七（浮世繪）

**トリヤマ　セキエン**　鳥山石燕　浮世繪師本姓佐野、名は豐房、初め狩野玉燕に學ぶ後浮世繪を畫けり其の畫蹟の世に存するもの甚だ乏しくまた傑出せ